

令和2年度 障害者総合福祉推進事業

補装具費支給制度の効果的な普及方法に向けた検討 報告書

令和3年3月

社会システム 株式会社

目次

I.事業要旨

.....1

Ⅱ.事業の目的及び実施内容

.....6

Ⅲ.調査等の結果及び分析・考察

1.補装具費支給の実態把握

1.1 市町村における補装具費支給の実態調査の実施方法・・・・・・・・・・・・・8

1.2 調査結果と分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

2.補装具費支給対象者にとって必要な情報の把握

2.1 障害当事者に対するアンケート調査による実態把握・・・・・・・・・・・・・・・・132.2 自治体に対するアンケート調査による実態把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・402.3 専門職に対するヒアリング調査による実態把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・562.4 自治体等が提供している制度情報の実態把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・653.補装具費支給の対象者の状態像と情報提供の課題・・・・・・・・・・・・・・・・71

4.補装具費支給制度の効果的な普及の在り方の検討

4.1 効果的な普及方法の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・724.2 広報ツールの作成・展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・754.3 広報ツールの普及に向けた方針の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・90

IV. 検討委員会の実施状況

.....95

V. 成果等の公表計画

.....111

卷末資料

資料1.自治体アンケート票・・・・・・・・・・・・・・・・・・112資料2.障害当事者アンケート票・・・・・・・・・・・・・・・・・・116

I.事業要旨

■事業の目的

補装具費支給制度については、市区町村の支給決定にかかるガイドラインはあるものの、制度の考え方などについては、申請者を含む国民の理解を促す資料が十分に整えられていない実態にある。また、情報を伝えるべき対象者の状態像が明らかになっていない。そこで、本検討では、補装具費の支給実態を把握するとともに、障害当事者が制度の情報として何を求めているかなどについて調査し、一般向けにわかりやすいリーフレット等の広報ツールを作成・公開することを目的として実施した。

■本事業で実施した実態調査

本事業では、支給実態及び申請者・関係者の制度にかかる情報提供に対する認識や課題等を把握するため、以下の実態調査を実施した。

- 補装具費支給の実態（自治体アンケート調査）
- 障害当事者の制度に対する認識や課題意識の実態（当事者アンケート調査）
- 補装具費支給制度にかかる情報提供の実態（自治体アンケート調査）
- 補装具利用にかかる関係者の制度に対する認識や課題意識の実態（関係者ヒアリング調査）

■本事業の検討体制

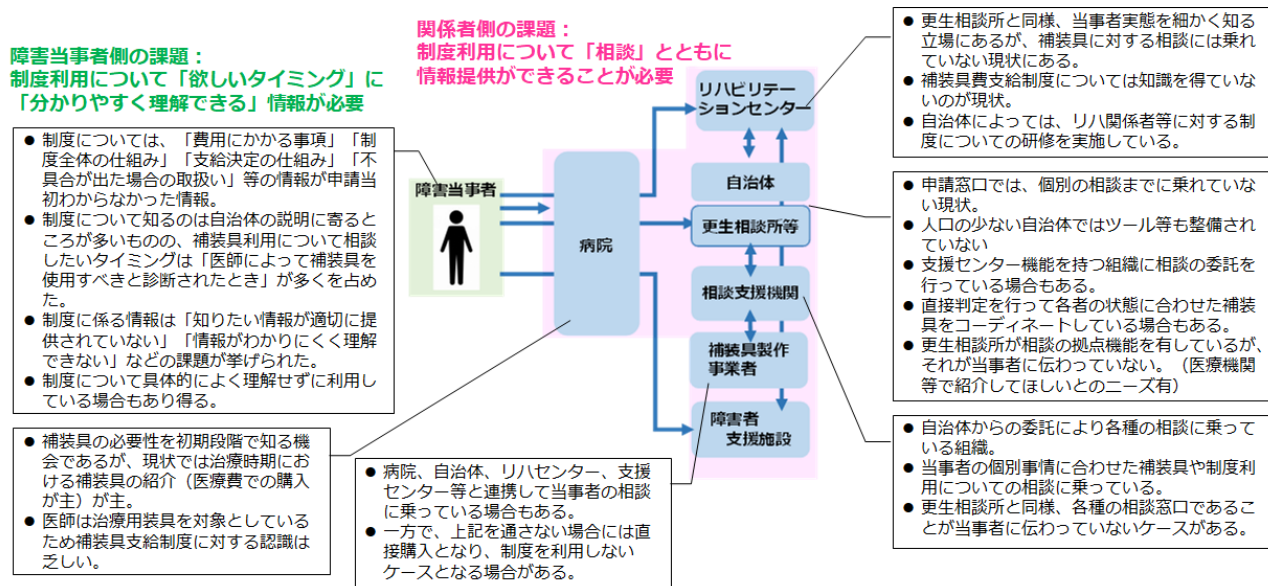
本事業では、下表のメンバーにより検討会を設置して事業を実施した。

表 検討委員

座長	竹島 恵子	(公財)交通エコロジーモビリティ財団 バリアフリー推進部
委員	木島 真央	メイ・ソリューション株式会社
	剣持 悟	川村義肢株式会社
	硯川 潤	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 福祉機器開発室
	谷 映志	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 自立支援局 神戸視力障害センター
	山口 公深	熊本県福祉総合相談所 障がい相談課
アドバイザー	水村 慎也	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室 課長補佐
事務局	高光 美智	社会システム株式会社 企画調査グループ 課長
	代	
	梅崎 良樹	社会システム株式会社 企画調査グループ 係長
	石澤 一輝	社会システム株式会社 企画調査グループ

■実態調査結果からの課題

障害当事者及び、関係各者へのアンケート及びヒアリング調査から、補装具費支給制度の利用にかかる課題としては、各立場で以下が挙げられた。



■補装具費支給の対象者の状態像と情報提供の課題

補装具費支給制度は、補聴器、装具、車椅子などの種目を中心に利用されている実態にあるが、当事者の状態像としては、インターネット等の情報や適切に相談できる自治体等の担当からの情報を得て、制度を利用している者がいる一方、利用実態には表れていない「情報にたどり着けない、相談ができていない」者が存在しており、制度の利用ができていない状態が生じている可能性がある。

即ち、制度の利用が必要な者に情報が届かないために実対象に含まれていない実態が生じている。

情報を収集している、適切に相談できている人	情報にたどり着けない、相談ができていない
● 自分でインターネット等による情報収集ができ、制度の内容や必要事項を理解できる人 ● 適切に相談できる機関との連携ができ、自分に必要な補装具をコーディネートされ、制度についての説明も受けている人	● 障害者手帳の取得ができていない、適切な相談窓口への相談ができていないために制度について知らない人 ● 障害者手帳取得時に説明は受けたものの、理解できておらず、制度活用に至っていない人 ● 適切な情報提供（視覚障害者や聴覚障害者に対する情報保障ができていない）がされておらず、制度についての情報が適切に得られない人
引き続き、適切な情報提供が必要な対象像	情報提供を強化すべき対象像

一方、制度情報は手帳申請時などに情報提供をされているものの、「障害者福祉の手引き」などの膨大な情報の中に埋もれている場合や、制度情報がわかりにくいなどの問題が見られた。

【情報提供の課題】

- **多くの情報に埋もれて**は理解できず、認知もできない（「障害者福祉の手引き」の一部では埋もれてしまっている）
- **難しい言葉、煩雑な書類**の作成が情報理解を阻んでいる
- 「自分に必要な補装具が申請できるのか」をどのように判定されるか、判定に至るまでにどのような相談ができるのかなど、**「相談」との紐づきが見えない**
- **知りたい情報**（支給額等）にカンタンにたどり着けない

■補装具費支給制度の効果的な普及のあり方の方向性

方向性①：情報を伝えるべき対象像、アプローチしやすい情報提供手段が重要

インターネット等で情報が収集でき制度内容等を理解できている、相談できる機関に情報提供がされている者は問題がないが、情報にたどり着けない、相談ができない人が存在し、情報提供の強化が必要となっている。

方向性②：対象者にとって必要な情報内容、わかりやすい情報構成・表現のあり方が重要

情報が必要な対象者にとって、制度そのものについてが多くの情報に埋もれて認知できていない状況であるとともに、内容についても仕組み、申請の流れ、種類や要件、費用など各段階の情報が必要となっている。

■広報ツールの作成・展開

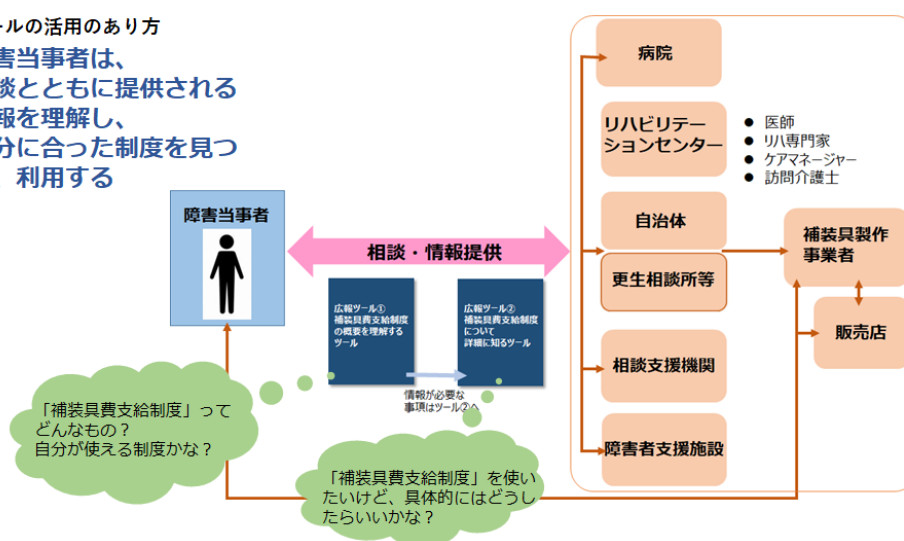
広報ツールとして、以下の2段階のツールを作成した。

ツール①：制度そのものを知り、全容が理解できる「とば口」となるツール

ツール②：制度の内容をある程度詳細に理解し、利用にあたっての必要な情報がわかるツール

ツールの活用のあり方

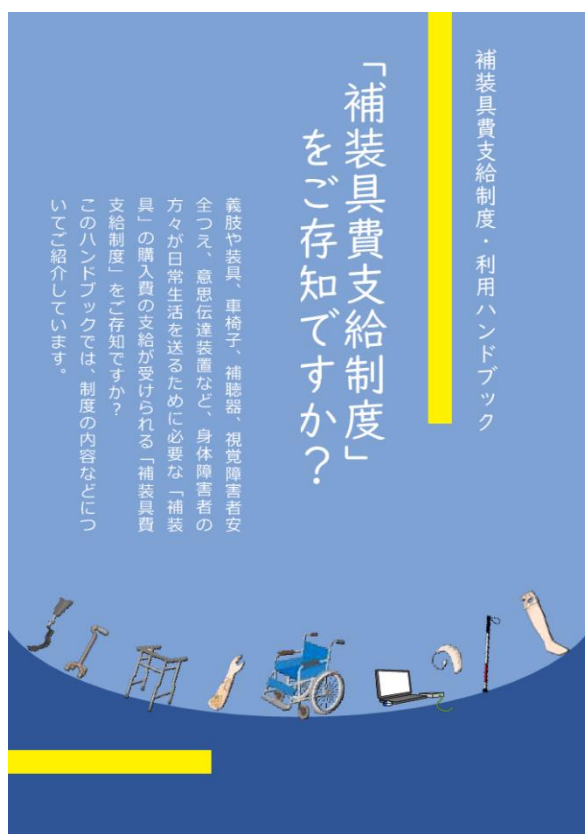
障害当事者は、
相談とともに提供される
情報を理解し、
自分に合った制度を見つ
け、利用する



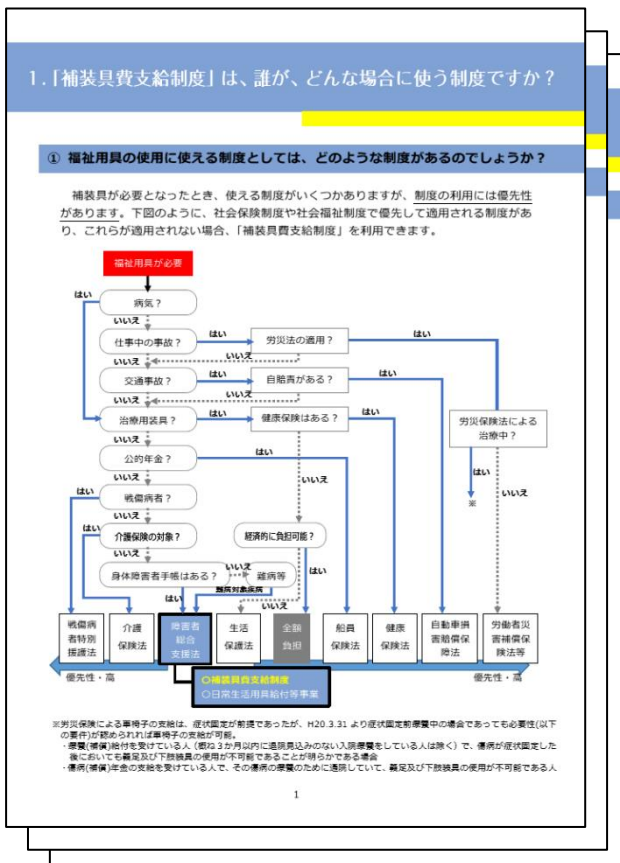
ツールの活用のあり方

関係者は
障害当事者からの相談時
などに
補装具購入における
制度のひとつとして
わかりやすい
情報提供を行う

ツール①：制度そのものを知り、全容が理解できる「とば口」となるツール 「補装具費支給制度」利用ハンドブック



ツール②：制度の内容をある程度詳細に理解し、利用にあたっての必要な情報がわかるツール 「補装具費支給制度」利用詳細ガイド



Ⅱ.事業の目的及び実施内容

1.事業の目的

補装具費支給制度については、これまで市町村の支給決定にあたっての留意点をまとめたガイドラインはあるものの、制度の考え方などについて国民の理解を促す資料が十分に整えられていない実態にある。また、支給実態については詳細なデータ（例えば初めて補装具を製作して支給決定を受けた障害者・児の数など）が把握できていないために、情報を伝えるべき対象者の状態像が明らかになっていない。

そこで、本事業では、補装具費の支給実態を把握するとともに、障害当事者が制度の情報として何を求めているかなどについて調査し、一般向けにわかりやすいリーフレット等の広報ツールを作成・公開することを目的とした。なお、本事業は検討会を設置して検討を進めた。

2.事業の実施内容

本事業は、以下の内容で実施を行った。

(1) 自治体における補装具費支給の実態調査

補装具費支給制度の運用として、未だ詳細なデータが把握されていない支給の実態について、以下の調査を実施し、補装具費支給制度の対象者の状態像を整理した。

- 全国 1,741 の市町村を対象にアンケート調査による実態把握を行った。
- 補装具費支給の実態を把握すべく、受給者数の把握、補装具費支給のかかる課題を調査した。
- 障害別や利用状況等による分析を行った。

(2) 補装具費支給対象者にとって必要な情報の把握

① 補装具費支給にかかる関係者に対する実態調査

補装具費支給制度を受ける障害当事者及び補装具費支給にかかる関係者に対して、制度の情報提供に係る実態及び問題点を把握するため、以下の調査を実施した。

1) 障害当事者に対するアンケート調査の実施

障害当事者が補装具費支給制度をどのように知り、制度利用において情報にどんな課題があったか等の実態について、障害当事者及びその家族に対するアンケート調査を実施した。

- 4つの自治体（神奈川県川崎市、宮城県仙台市、大阪府大東市・四条畷市）を窓口にアンケートを配布、その他に障害者団体によらない障害者コミュニティ（聴覚障害及び視覚障害）に依頼して調査を実施した。

- 調査は、制度活用の実態や制度に関する情報の課題などを内容とした。

2) 自治体に対するアンケート調査の実施

情報提供主体である自治体の補装具費支給制度にかかる情報提供の課題をアンケート調査により把握した。なお、アンケートは(1)の調査と同時に行った。

3) 専門職等に対するヒアリング調査の実施

障害当事者に対するアンケート調査を実施した川崎市、仙台市、また小規模な自治体として北海道河西郡芽室町に対して、自治体の福祉職、専門職等から見て、補装具費支給制度について障害当事者が必要と考える情報などについてヒアリング調査を実施した。

4) 自治体等が提供している制度情報の実態把握

自治体や補装具業者等が提供している障害当事者に向けた制度情報をインターネット等で収集し、必要な情報がわかりやすく掲載されているかなどの視点で検証し、情報提供の課題点を整理した。

② 補装具費支給の対象者の状態像と情報提供の課題の整理

①で把握した実態から、補装具費支給の対象者の状態像を整理するとともに、その方々がどのように制度について情報を得ているかを整理し、情報提供していくための課題を抽出した。

(3) 補装具費支給制度の効果的な普及のあり方の検討

障害当事者等の申請者を含む広く国民に向けた補装具費支給制度の効果的な普及のあり方の方向性を整理し、広報ツールを作成した。

① 効果的な普及方法の検討

(1)、(2)の調査結果から、効果的な普及の内容、表現、方法を検討した。

② 広報ツールの作成、展開

①で検討した普及方法に基づき、広報ツールを作成した。

■ 広報ツールの公開

広報ツールはPDFデータを作成し、当該事業の応募者である社会システム(株)のホームページでの公開とともに、各障害者団体等におけるデータ公開の協力を図っていくものとする。

■ 広報ツールの展開

○広報ツールデータの共有を、自治体及び関係団体に対して行った。

(4) 検討会の開催、運営

検討会は、以下の3回を開催した。

検討会	開催日時	検討内容
第1回	R2.9.15(火) 14:00～16:00	・事業の概要について ・事前ヒアリングを踏まえた検討の進め方について (課題共有) ・補装具費支給の実態調査について ・普及方法の検討方針について
第2回	R2.12.8(火) 14:00～16:00	・自治体アンケート結果の報告 ・当事者アンケート結果の報告 ・関係者・専門職ヒアリング結果の報告 ・調査結果を踏まえた制度の普及方法の検討
第3回	R3.3.4(火) 14:00～16:00	・広報ツールの作成、普及に向けた方針について ・報告書(案)について

Ⅲ.調査等の結果及び分析・考察

1.補装具費支給の実態把握

1.1 市町村における補装具費支給の実態調査の実施方法

1.1.1 調査の概要

調査は、以下の通り実施した。

- ✓ 調査対象：全国 1,741 自治体を対象 ※東京 23 区含む、政令市は 1 つ
- ✓ 実施期間：2020 年 10 月 6 日～2020 年 10 月 28 日
- ✓ 調査方法：郵送により自治体窓口へ発送、Web または郵送、メールにより回収

1.1.2 調査の内容

調査は、大きく以下の 2 つの内容について把握を行った。

- ・ 補装具費支給制度の支給実態（補装具別の支給人数等）
- ・ 補装具費支給における情報提供に関する課題

➡「2.補装具費支給対象者にとって必要な情報の把握」で結果を提示

※調査票は巻末（巻末資料・資料－1）に示す。

1.1.3 回収枚数

回収は、1,741 自治体中 1,183 件の自治体から回収を得た。

表 配布件数と回答件数

配布件数 (全市区町村)	回答件数
1,741 件	1,183 件 (67.9%)

表 自治体人口規模別配布件数と入力済件数

人口規模	配布件数 (全市区町村)	回答件数	回収率
1 万人未満	519	319	61.5%
1 万人以上 5 万人未満	682	502	73.6%
5 万人以上 10 万人未満	253	165	65.2%
10 万人以上 20 万人未満	156	112	71.8%
20 万人以上自治体	131	85	64.9%
計	1,741	1,183	67.9%

表 都道府県別配布枚数と入力済件数

地域	都道府県	配布件数	回答件数	回収率
北海道・東北	北海道	179	114	63.7%
	青森県	40	34	85.0%
	岩手県	33	22	66.7%
	宮城県	35	24	68.6%
	秋田県	25	20	80.0%
	山形県	35	24	68.6%
	福島県	59	38	64.4%
関東	茨城県	44	39	88.6%
	栃木県	25	20	80.0%
	群馬県	35	22	62.9%
	埼玉県	63	40	63.5%
	千葉県	54	37	68.5%
	東京都	62	46	74.2%
	神奈川県	33	23	69.7%
中部	新潟県	30	20	66.7%
	富山県	15	10	66.7%
	石川県	19	8	42.1%
	福井県	17	12	70.6%
	山梨県	27	19	70.4%
	長野県	77	49	63.6%
	岐阜県	42	31	73.8%
	静岡県	35	20	57.1%
	愛知県	54	39	72.2%
近畿	三重県	29	17	58.6%
	滋賀県	19	10	52.6%
	京都府	26	15	57.7%
	大阪府	43	27	62.8%
	兵庫県	41	35	85.4%
	奈良県	39	25	64.1%
	和歌山県	30	22	73.3%
中国	鳥取県	19	13	68.4%
	島根県	19	13	68.4%
	岡山県	27	19	70.4%
	広島県	23	15	65.2%
	山口県	19	12	63.2%
四国	徳島県	24	11	45.8%
	香川県	17	11	64.7%
	愛媛県	20	20	100.0%
	高知県	34	15	44.1%
九州・沖縄	福岡県	60	43	71.7%
	佐賀県	20	13	65.0%
	長崎県	21	16	76.2%
	熊本県	45	31	68.9%
	大分県	18	13	72.2%
	宮崎県	26	16	61.5%
	鹿児島県	43	36	83.7%
	沖縄県	41	24	58.5%
	計	1741	1183	67.9%

1.2 調査結果と分析

調査結果のうち、ここでは「補装具費支給制度の支給実態」の結果分析を示す。

① 2019 年度に支給した補装具の支給件数（自治体当たりの平均件数）

- ・ 支給件数の平均をみると、補装具全体では障害者が修理で活用している件数が年間 48 件と最も多く、次いで障害者が新規で購入した件数が 43 件であった。
- ・ 補装具別には、障害者が車椅子の修理に当制度を使ったケースが最も多く、1 自治体あたり年間 18 件の支給が見られた。次いで補聴器を新規で購入したケースが多かった。

（自治体当たりの平均件数）

	購入（新規）		購入（再支給）		修理	
	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者
義肢	0.3	2.4	0.2	2.0	0.4	5.3
装具	7.1	11.2	5.2	8.2	2.2	9.5
座位保持装置	3.9	1.8	2.1	1.1	3.4	3.6
視覚障害者安全つえ	0.7	5.0	0.1	2.1	0.0	0.1
義眼	0.1	0.6	0.1	0.4	0.0	0.1
眼鏡	0.6	3.6	0.1	1.5	0.1	0.4
補聴器	3.3	17.7	1.0	8.6	6.0	10.6
車椅子	4.6	6.0	2.3	3.7	5.3	18.3
電動車椅子	0.6	1.6	0.1	1.0	1.1	9.0
座位保持椅子（児のみ）	1.8	0.0	0.7	0.0	0.6	0.0
起立保持具（児のみ）	0.6	0.0	0.2	0.0	0.3	0.0
歩行器	1.2	1.1	0.4	0.2	0.3	0.3
頭部保持具（児のみ）	0.4	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
排便補助具（児のみ）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
歩行補助つえ	0.4	1.9	0.1	0.8	0.0	0.2
重度障害者用意思伝達装置-文字等走査入力方式	0.0	0.4	0.0	0.1	0.0	0.3
重度障害者用意思伝達装置-生体現象方式	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
重度障害者用意思伝達装置-その他（入力装置や固定具）	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1
合計支給件数	19.7	43.3	9.2	23.7	16.1	48.8
うち障害者手帳未所持の難病患者等への給付件数	0.1	0.3	0.0	0.1	0.0	0.1
うち特例補装具の給付件数	1.8	0.3	0.6	0.2	1.0	0.5

② 2019 年度に初めて申請した/決定した人数（自治体当たりの平均人数）

- ・ 2019 年度に初めて申請した/決定した人宇腕は、新規購入者が障害者で 20 人、再支給が 9 人、修理が 13 人であった。

	障害者	障害児
2019年度に初めて購入申請した <u>人数</u>	20.3	4.9
2019年度に初めて再支給決定した <u>人数</u>	9.5	2.7
2019年度に初めて修理申請した <u>人数</u>	13.4	3.2

③ 借受けの件数（自治体当たりの平均件数）

- ・ 借受けに関しては、いずれの補装具でもほとんど見られず、装具に関して借受けがわずかにあったのみであった。

	件数平均
義肢（完成用部品）	0.00
装具（完成用部品）	0.01
座位保持装置（完成用部品）	0.00
座位保持椅子（児のみ）	0.00
歩行器	0.00
重度障害者用意思伝達装置（本体）	0.00
合計支給件数	0.01
うち障害者手帳未所持の難病患者等への給付件数	0.00

【支給管理システムにおける課題について】

自治体からの問い合わせにて、支給に関する管理事務に関して「補装具支給管理システム」を用いている自治体が一定数見られた。補装具費支給管理システムでは、「購入」における新規と再支給の区別がされていないことから、同システムを導入している自治体では、アンケートの問2の新規と再支給を区別してアンケートを回答することが困難であることが判明した。

SwanR 【支給決定処理】 - [詳細]

個人コード 0000000000000003 氏名 日本 太郎 生年月日 22.05.05 71歳 住所 東京都中央区スワンアパートA-1010号室 世帯主 日本 太郎 続柄 世帯主 TEL 090-9999-9999 非住民

申請日 H 30.04.01 申請者 日本 太郎 起算年月日 H 30.04.01 決定日 ? 00.00.00 結果

内訳 1: 購入 借受の意向 区分 2: 障害者 理由

支給番号 (H 30) 保護者等 日本 太郎 本人との続柄 00 本人

器具 020001 假構造義肢 肢義足 常用 (普通) 借受期間 ? 00.00.00 ~ ? 00.00.00

1 耐用年数 メーカー 型番

処方 業者 0001 補装具業者 A 規定 難病等

世帯状況 再判定 所得区分 生保移行防止 月額負担上限額 0 円

明細		消費税等		同一月申請者利用額	
基準額	41,920 円	開始月利用者負担額	更生相談所等	同一月申請者利用額	0 円 (決定月)
備格	52,400 円	判定依頼日	H 30.04.01	支払方式	1: 代理受領
見積額	52,400 円	判定書受付日	H 30.04.01	支払年月日	? 00.00.00
利用者負担額	0 円	適合判定日	? 00.00.00	次回通知月	? 00.00
差額負担額	10,480 円	利用者負担額合計	引渡年月日	ケース番号	
公費負担額	41,920 円				

手帳 取消 借受情報 住民記録 スキャン 過去分 送付先 終了

出典：自治体向け福祉総合システム「SwanR」

図 自治体向け補装具費支給管理システムの画面例

◆自治体からの問い合わせ内容

- ✓ 一部の自治体では、システムを用いた支給管理を行っており、支給件数を「購入」「修理」の2分類で登録している。
- ✓ 今回の設問の購入の内訳の「新規」「再支給」を把握する場合、システム上では「購入」を「新規」「再支給」の別で出力できないため、申請者の個人申請書類を特定し、過年度に申請履歴があるかを突合する必要がある。
- ✓ 申請者の多い大都市は、個人票の特定作業、突合作業に時間を要するため、「再支給」の算定が厳しい。「新規」「再支給」の合算値であれば回答することが可能である。（児と者の違いは算出可能）

◆問い合わせがあった自治体

70 件程度

◆該当する回答欄

	購入 (新規 ^{*1})		購入 (再支給 ^{*2})		修理	
	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者
義肢						
装具						
座位保持装置						
視覚障害者安全つえ						
義眼						
眼鏡						
補聴器						

2.補装具費支給対象者にとって必要な情報の把握

2.1 障害当事者に対するアンケート調査による実態把握

2.1.1 調査の概要

調査は、以下の通り実施した。

- 調査対象：当該制度情報を得にくい対象層を見出すため、当事者団体を対象とせず、サンプルとなる4つの自治体へのアプローチによる配布を行い、また併せて障害者コミュニティ（聴覚障害、視覚障害）に依頼
 - 対象自治体を神奈川県川崎市、宮城県仙台市、大阪府大東市・四條畷市とした
 - 第一回の検討会の議論において、本調査の目的を踏まえ障害者団体を通じて配布するより特定の自治体でケーススタディとして配布を行った方が、制度普及に関する問題意識を持った回答者を抽出できると判断したため。
- 実施期間：2020年11月
- 調査方法：各自治体の特性に応じて、各専門機関を窓口アンケート実施を周知した。
- 回答方法：郵送またはWebフォームからの回答（視覚障害者用にはテキスト版を作成して配布した）

厚生労働省
令和2年度障害者総合福祉推進事業
「補装具費支給制度」
に関する
アンケート調査へのご協力お願い

厚生労働省令和2年度障害者総合福祉推進事業の採択を受け、「補装具費支給制度の効果的な普及に向けた検討」を実施している社会システム㈱です。
障害者等の失われた身体機能を補完、または代替するための更生用の用具である補装具は、障害者総合支援法に基づいて支給されます。このアンケートは、補装具費支給制度につきまして、障害当事者の皆さまにお伺いするものです。この制度を皆さまにわかりやすくお伝えする方法を検討するために、皆さまの声をうかがいたいと存じますので、なにとぞ、ご協力を賜りますよう、お願いいたします。

皆さまのご協力を賜ればと存じます。ぜひ、ご協力をお願いいたします。

●アンケートは、インターネットからお答えいただくアンケートフォームを準備しております。
以下の URL または QR コードから、パソコンやスマホから回答フォームにアクセスでき、簡単に回答いただくことが可能です。2つのフォームがあります。使いやすい方をご利用ください。
<https://docs.google.com/forms/d/1rzi1bwvMVGCA-RixW2A7Juk9ypMAiBunAw59EE24AVY/edit>
<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/hosougutoujisyasya/toujisyasya/>

←Google form ←Qooker Form

調査実施主体（連絡先）：社会システム株式会社
〒150-0013 渋谷区恵比寿 1-20-22 電話 03(5791)1133

図 配布したポスター

2.1.2 調査の内容

- ・ 補装具費支給制度の利用の有無（利用していない理由）
- ・ 制度の利用意向
- ・ 制度に関する情報提供の課題（わかりにくかった点）

※調査票は巻末（巻末資料・資料－２）に示す。

2.1.3 回収枚数

回収は 321 件の方から回答を得た。

表 取得した回答数

取得した回答数
321 件

表 都道府県別回答数

都道府県	件数	比率
大阪府	118	36.8%
神奈川県	44	13.7%
宮城県	37	11.5%
東京都	33	10.3%
愛知県	18	5.6%
千葉県	7	2.2%
埼玉県	7	2.2%
福井県	6	1.9%
兵庫県	6	1.9%
北海道	4	1.2%
岐阜県	4	1.2%
石川県	4	1.2%
山形県	3	0.9%
福岡県	3	0.9%
熊本県	3	0.9%
京都府	3	0.9%
茨城県	2	0.6%
新潟県	1	0.3%
三重県	1	0.3%
沖縄県	1	0.3%
長野県	1	0.3%
香川県	1	0.3%
その他	1	0.3%
福島県	1	0.3%
山口県	1	0.3%
高知県	1	0.3%
和歌山県	1	0.3%
静岡県	1	0.3%
奈良県	1	0.3%
滋賀県	1	0.3%
愛媛県	1	0.3%
徳島県	1	0.3%
鹿児島県	1	0.3%
不明	3	0.9%
計	321	100.0%

2.1.4 回答者の属性

■回答者の種別（本人/家族等）

回答者は当事者が最も多く、全体の6割を占める。

	件数	比率
障害当事者本人	203	63.2%
障害当事者の家族	83	25.9%
障害当事者の介助者	28	8.7%
その他	8	2.5%
計	321	100.0%

■回答者（または回答代理元の当事者）の年齢

年齢分布は50～69歳が最も多く、次いで30～49歳が多かった。

	件数	比率
17歳以下	40	12.5%
18～29歳	29	9.0%
30～49歳	105	32.7%
50～69歳	110	34.3%
70歳以上	36	11.2%
未回答	1	0.3%
計	321	100.0%

■障害者手帳の有無

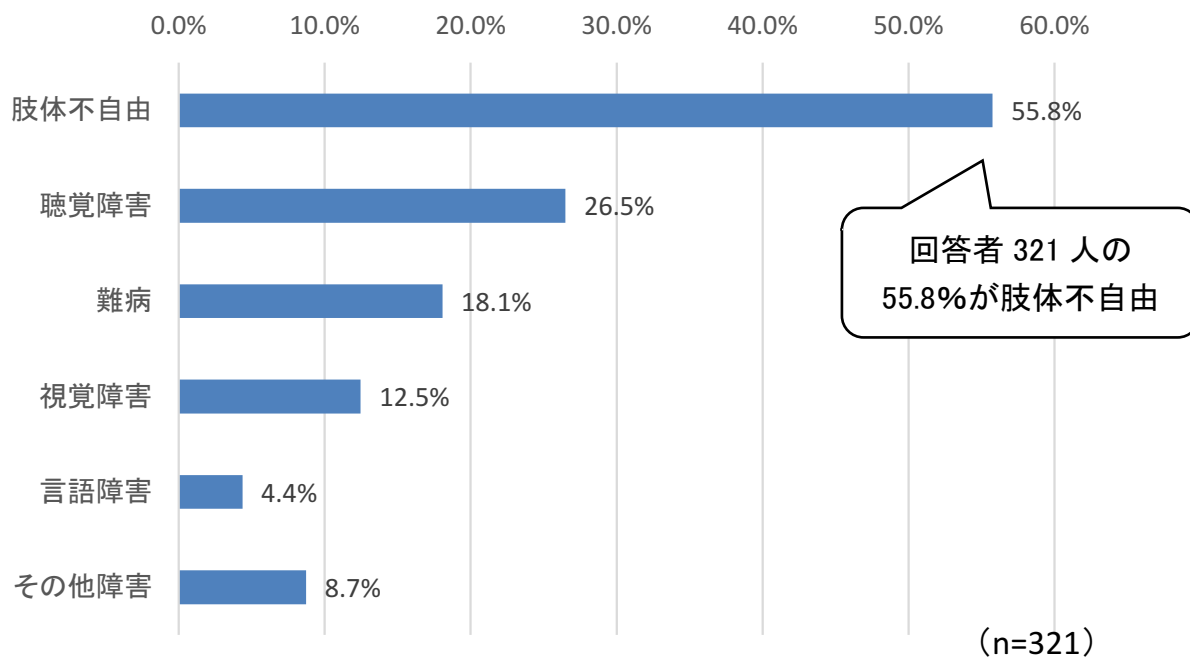
障害者手帳は回答者全体の 9 割が所持している。

	件数	比率
持っている	304	94.7%
持っていない	15	4.7%
未回答	2	0.6%
計	321	100.0%

■回答者（または回答代理元の当事者）の障害の種類

<単純集計>

障害の種類を延べ人数で見ると、肢体不自由が最も多く回答者のうち 55.8%が該当。次いで聴覚障害が 2 割であった。



※%の分母は回答者数。複数選択のため、合計が 100%を超過する。

<組み合わせ別集計>

複数選択項目であるため、回答者一人当たりの障害を組み合わせ別の集計結果をみると肢体不自由、聴覚障害、視覚障害単体の次に多いのは、「肢体不自由+難病」「聴覚障害+難病」の組み合わせが多く見られた。

	件数	比率
肢体不自由	123	38.3%
聴覚障害	58	18.1%
視覚障害	33	10.3%
肢体不自由 + 難病	28	8.7%
聴覚障害+難病	13	4.0%
その他障害	13	4.0%
難病	9	2.8%
肢体不自由+ その他障害	7	2.2%
肢体不自由+ 言語障害	6	1.9%
障害無し	5	1.6%
肢体不自由+聴覚障害	4	1.2%
聴覚障害+ その他障害	3	0.9%
肢体不自由+視覚障害	3	0.9%
肢体不自由+聴覚障害+難病	2	0.6%
肢体不自由+視覚障害+難病	2	0.6%
言語障害	2	0.6%
聴覚障害+言語障害	2	0.6%
肢体不自由+言語障害+ その他障害	2	0.6%
聴覚障害+難病+ その他障害	1	0.3%
肢体不自由+言語障害+ 難病	1	0.3%
視覚障害+ その他障害	1	0.3%
視覚障害+聴覚障害	1	0.3%
聴覚障害+言語障害+ 難病	1	0.3%
肢体不自由+難病+ その他障害	1	0.3%
計	321	100.0%

<その他障害（自由記述）>

- ✓ ダウン症（2件）
- ✓ 知的障害（8件）
- ✓ 発達障害（2件）
- ✓ 高次脳機能障害
- ✓ 5p-症候群
- ✓ 頸椎損傷
- ✓ ストマ増設
- ✓ チューブリン異常による精神運動発達遅滞
- ✓ てんかん
- ✓ 脳性まひ
- ✓ ペースメーカー内部
- ✓ 遺伝性運動感覚ニューロパチーⅡ型
- ✓ 心臓機能障害

<都道府県別集計>

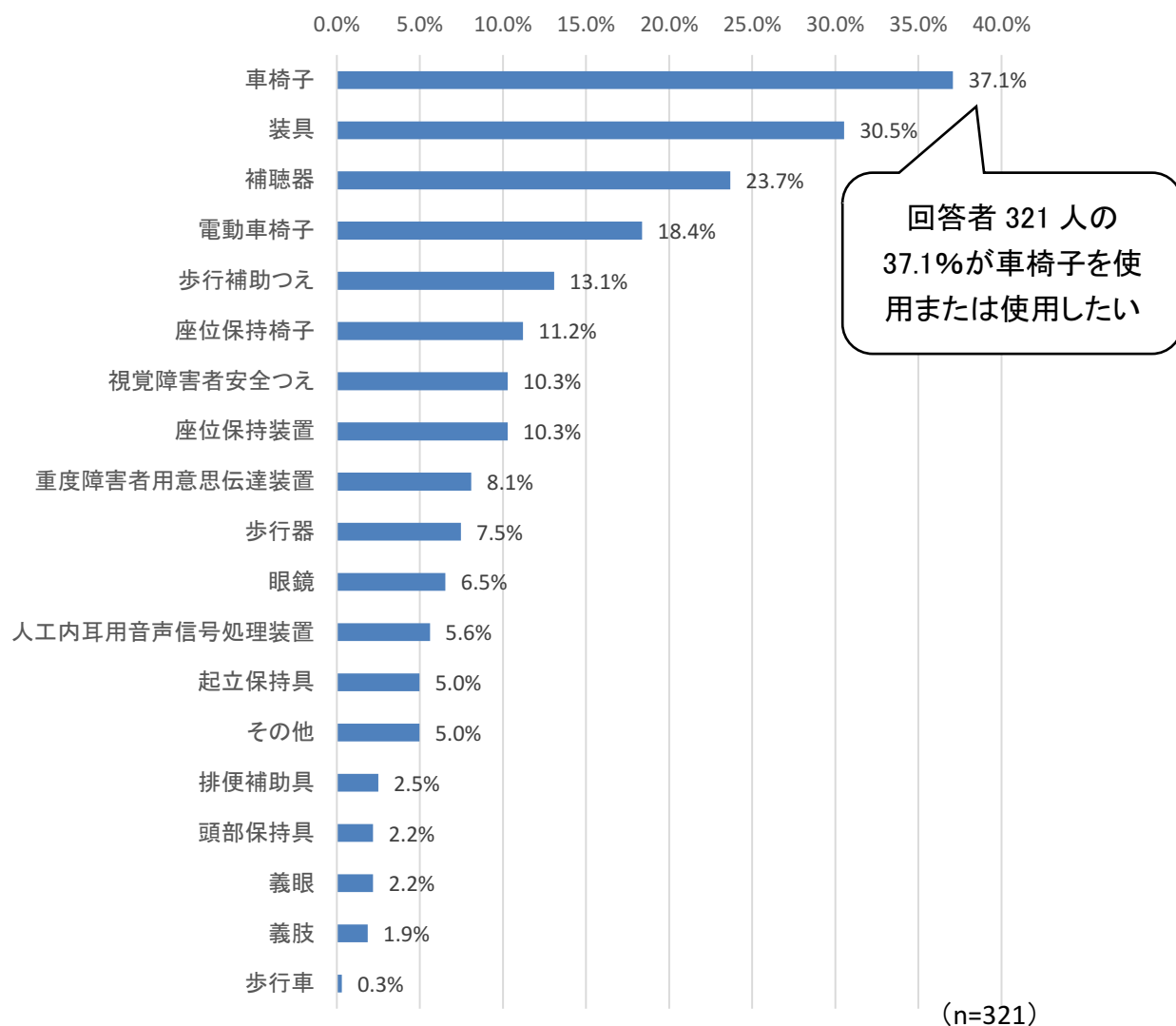
大阪府（大東市及び四条畷市）、神奈川県（川崎市）、宮城県（仙台市）にある団体等を通じた配布が中心であったことから、都道府県別には大阪府の回答が最も多く、次いで神奈川県、宮城県であった。

	肢体不自由	聴覚障害	視覚障害	難病	言語障害	その他障害	延べ件数	回答者数
大阪府	80	10	17	13	7	19	146	118
神奈川県	20	8	17	0	1	0	46	44
宮城県	23	3	0	16	2	2	46	37
東京都	14	15	3	7	2	1	42	33
愛知県	5	16	0	2	1	1	25	18
千葉県	2	5	0	1	0	0	8	7
埼玉県	3	3	1	1	0	2	10	7
兵庫県	3	3	0	0	0	1	7	6
福井県	6	0	1	4	0	0	11	6
北海道	2	2	0	1	0	0	5	4
岐阜県	0	4	0	0	0	0	4	4
石川県	4	0	0	1	0	0	5	4
京都府	0	3	0	1	0	0	4	3
山形県	2	1	0	1	0	0	4	3
熊本県	2	1	0	2	0	0	5	3
福岡県	1	2	0	1	0	0	4	3
茨城県	1	1	0	1	0	0	3	2
その他	1	0	0	1	0	0	2	1
三重県	0	1	0	0	0	0	1	1
和歌山県	1	0	0	0	1	0	2	1
奈良県	1	0	0	0	0	0	1	1
山口県	0	1	0	1	0	1	3	1
徳島県	1	1	0	0	0	0	2	1
愛媛県	1	0	0	1	0	0	2	1
新潟県	1	0	0	0	0	0	1	1
沖縄県	0	1	0	0	0	0	1	1
滋賀県	0	1	0	0	0	0	1	1
福島県	0	1	0	0	0	0	1	1
長野県	1	0	0	1	0	0	2	1
静岡県	1	0	0	1	0	0	2	1
香川県	0	1	0	0	0	0	1	1
高知県	1	0	1	0	0	0	2	1
鹿児島県	0	1	0	0	0	0	1	1
計	177	85	40	57	14	27	400	318

■使用している、または使用したい補装具

<単純集計>

車椅子が最も多く、全回答者の4割弱が使用している、または使用したいと回答。

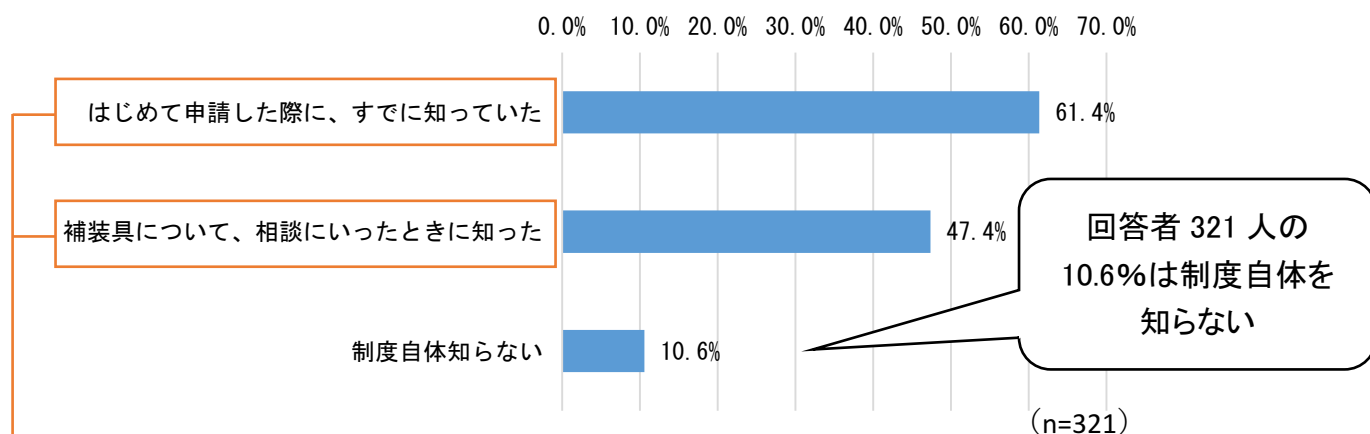


※%の分母は回答者数。複数選択のため、合計が100%を超過する。

2.1.5 制度の認知度

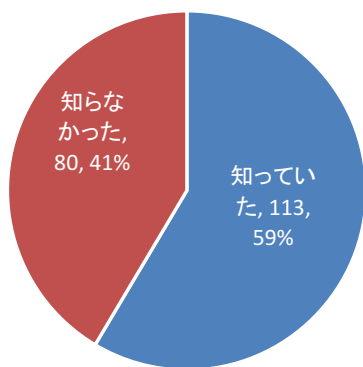
<全体の傾向>

- ✓ 申請時にすでに知っていた人が6割である一方、相談窓口で初めて知ったという人が5割近くあった。
- ✓ 一方で制度自体知らない人も1割見られた。
- ✓ 制度について初めて知った「窓口」は自治体、病院などが挙げられた。



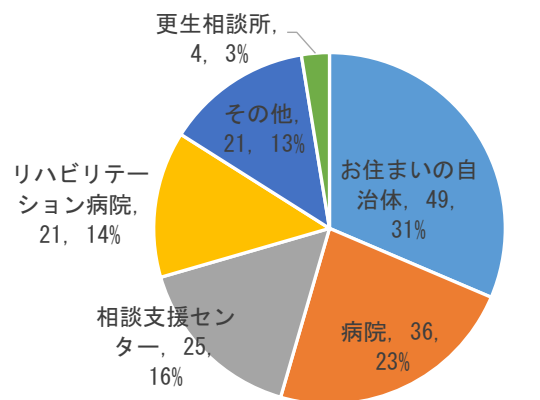
※%の分母は回答者数。複数選択のため、合計が100%を超過する。

→ 制度内容や申請方法について知っていたか？



凡例: 件数、構成割合

→ 制度を知っている人が制度について知った窓口は？



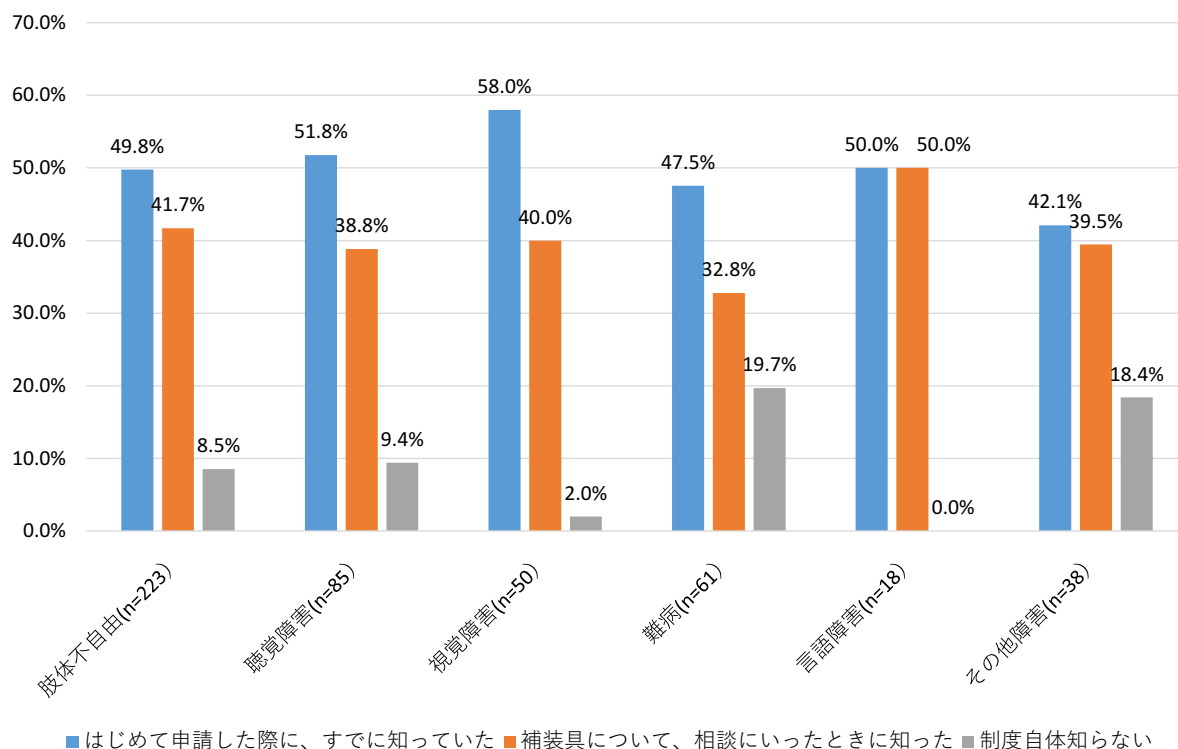
凡例: 件数、構成割合

【その他】

- ・補装具事業者 (7 件)
- ・覚えていない
- ・業者さんが教えてくれた
- ・ケアマネ
- ・視覚障害者協会/視覚障害者団体
- ・自立訓練事業通所
- ・こども発達支援センター
- ・訪問介護ステーション
- ・友人から情報を得た
- ・リハセンター
- ・相談員

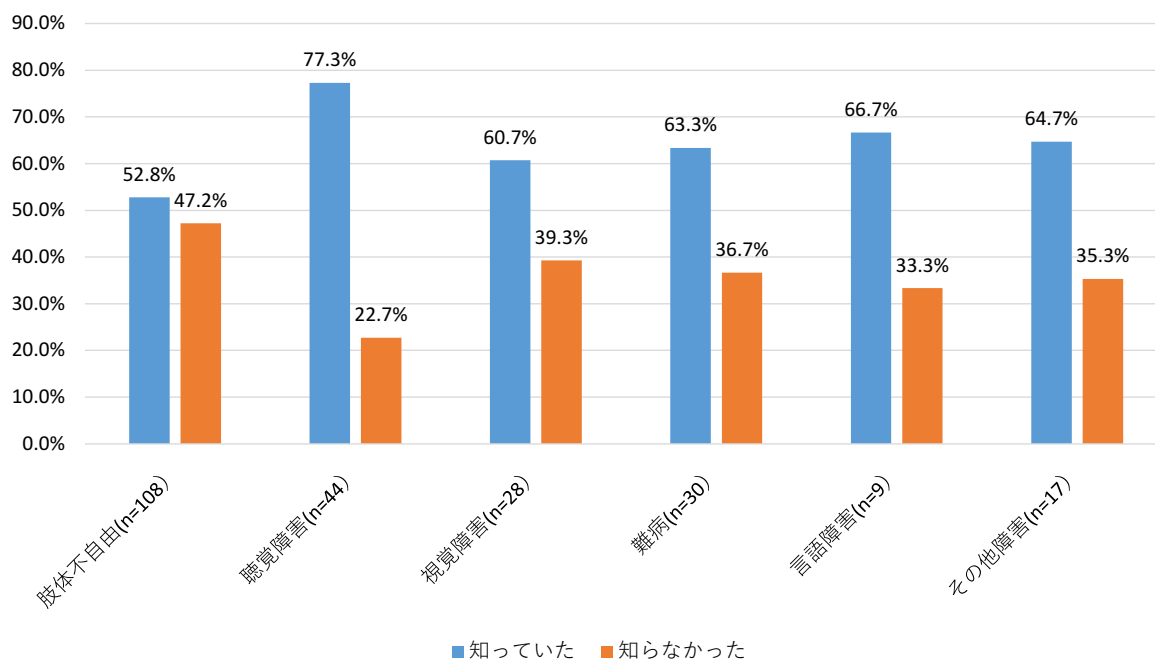
<障害別の傾向>

「はじめて申請した際に、既に知っていた」と回答した人は、視覚障害で最も多く、次いで、聴覚障害が最も多く見られた。一方で「制度自体知らない」と回答した人は難病、その他障害で多く見られた。



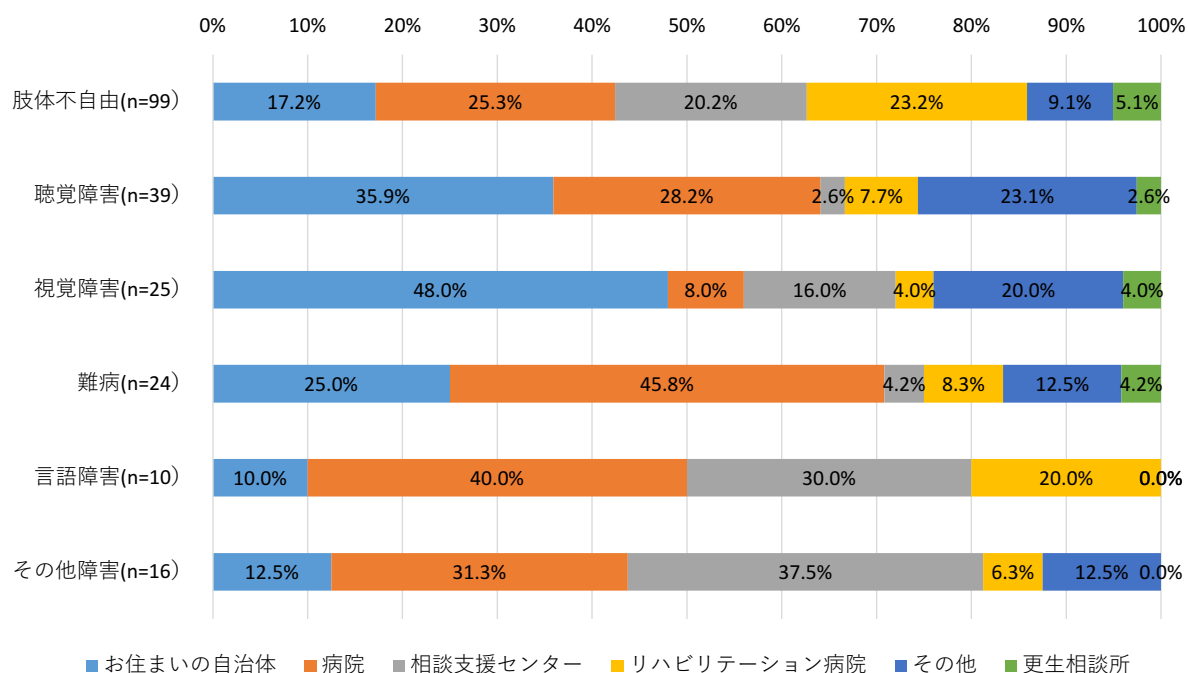
・（制度を知っている人のみ）制度内容や申請方法について知っていたか？

➤ 聴覚障害の認知率が高い。



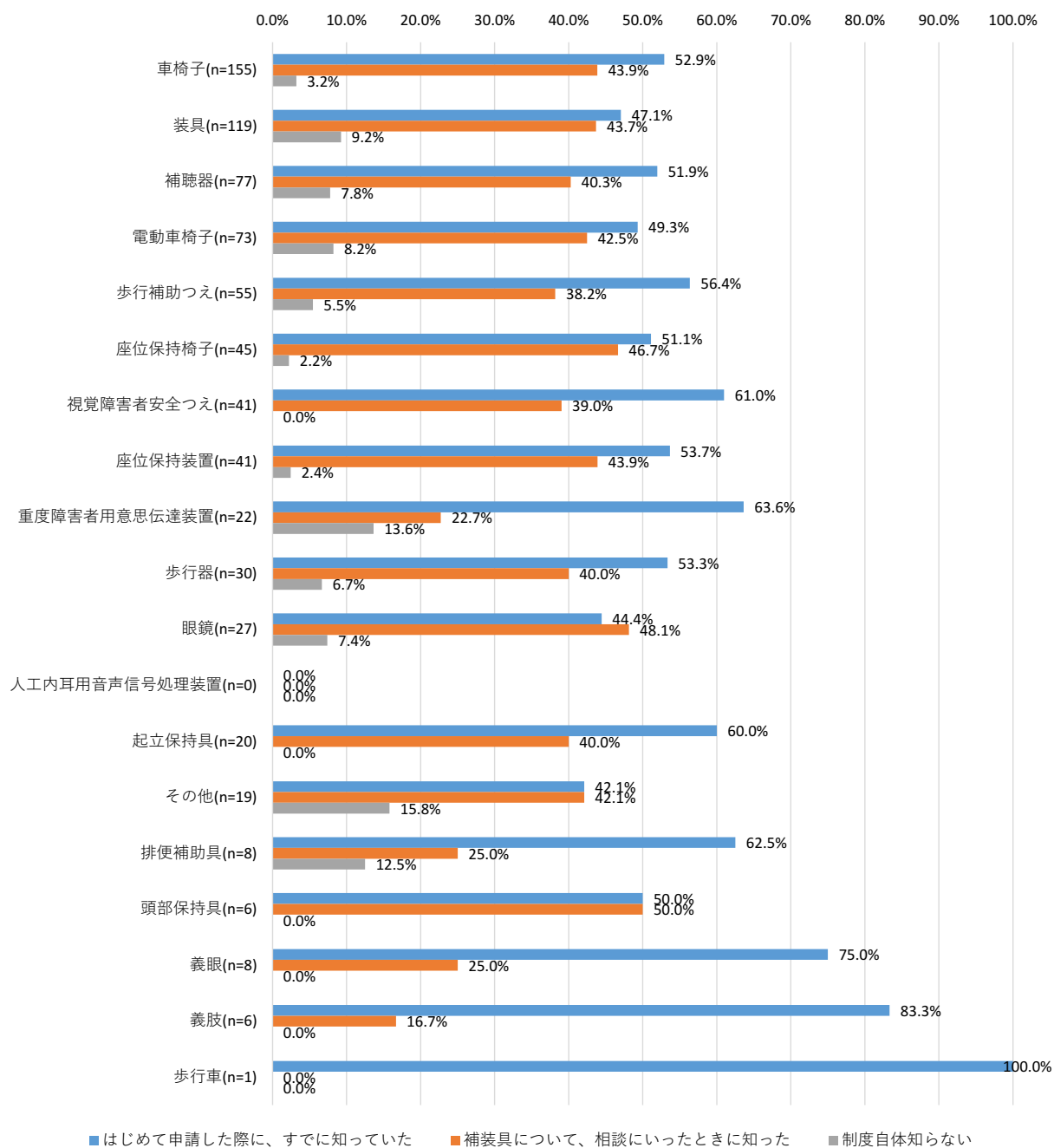
・（制度を知っている人のみ）制度を知っている人が制度について知った窓口は？

- 視覚障害では、「自治体」が5割程度を占めるのに対して、難病や言語障害は「病院」が比較的割合が高い。（サンプル数に留意する必要がある）



<使っている・使ってみたい補装具別>

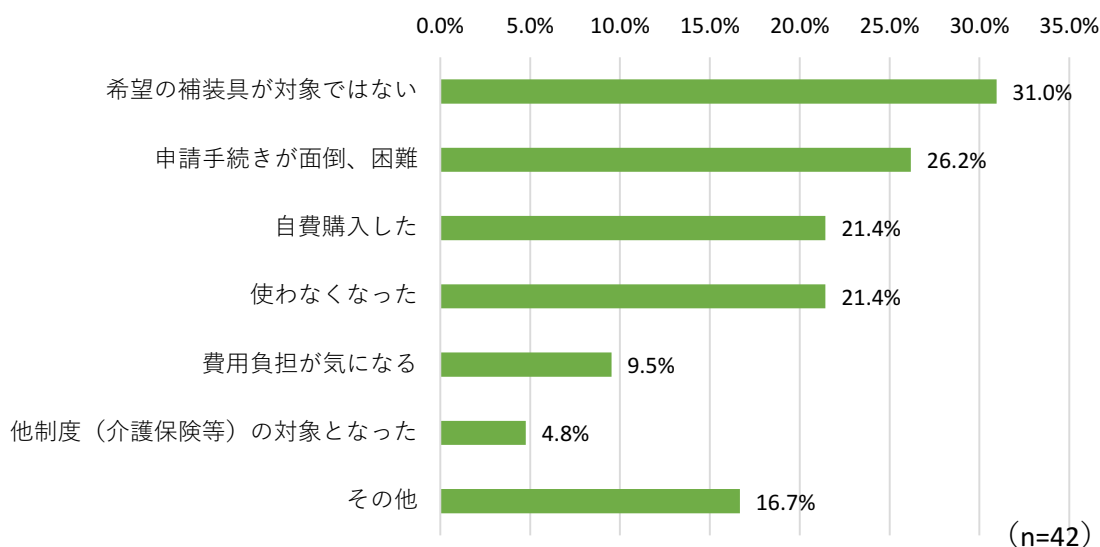
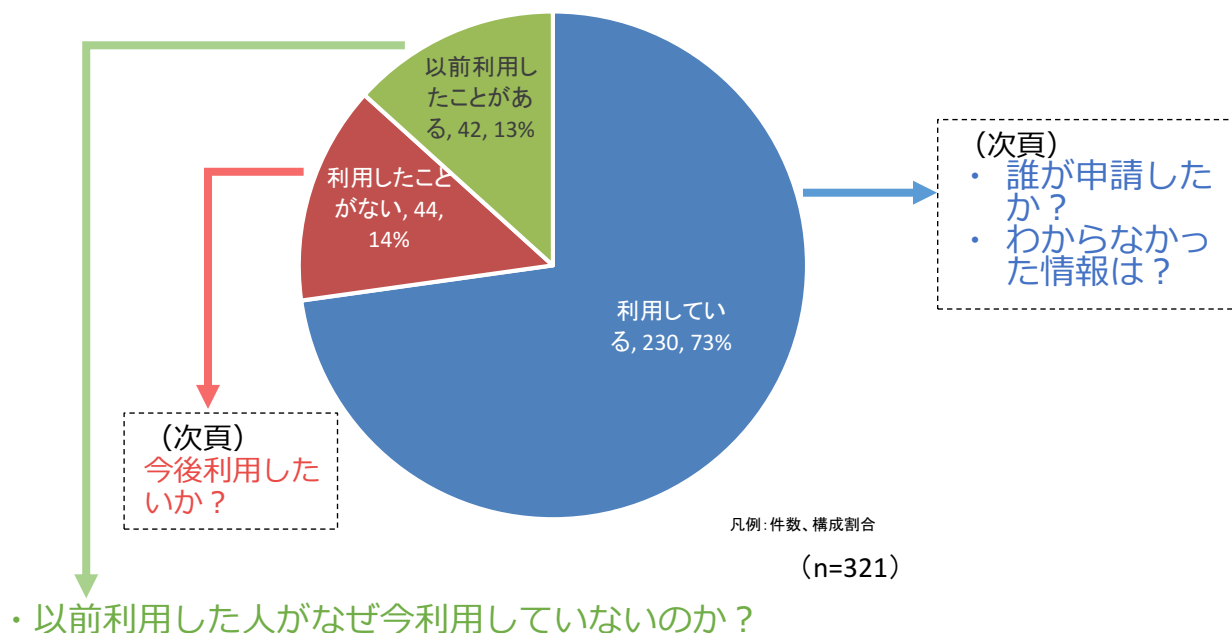
サンプル数に留意する必要があるが、「眼鏡」に関しては、補装具について相談に行ったときに知った人が、初めて申請をした際に知っていた人を上回っている。



2.1.6 制度の利用状況

<回答の傾向>

- ✓ 利用している人が7割に対して、「以前に」利用したことがある人が1割強見られた。
- ✓ 以前利用した人が、今利用していない理由は、「希望の補装具が対象ではない」「手続きが面倒・困難」などが挙げられた。



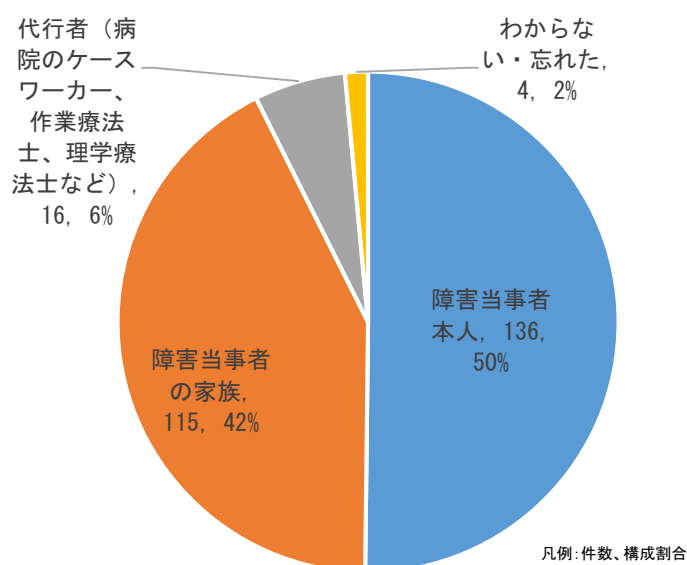
※%の分母は回答者数。複数選択のため、合計が100%を超過する。

【その他】

- ・ 収入要件で対象外になった
- ・ 収入により利用できない
- ・ 歩行が困難になり、車椅子を利用するようになったから
- ・ 身体障害者手帳発行したので
- ・ 病気が進行したため
- ・ 制度に白杖はあるが、私のほしいタイプの物が対象になく、日点で買う方が種類が選べていいから

■現在利用している人(以前利用していた人)、誰が申請したか？

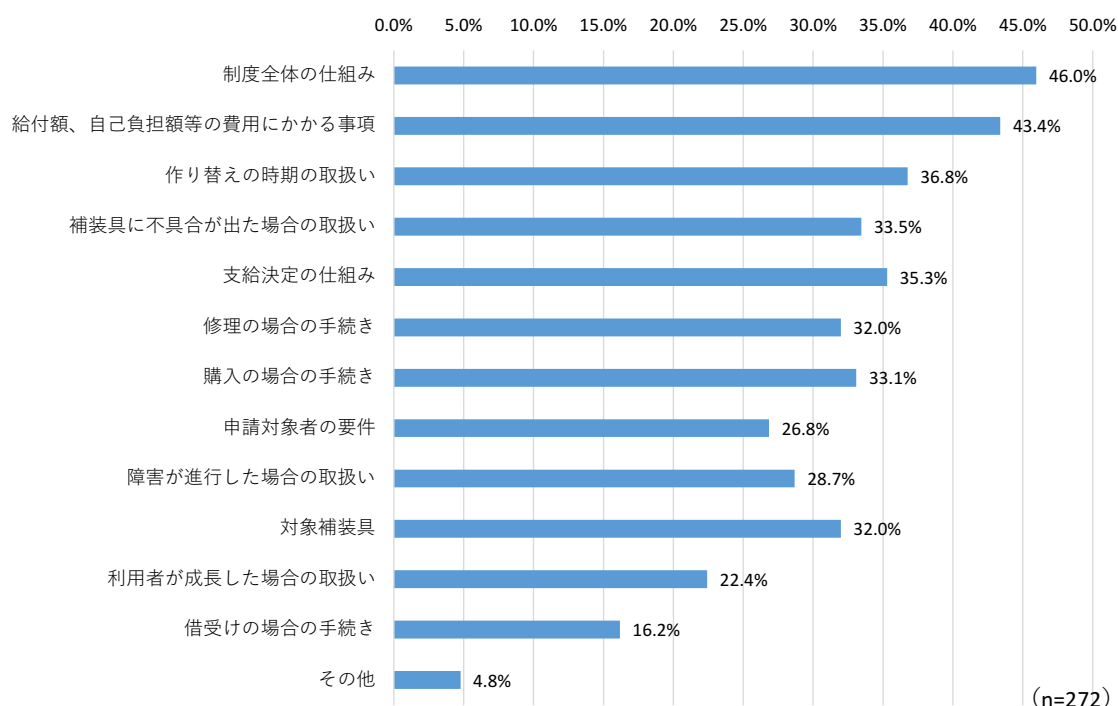
- 当事者本人が申請したと回答した人が 5 割、家族が申請したと回答した人は 4 割であった。



(n=272)

■現在利用している人(以前利用していた人)が当初わからなかった情報は？

- 回答者の 4 割が「制度全体の仕組み」や「費用にかかる事項」と回答。



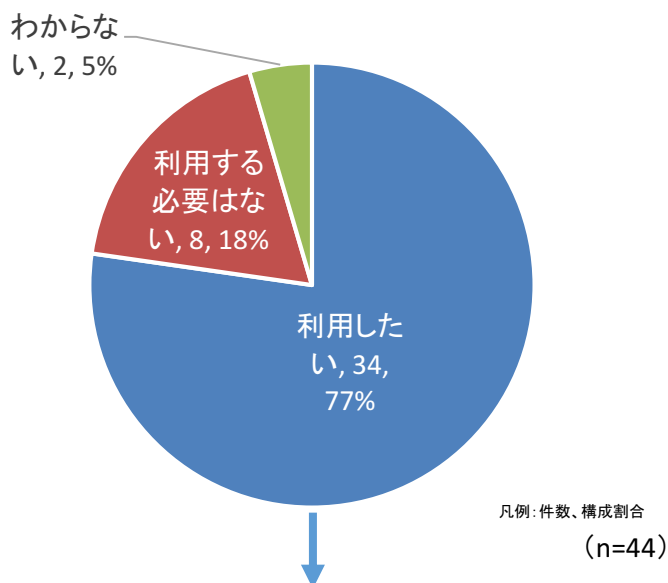
※%の分母は回答者数。複数選択のため、合計が 100%を超過する。

【その他】

- ・修理の場合の手続き、医師の適用診断書というのが必要である
- ・支給対象器具選定の基準、適切に見直しが行われているか？
- ・社会生活に、必要な義肢にも関わらず、前例がないからと支給されないケースが理解できない

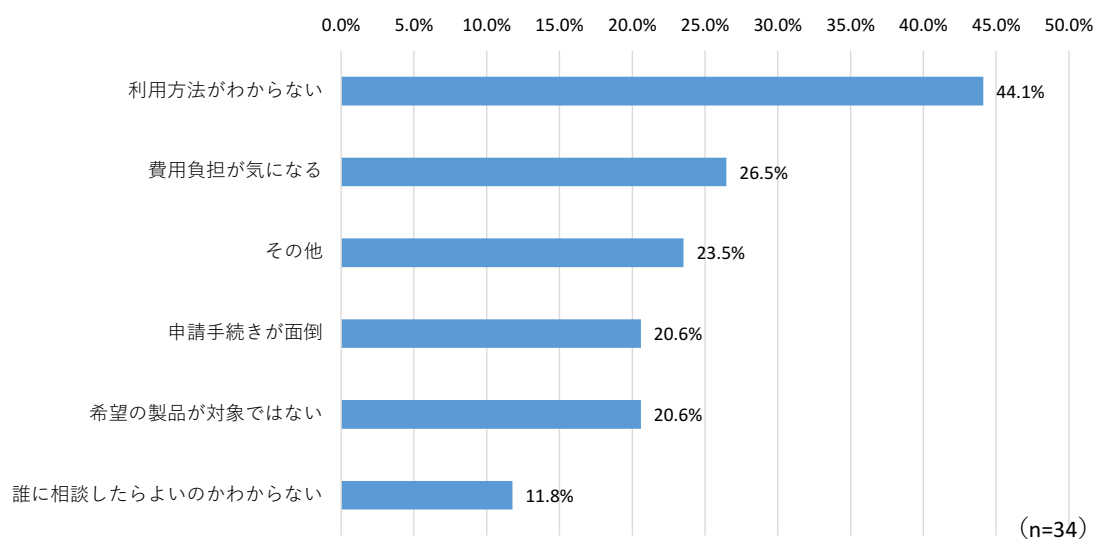
■ 利用したことがない人は今後利用したいか？

- 利用したことがない人のうち 7 割は「利用したい」と回答



■ 利用したいのに、現在利用できない理由は？

- 「利用方法がわからない」が最も多い。



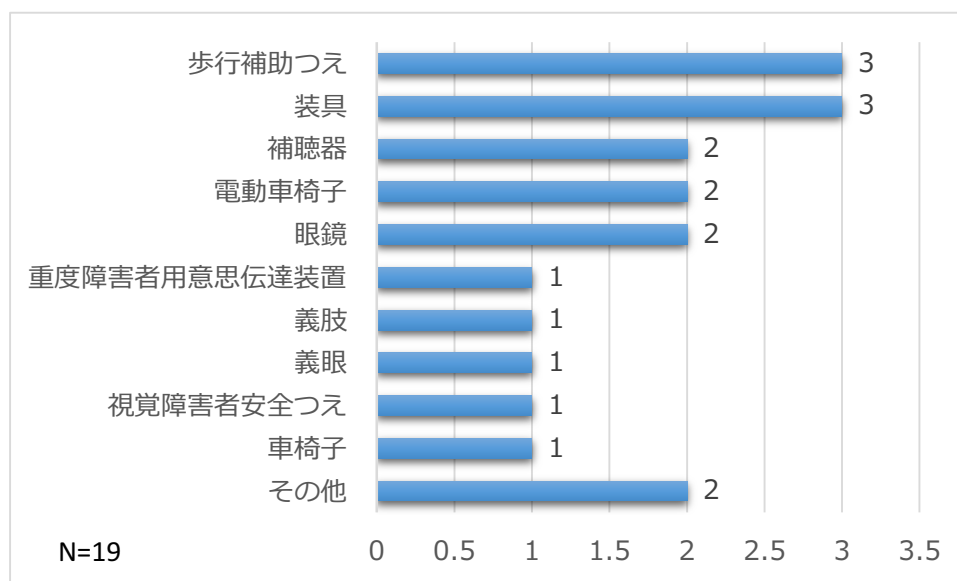
※%の分母は回答者数。複数選択のため、合計が 100%を超過する。

【その他】

- ・ 期限がよくわからなかった
- ・ この調査で今回初めて制度の事を知る
- ・ 現状は必要ないが、先にしたい
- ・ 申請予定
- ・ 対象の基準外のため
- ・ 今は医療装具を使用できるため

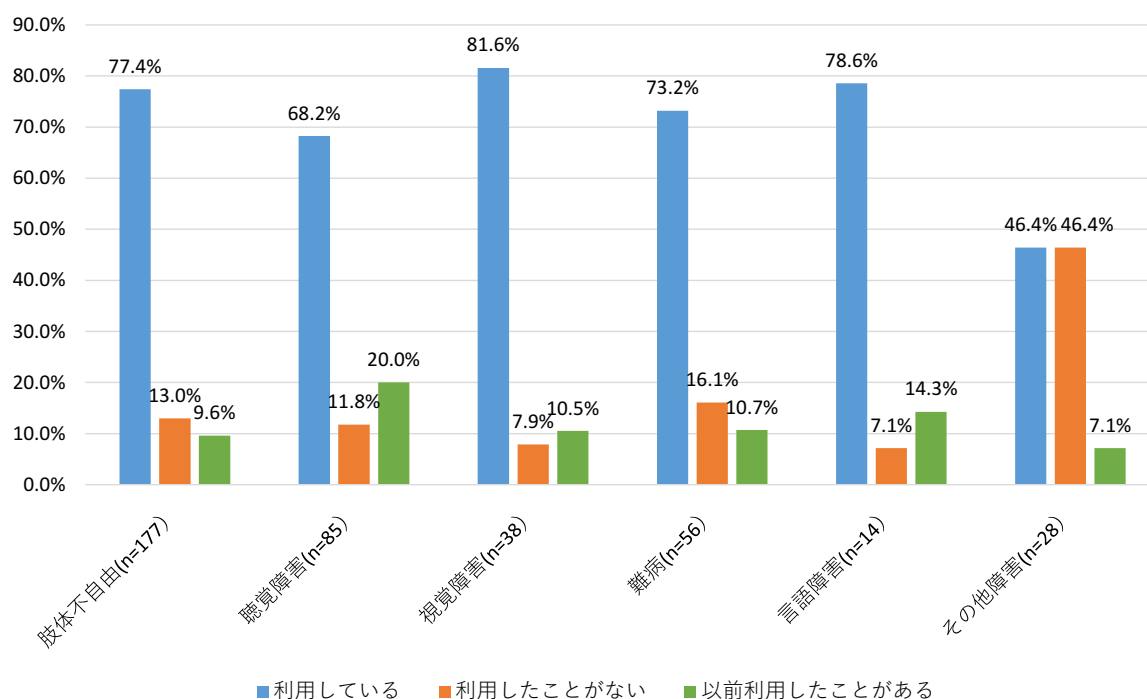
■前項で「申請手続きが面倒」と回答した人の利用希望補装具

- 歩行補助つえ、装具が上位にあり、次いで補聴器、電動車椅子、眼鏡が挙げられていた。



<障害別の傾向>

その他の障害は、「利用している人」と「利用したことがない人」が 40%程度である。また、聴覚障害に関しては、「以前利用したことがある」人が他の障害と比べるとやや多い。



■ 以前利用した人がなぜ今利用していないのか？

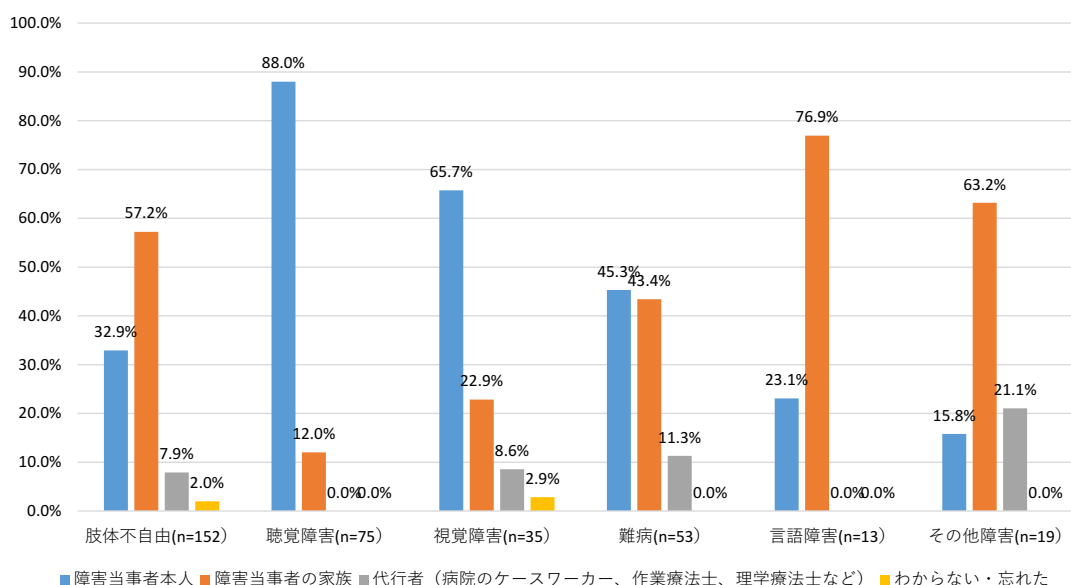
- 障害別に「以前利用した人」はサンプル数が少ないために留意する必要があるが、聴覚障害者は「希望の補装具が対象ではない」と回答した人が最も多かったのに対して、肢体不自由者は「手続きが面倒」「使わなくなった」と回答した人が多めの結果であった。

	肢体不自由	聴覚障害	視覚障害	難病	言語障害	その他障害	延べ件数
希望の補装具が対象ではない	2	11	0	2	1	1	17
申請手続きが面倒、困難	5	5	1	3	0	0	14
自費購入した	4	3	0	1	2	1	11
使わなくなった	5	2	0	2	0	0	9
費用負担が気になる	2	2	0	0	0	0	4
他制度（介護保険等）の対象となった	2	1	0	0	0	0	3
その他	2	1	3	3	0	0	9
延べ件数	22	25	4	11	3	2	67

※サンプル数が少ないために実数表記

■ 現在利用している人(以前利用していた人)、誰が申請したか？

- 聴覚障害者・視覚障害者は「本人」と回答した人が最も多かったのに対して、肢体不自由者・言語障害・その他の障害を持つ人は「家族」と回答した人が多めの結果であった。



■現在利用している人(以前利用していた人)が当初わからなかった情報は？

- 肢体不自由・視覚障害では「制度全体の仕組み」が最も多く、聴覚障害では「給付額、自己負担額等の費用にかかる事項」、難病ではいずれの項目もわからないと回答した人が多い。言語障害では「作り替えの時期」がもっともわからないと回答した人が多かった。

	肢体不自由	聴覚障害	視覚障害	難病	言語障害	その他障害	延べ計
制度全体の仕組み	12.0%	9.9%	18.4%	9.7%	15.0%	15.8%	166
給付額、自己負担額等の費用にかかる事項	9.5%	16.0%	12.2%	10.1%	10.0%	8.8%	154
作り替えの時期の取扱い	10.7%	5.8%	6.1%	9.4%	20.0%	8.8%	137
補装具に不具合が出た場合の取扱い	8.8%	8.6%	8.2%	8.0%	5.0%	10.5%	122
支給決定の仕組み	8.4%	11.1%	8.2%	10.4%	5.0%	8.8%	131
修理の場合の手続き	7.6%	9.9%	8.2%	6.3%	7.5%	10.5%	112
購入の場合の手続き	8.5%	8.6%	10.2%	7.6%	10.0%	7.0%	120
申請対象者の要件	6.7%	7.4%	8.2%	7.3%	5.0%	5.3%	98
障害が進行した場合の取扱い	8.1%	5.3%	4.1%	9.7%	10.0%	5.3%	111
対象補装具	7.2%	11.5%	6.1%	8.0%	5.0%	7.0%	114
利用者が成長した場合の取扱い	7.1%	2.5%	4.1%	7.3%	2.5%	5.3%	86
借受けの場合の手続き	4.7%	1.2%	4.1%	4.2%	5.0%	7.0%	58
その他	0.9%	2.1%	2.0%	2.1%	0.0%	0.0%	19
延べ計	751	243	49	288	40	57	1,428

※選択肢が多いために表形式で表記

■利用したことがない人は今後利用したいか？

- サンプル数に留意する必要があるが、いずれの障害でも「利用したい」と回答した人が最も多かった。

	肢体不自由	聴覚障害	視覚障害	難病	言語障害	その他障害	延べ計
利用したい	18	10	2	5	1	6	42
利用する必要はない	4	0	1	0	0	4	9
わからない	1	0	1	0	0	0	2
延べ計	23	10	4	5	1	10	53

※サンプル数が少ないために実数表記

■利用したいのに、現在利用できない理由は？

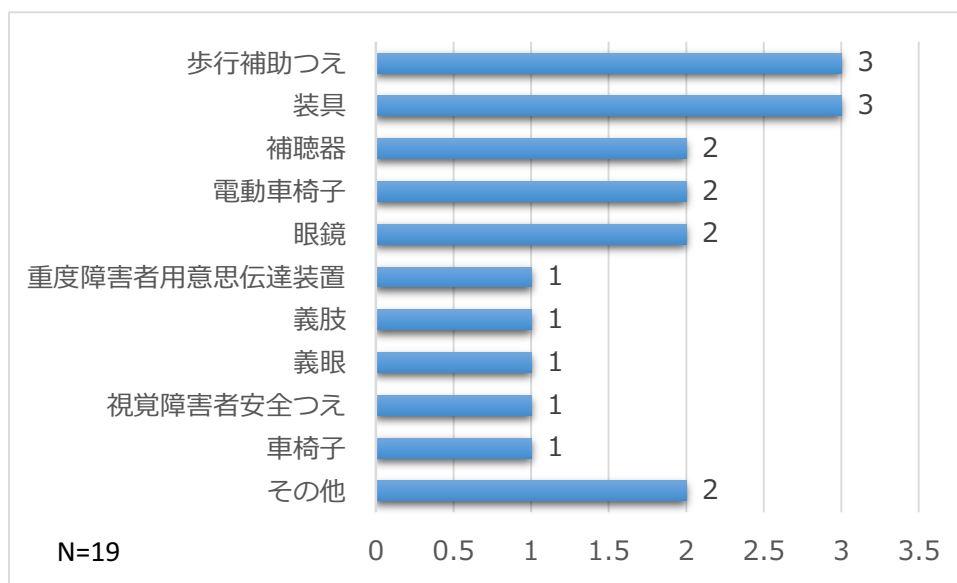
- 肢体不自由・聴覚障害で「利用方法が分からない」が最も多かった。

	肢体不自由	聴覚障害	視覚障害	難病	言語障害	その他障害	延べ件数
利用方法がわからない	9	4	0	1	0	2	16
費用負担が気になる	3	3	0	1	1	2	10
その他	3	3	2	1	0	3	12
申請手続きが面倒	5	2	0	1	0	1	9
希望の製品が対象ではない	3	2	0	1	0	1	7
誰に相談したらよいかわからない	2	0	0	1	0	0	3
延べ計	25	14	2	6	1	9	57

※サンプル数が少ないために実数表記

■前項で「申請手続きが面倒」と回答した人の利用希望補装具

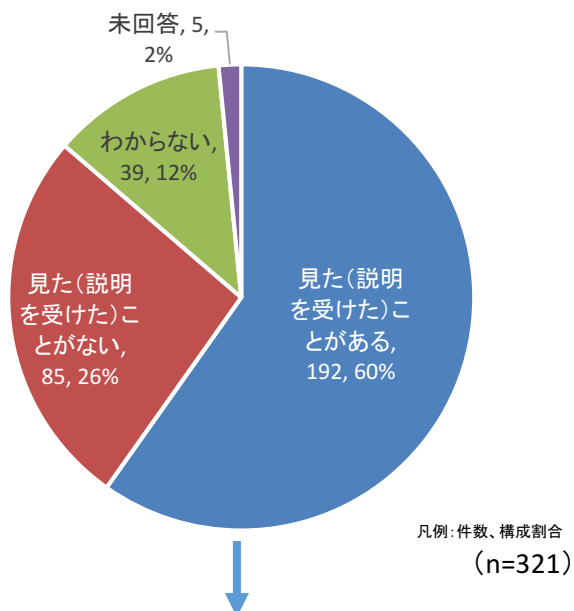
- 装具が最も多く、次いで補聴器が挙げられた。



2.1.7 制度の情報を見たことや説明を受けた経験

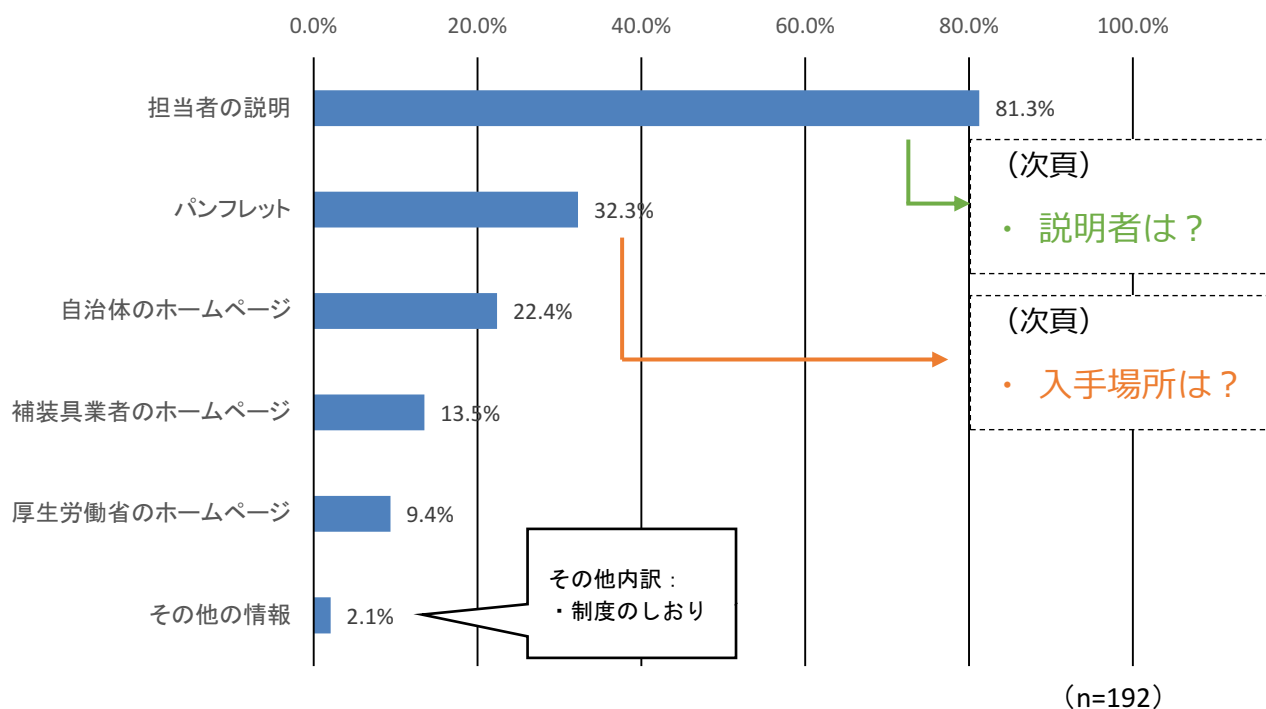
<回答の傾向>

- ✓ 見たことがある人が6割である一方、見たことがない人も2割程度見られた。



・どんな情報か？

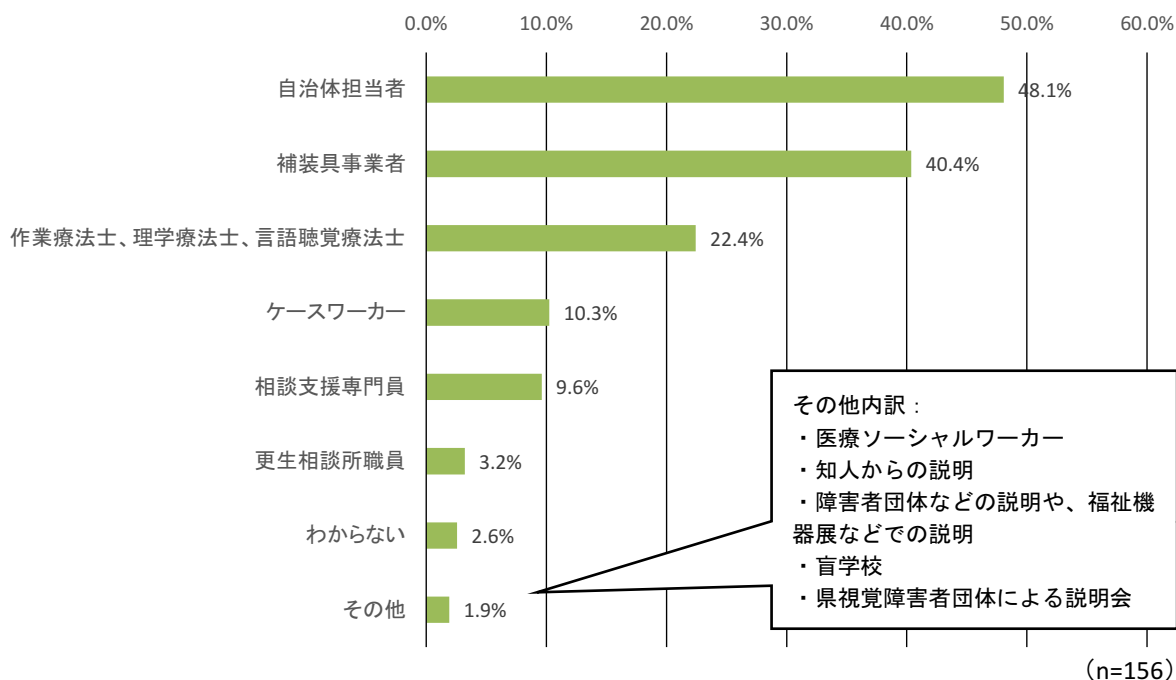
- 制度の情報を見たことがある(説明を受けた)ことがある回答者のうち8割は「担当者の説明」により情報を得ている。また、「ホームページ情報」よりも「パンフレット」の方が多く挙げられている。



※%の分母は回答者数。複数選択のため、合計が100%を超過する。

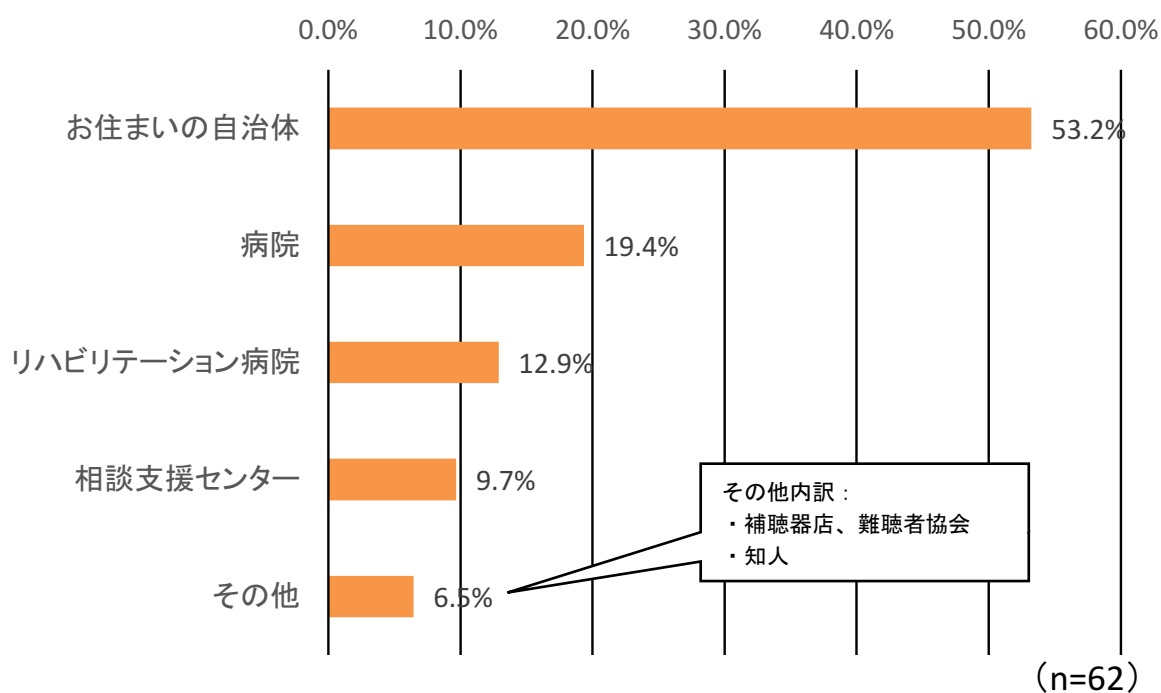
・説明してくれた人は？

- 「担当者の説明」と回答した人が、誰から説明を受けたかをみると、自治体担当者が最も多く、次いで補装具事業者である。



・パンフレットの入手場所は？

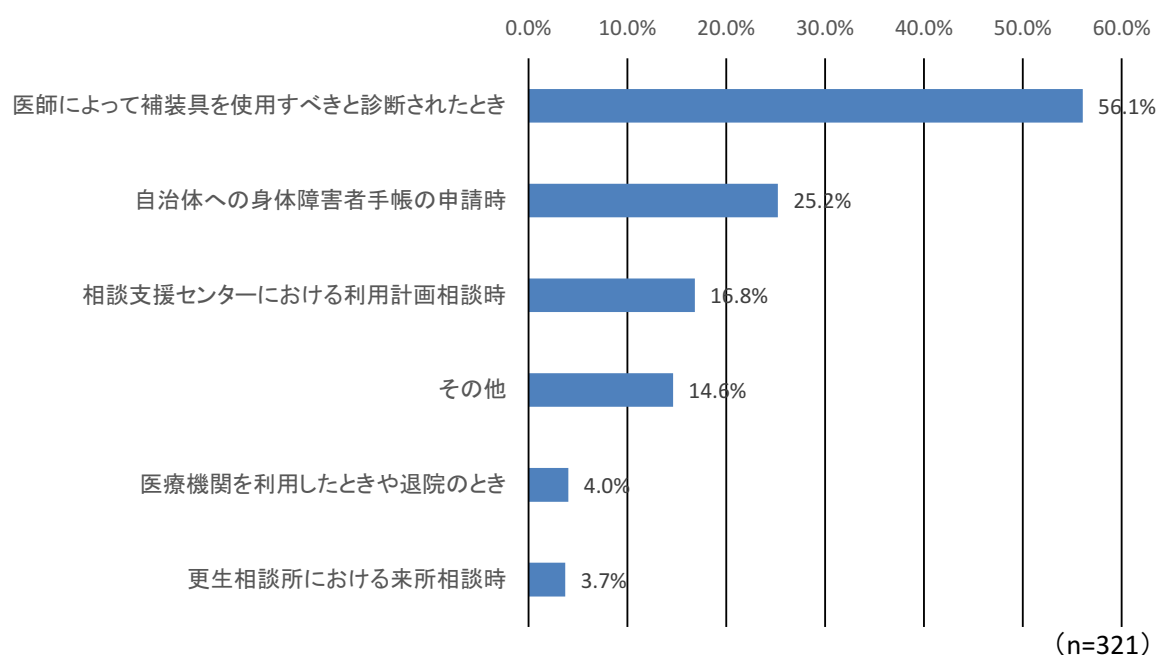
- 「パンフレット」と回答した人は、住んでいる自治体でパンフレットを入手した人が最も多く、次いで病院、リハビリテーション病院が多い。



2.1.8 制度利用について相談したいタイミング

<回答の傾向>

- ✓ 制度利用について相談したいタイミングは「医師によって補装具を使用すべきと診断されたとき」が5割にのぼる。
- ✓ その他(14%)は、補装具の故障時や買い替え時、補装具を必要と感じた時、補装具が合わなくなった時、引っ越しをした時などが挙げられた。



※%の分母は回答者数。複数選択のため、合計が100%を超過する。

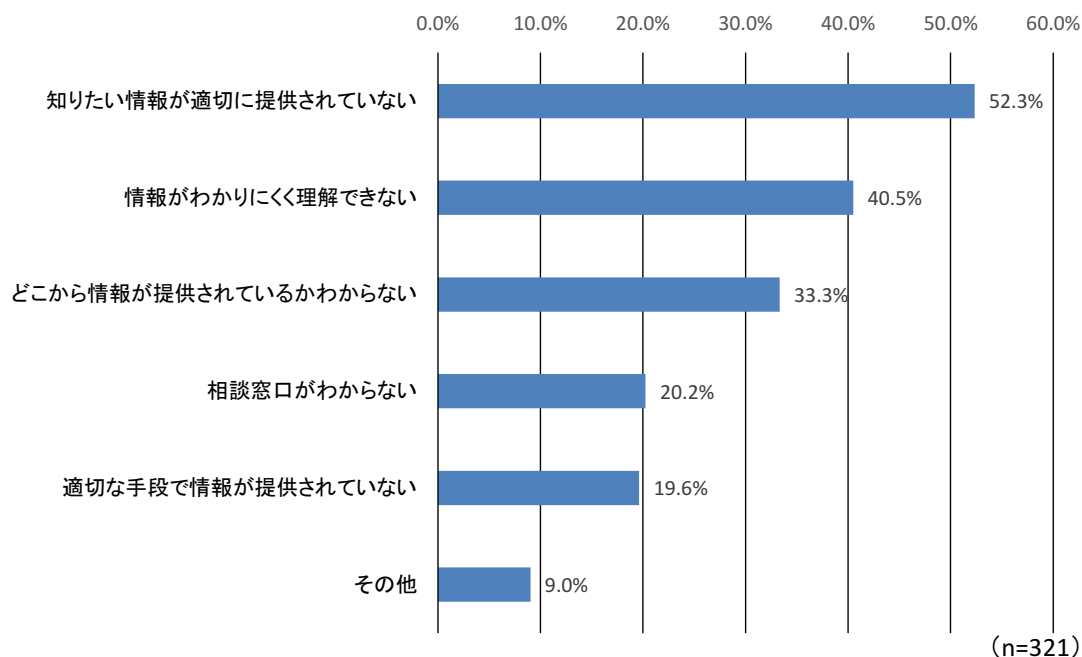
【その他】

- ・今、使用している医療装具を作り替えたとき
- ・今の装具が合わない時
- ・車椅子乗換時
- ・子供が成長して、車椅子などが小さくなった時
- ・困った時（体調が悪い、体の自由がきかなくなった時）
- ・自己判断
- ・補装具が必要と判断された（作らなければならない）時、医師によらず
- ・引越後
- ・現在使っている補聴器が壊れて修理不能になったとき
- ・現在遮光眼鏡を利用していますが、遮光眼鏡の存在を知ったのは眼鏡屋です。
- ・今所有の物の耐用年数が来たとき
- ・使用している白杖が、もうそろそろ替え時かなと思ったとき自主判断で日点に買いに行っている。
- ・自治体への身体障害者手帳の申請時、補装具が壊れたなど
- ・自分が必要だと生活の中で感じたとき
- ・自分で必要と判断した時
- ・傷害が重くなってきているとき
- ・障害者手帳の写真を変更した際、ついでに聞いた
- ・進路先を決めている時
- ・生活に困り事ができ、補装具で解決できそうな時
- ・生活上困った時、リハビリの先生に勧められた時
- ・退院前
- ・買い替え時
- ・補装具の買い替え時
- ・補聴器が故障した時など
- ・補聴器屋
- ・自分自身で思ったから
- ・作り替え時
- ・自分で身体的変化を感じた時
- ・自分や家族が生活の中で必要だと感じた時
- ・店のスタッフから聞いた時
- ・聞こえなくなった時
- ・補聴器が故障した時
- ・補聴器を新しくかえるとき
- ・利用した方がいいと自覚したとき

2.1.9 制度についての情報提供の問題点

<回答の傾向>

- ✓ 制度についての情報提供の問題点は「知りたい情報が適切に提供されていない」が5割にのぼる。
- ✓ その他の内訳をみると「自治体によって対応が異なる」や「十分な一通りの説明やリーフレット等がなく、人によっては理解や解釈が違う」点も問題点として挙げられた。



※%の分母は回答者数。複数選択のため、合計が100%を超過する。

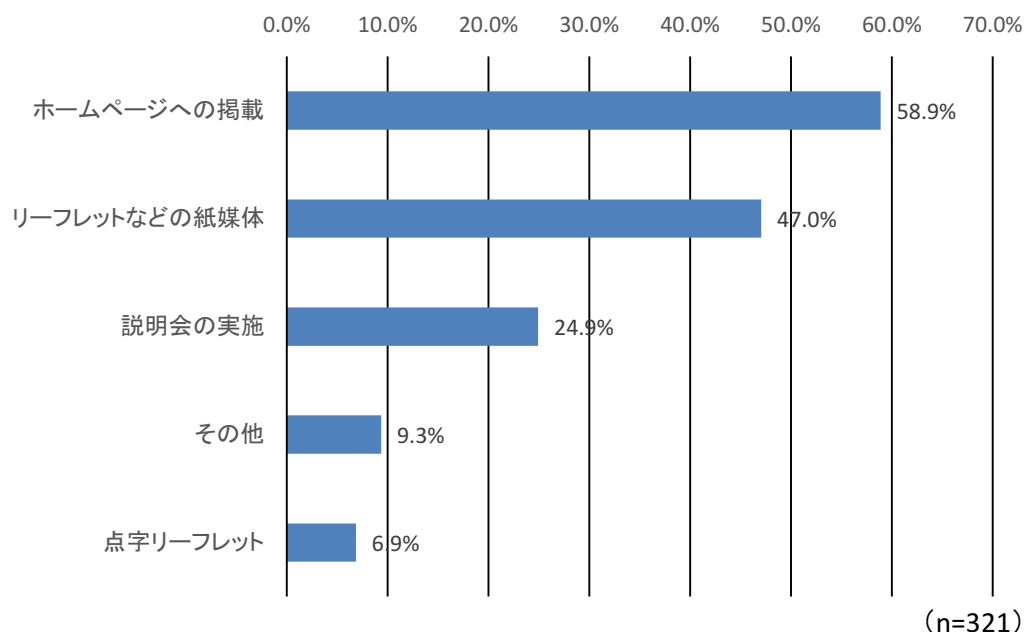
【その他】

- ・18歳(障害者)に達すると補装具費支給が「児」の時のように支給がされない。支給が難しくなると聞いています。
- ・一般に情報が開示されていない
- ・手続きが分からないところがありすぎる
- ・完成用部品となっているのに、支給しないこと
- ・行政は申請主義。情報は自分で調べないと教えてもらえない。
- ・市区町村の障害福祉課の担当者でも細かい対象がよく分かっていなくてこまった
- ・自己負担割合が多い
- ・自治体によって対応が違うので国で統一してほしい
- ・自分の購入したい補装具が対象となるのかが曖昧である。
- ・自分の聴力に合わせた補聴器が必要なのに、古いポケット型補聴器で聞き取りの調査をする意味が分からない。
- ・社会モデル基準になっって無い
- ・十分な一通りの説明やリーフレット等がなく、人によっては理解や解釈が違う
- ・所得制限の基準がわかりにくい
- ・上記は全て問題と考えています。眼科医が紹介する「スマートサイト」の普及をもっとすべきであると考えます。以前を思い出すと、何がなんだか分からないので、しかるべき時に説明をされることが必要だと感じています。医療機関と福祉制度利用に関して、取り次ぎ役を果たすべき眼科医、病院が視覚障害リハビリテーションについて関心を持って対応していただきたいと考えます。
- ・情報が入らない
- ・申請時、役所に担当の態度が悪い、理解のない言葉をかけられた
- ・積極的に活用する姿勢が行政にない。
- ・相談する必要がある
- ・理解できている
- ・現在、活用できない状況なので
- ・自治体によって対応が異なる
- ・窓口によっては回答が異なる

2.1.10 有効な情報提供手段

<回答の傾向>

- ✓ 6割の人がホームページの記載が有効と回答、また、紙媒体に関して有効であるとする人も5割程度存在する。
- ✓ その他の回答では「ケアマネや身近な支援者からの情報提供」といった人づての情報も有効であるとの回答も見られた。



※%の分母は回答者数。複数選択のため、合計が100%を超過する。

【その他】

- ・音声媒体提供
- ・ケアマネジャーさんがその都度、教えてくれる
- ・個別の説明
- ・どっちみちいろいろ申請せねばならず、そのさいに窓口で
- ・どれもめんどくさくてわからない
- ・病院 Dr、理学療法士、施設や市の職員
- ・わざわざ自分からは調べない。周知してくれる身近な人がいるとよい。必要な時に情報提供してくれれば、それは業者さんでも良いと思う
- ・各自治発行の広報、関係者団体への説明会
- ・自治体への問い合わせ時
- ・障害者ハンドブック
- ・障害福祉課の担当者がもっと専門性を持ってほしい。
- ・上記は全て必要と考えます。更にメールマガジンの配信のようなものがあると良いと思います。
- ・制度活用により、QOL 向上と医療関連費の削減が地域にとって利益になるまでの試算研究
- ・窓口担当者からの詳細な説明
- ・知識がないと行動に移せてない。ホームページも検索頻度が少なく見逃してしまうこともある。
- ・当事者団体の協力
- ・病院医師や療法士
- ・補装具専門担当職員からの説明。市役所の福祉担当者からの説明。
- ・学校や支援センターで案内してほしい
- ・ケアマネや身近な支援者からの情報提供
- ・電話等の窓口の設置
- ・必要な時に個人的に説明を受ける
- ・ラジオ等、TV のニュースで聞く
- ・個別質問による情報提供
- ・自治体担当者からのわかりやすい説明

2.1.11 「補装具費支給制度」に関する情報提供について自由意見

<回答の傾向>

✓ 自由記述の回答の傾向として以下の項目に集約される。

- ・ 提供すべき情報内容
- ・ 情報の表現
- ・ 情報の発信方法
- ・ 自治体に対する要望
- ・ 制度に対する要望

項目	自由意見
提供すべき情報内容	申請して作るまでに半年位かかることがザラにあるのでそういった逆算していつ作ればいいみたいな目安がほしい。
	知らなかった。情報について、知らなかったことが多すぎる。支援センターでの情報がほとんどで役所にはあまり行かない。購入もライトハウスでしていた。
	とにかく分かりにくい。情報が少ない
情報の表現	分かりやすく、伝えて欲しい。
	補装具費支給制度の算定基準等の解釈が大阪府、市役所、厚生労働省の職員によって差があり、正しく支給されない案件があった。改正された内容や、Q&A など、当事者も情報が簡単に得られる場があれば良いと思う。
	制度が分かりにくく、高齢者だけでは手続きができなかった。「持続吸引機アモレ」は対象になるかわからずに、時間がなくて自費購入しました。専門の知識がある人は田舎には少なく、情報が乏しくインターネットが使えない高齢者にはつらい。
	わかりにくいです。
情報の発信方法	ホームページ上で調べる際、適用外であることを知れる逆引きフィルター機能が欲しい
	介護保険と補装具支給制度の違いをリハビリ病院にいるときに説明して欲しかった。
	自身の回りでこの制度利用している方に会わないのでなかなか情報を知るまでに時間がかかっている
	制度詳細を知らないことにより利用を遠慮している方もいらっしゃると思うので、適切な情報提供および必要な方への利用の促進をお願いしたいです。
	私は肢体不自由者です。同じ障害者の交流する会があり、仲間同士で色々と情報交換する機会があり、生活に役立っていますが、多様な障害者が情報不足にならない様、定期的の情報発信の方法が必要と思います。
	病院で初めて補装具を装着するので、そこで初めて制度を知るのですが、その時に時間がかかる制度と思いますが、制度について話してもらおう。家に帰っても読まないことが多いと思うので、ひと通り読んでもらって仮装具時にわからないことがあれば聞く。
	普段の身体状況を分かっている身近な支援者から適切なタイミングで情報提供が欲しい。
	パンフレットの提供（制度についてのパンフレットが手に取りやすい場所（病院等）にあったらよいということ）
	補装具が必要になる前（困る前、元気に暮らしている時）からこういう制度があるということがもっと広まっているとよいとおもう
	もっと誰でもできるようにしてほしい。わかりにくいので、もっと分かるようにしてほしい。
	その人の状況・状態にあった情報を適切な媒体で渡すことが必要です。例えばメールマガジンのように登録することで情報が来るような仕組みが必要だと思います。また、スマートサイトのように紹介する仕組みが有効に働けば必要な時期に必要な補装

項目	自由意見
	具が取得できると思います。 H Pとかは知っている人が調べに行くには有効ですが、知らない人には難しいので、入手しやすくするためにメール配信などは有効だと思います。 病院で障害が、決定した時やリハビリ開始したとき。福祉部署での丁寧な説明、音声情報カタログなどがあるとよい 視覚障害者では みんなが点字ができるわけではないので 点字媒体のほかに 音声によるものや 拡大文字が必要。ホームページもみんなが音声パソコンの操作に慣れているわけではないので いずれの媒体も> それだけで十分とはならない。多様性のある対応が必要です。
自治体に対する要望	役所担当者への勉強会実施、本人が相談しても、担当の心無い言葉で申請を諦めることがあるため
	負担金額、相談窓口不明だ！
	状況に応じた適正利用されていなく、必要なのに使用できない現状があり、現場の理解度を深め適切に対応して頂きたい。
	療育園などの施設にいれば、どんな補装具があるのか、必要なのかのアドバイスを専門の人から貰えるし、手続きも手伝ってくれたりするが、施設を出てから誰にアドバイスを貰えば良いのか分からない。
	手帳申請はとても精神的につらいことです。でも、前を向いて、頑張っていこうと思えるのは、申請の時に対応してくれる方の言葉だと思います。このような制度に対しても、丁寧にわかりやすくしていただけるだけで、きっと“一人じゃない、支えてもらっている”と思え、前向きに家族も本人も頑張れると思います。お仕事大変だと思いますが、少しのひと手間をかけてもらえるといいなと思います。
	県による市町村職員への頻繁な研修等が必用、いちばん身近な市町村職員が知らなすぎる。
	障害者手帳を取得するに該当すると最初に判断するのは医師なので、そのような医師すべてに「補装具費支給制度」というものがあることを必ず当事者に説明するよう行政からの指導を徹底してほしい。（私は初めて補聴器を買ったときはそのような制度があることを知らずに全額自費で買ってしまった）
	この根拠法令等（法律・政令・規則・通達＜公表しかわからないが＞等）は、一つの文言の筈なのに、特にガイドラインらしいものがあって、市町村の窓口の担当者（コロコロ替るが）は、その Q&A や指示書的なものだけを見て、深く理解していない様で、そこから回答を頂いても一回では信用できずに、自分で法令等を読み込んだりしてしまうので、もっと深く理解している方の根本からの指導や回答を頂きたい。
	行政は、こちらから伺ないと教えてくれない。体の重い人は、役所に行く機会が少ない、情報を得ることが少ない。私たち、仙台ポリオの会は、会の事業としていろいろな情報交換を行い、共用を図っております。 補装具にしろどういう制度なのか、次の会合でお知らせしたいと思います。
	加齢とともに身体の機能が衰えたり変化したりします。 慣例と称して今迄の補装具など、時が進むに従ってしまう事を理解し補装具申請をし易いようにして欲しいものです。
	ホームページや紙媒体での情報提供があったとしても、その存在自体の情報が入ってこない場合があるので、説明会を実施してもらい、直接説明を受けたい。
	道路の段差が割れたり、ひびが入った際に、役所に電話をして直してもらっても自分の思っている通りに直してもらえない。なので、実際に車椅子に乗って、どんな感じが体験してほしい。
	色々な場所で説明会を実施してもらいたい
	使用したが未成年だったので、今後利用したいときに、円滑に利用できるようにしてほしい

項目	自由意見
	区役所などが定期的に説明会を持つことや、区役所職員がもっと勉強して適切にこたえて欲しい、また、障害当事者や家族に必要なものをきちんと知らせる手段を創って欲しい。
	障害者手帳を受けたとき、ひととおりの説明がなされると助かる。その時資料提供をされると助かる。
	障害者手帳申請時の行政担当者からの情報提供不足を感じる
制度に対する要望	制度の存在だけでなく、細かい条件があるのが分かりにくい上にニーズに合っていないように思う。
	支給額が低く使える補聴器が無い
	補聴器の性能が上がるに伴い値段も上がるわけだが、給付額は変わらない。給付額内で、となると現在1つしか選べない状態で困る。
	補聴器は今は何十万もかかるというのに助成費の上限が低すぎる。それに対してFAX機器は1万程度で購入できるのに助成額の上限がそれをはるかに超えている。改めて価格などの現状を調査した上で、支給金制度を再考していただきたい。
	耳穴式補聴器が必要とするのに支給が認められず、耳かけ式だけ認める判断がおかしい
	支給制度があっても、支給額の対象補装具(補聴器)を使う人の割合は少なく、殆どが適用の補聴器に差額を払って購入しているのが現状。適用補装具の支給額が20年以上変わっていないのに、適用補装具の値段が3-5倍以上になっている。その差を埋めないと本当に必要で使える補装具が買えないし、使えない補装具を無理に使っても意味がない。ないよりはましと我慢はしているが…。
	最新の補聴器も対象になると有りがたいですが、対象外のものは自費購入しております。
	補聴器を補装具支給制度に利用させていただきましたが、聞こえがダウンしたため、聞こえに合う補聴器がもうないと言われました。そんな時に最後の砦として、人工内耳を装用しました。しかし、この人工内耳については、どうして補装具対象に入らないのでしょうか？聞こえが悪く人工内耳がなければ会話もできません。でも、仕事が嘱託社員のため、十分な収入がありません。なので、今の機器を大事に15年間ずっとつかっています。補助金いただけないのでしょうか？
	両耳必要な場合も認めてほしい
	補聴器は現制度では、5年毎に更新できるが、その間に急激に聴力が低下した場合にも補聴器の作り替えに対して補助金や再支給などの対応に関する情報があるといい。
	障害の程度で支給されない等級もあり、全等級に支給できるよう緩和して欲しい。
	自治体レベルで支給の可否の差がある。
	手帳が無いレベルの障害を持った人にも適切な器具を提供してほしい。
	車椅子の乗り換え年数が長くなったが、申請時にしか知らされないのが、困る。
	申請や判定を簡略化していただきたい
	補聴器は両耳標準にすべき、支給基準のハードルを下げるべきが基本はおかしい、情報が届きにくい人がいるので、あらゆる場所に知るきっかけがあってほしい
	結局、納税しても基準以上の所得割りだと対象にならない。公平に見えて全く不公平だと思う。
	ムリに作り替える必要はないが、作り替え期間を過ぎたまま放置して、破損する危険のある使用を放置しているのは作為の不作为です。
	なぜ、最低限の生活に合わせた補装具を支給しようとするのか？もっと生活や仕事などの面での評価が必要だと考える。
	短下肢装具は1年に1足しか作れず、毎日長時間履くので作り替えの時期には本当にボロボロになります。健常児のきょうだいは数ヶ月で買い替えています。劣化したら気軽に作り替えられるようにして欲しい。また、デザインがどうアレンジしてもカッコ良くはならないので、大手メーカーなどとコラボしてカッコいい装具を作れるように国からも働きかけてほしい。

項目	自由意見
	補聴器の申請がもっと柔軟に対応して欲しい。聞こえ方は人それぞれ違うので、補聴器は本人が聞いて確認して好きな補聴器を決めるシステムに変えて欲しい。
	健聴の家族と同居していると、支給されない。一人になる時も多い主婦など、支給条件を個人対象にして頂きたい。
	意思伝達装置：本人の使い勝手や、障害の内容の補完可能な機種を選定をさせてほしい。
	障害種別での級数での支給を、障害があり必要なら軽い級数でも支給されるようにしてほしい。
	自分にあったものがない。レンタルだから改造ができない。
	どこの店の商品でも使えるようにしてほしい。
	・つえ等、所得によって金額が違うが、障害程度に対して同等にしてほしい。 ・破損にも対応してほしい
	杖が破損してからすぐに用具が手元に来るようにしてほしい。制度上で何年までは支給はできないという辺りを何とかならないかと思っています。
	補装具費支給制度が各市町村や県によって差があるのが不思議です。必要な人に必要な補装具を支給して欲しいです。
	手帳が必要な要件になっているが、手帳自体の基準が補装具が必要な方を補っていないと感じる。また、補聴器や人工内耳の電池はかなり費用がかかり負担に感じている
	支給額が低いため差額費用が必要特に補聴器は耳かけ又は携帯型で耳穴は高価なので補助の意味が乏しいと感じます。現状の倍は必要と思う。
	いちいち市役所に相談に行かなければならないのが面倒だと思います。また、価格の安い物ならば、手続きの面倒さを考えると、自費で購入した方が楽だという気持ちにもなります。
	所得の関係で活用できなくなっているが、退職後、該当するようになった場合には、自分で調べて必要な時には使いたい。かつて、この制度は所得にかかわらず使用できる制度であったが、現在は所得による制限のある制度になっている。ただし、所得によって使えない当事者に対しても更生相談所での専門的知見からのアドバイスが活用できるようになるべきだと強く思う。
	子供の補装具のレンタル制度があって欲しい。必要になった時に、すぐ手元に欲しいが、作るのに時間がかかる。その間にも子供は成長していく。一時的に利用したかったり、試しに使ってみてから補装具を申請したい場合もある。1年程度で不要になる場合もある為、レンタル制度があった方が財源の節約にもなると思う。
	世帯収入じゃなく、個人の収入で負担額を決めてほしい
	点字機を補装具として認めて欲しい
	自分がほしいタイプの白杖が、給付されるようにしてほしい。

2.2 自治体に対するアンケート調査による実態把握

2.2.1 調査の概要

調査は、「1.補装具費支給の実態把握」で示した通り、以下の内容で実施した。

(再掲)

- ✓ 調査対象：全国 1,788 自治体を対象 ※東京 23 区含む、政令市は 1 つ
- ✓ 実施期間：2020 年 10 月 6 日～2020 年 10 月 28 日
- ✓ 調査方法：郵送により自治体窓口へ発送、Web または郵送、メールにより回収

2.2.2 調査の結果・分析

■支給制度に係る担当職員の方の人数

<単純集計>

全国の自治体の当該制度に係る平均対応人数は、3.07 人であった。人数別件数で見ると 1 人と回答した自治体が最も多い。

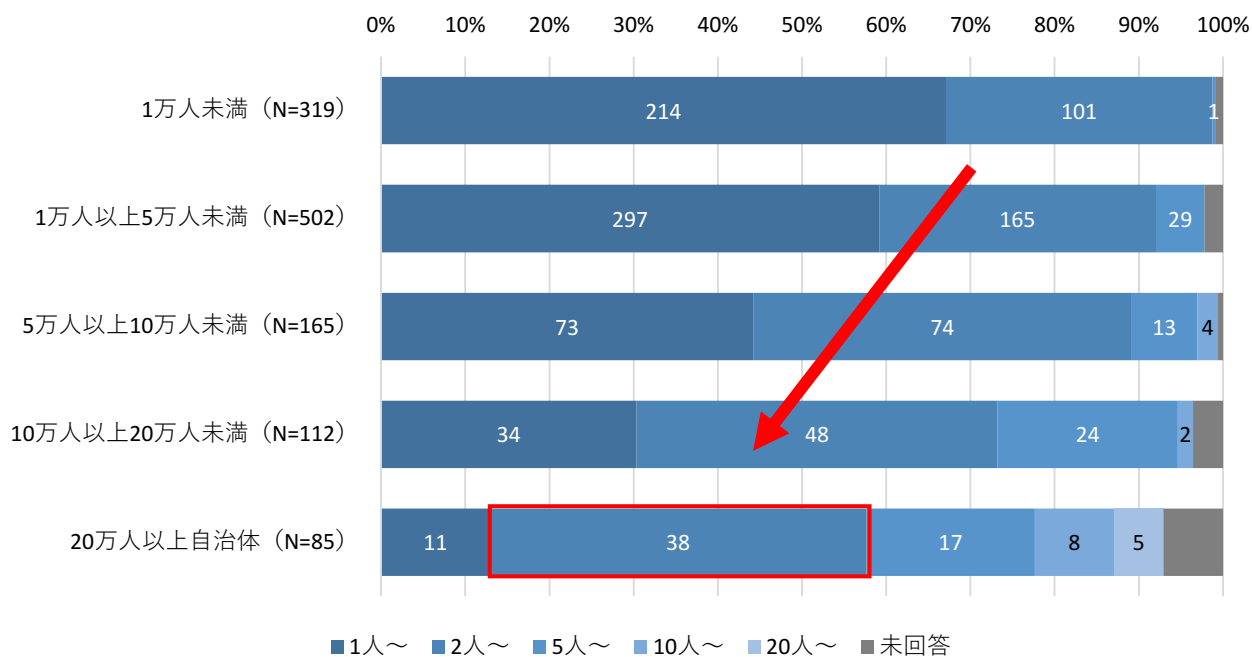
平均対応人数	3.07 人
1 人～	629 件
2 人～	426 件
5 人～	84 件
10 人～	14 件
20 人～	5 件

<自治体人口規模別集計>

人口規模別に平均対応人数をみると全国の自治体の当該制度に係る平均対応人数は、2.24 人であった。人数別件数で見ると 1 人と回答した自治体が最も多い。

人口規模	平均対応人数
1 万人未満	1.4
1 万人以上 5 万人未満	1.8
5 万人以上 10 万人未満	2.3
10 万人以上 20 万人未満	3.2
20 万人以上	18.7

対応人数構成をみると、人口規模が大きくなるにつれ、対応人数は多くなる。一方で、人口 20 万人以上の自治体でも、最も多い対応人数は 2 人であることから、対応が特定の職員に集中していることが伺える。



<担当者が不在の場合の対応（自由記述）>

【主な意見】

- ✓ 連絡先を聞いて後日対応
- ✓ 申請書のみ受領、後日担当者が対応
- ✓ マニュアルを作成して別の職員が対応
- ✓ 必要書類を渡して担当職員が後日対応
- ✓ 前任の職員が対応
- ✓ 常時詳しい職員を配置して対応できる体制にしている

■ 制度について申請者に分かりやすく伝えるために活用しているツールや工夫している事

＜単純集計＞

最も多いのは「特に使っていない」であり、全回答の 40%を占める。次いで「自治体で作成した障害福祉制度全般に関する「障害者福祉の手引き」等の冊子やホームページ」が 4 割程度である。

	件数	割合
①特に使っていない	477	40.3%
②自治体のホームページに掲載している当該制度に関する解説ページ	155	13.1%
③自治体で作成した当該制度に関するリーフレット	104	8.8%
④自治体で作成した障害福祉制度全般に関する「障害者福祉の手引き」等の冊子やホームページ	495	41.8%
⑤更生相談所で作成した説明ツール（リーフレット）を活用	107	9.0%
⑥補装具メーカーや販売代理店の解説資料を使用	77	6.5%
⑦その他のツール	64	5.4%
計(延べ件数)	1,479	125.0%
回答自治体件計	1,183	100.0%

＜その他活用しているツール＞

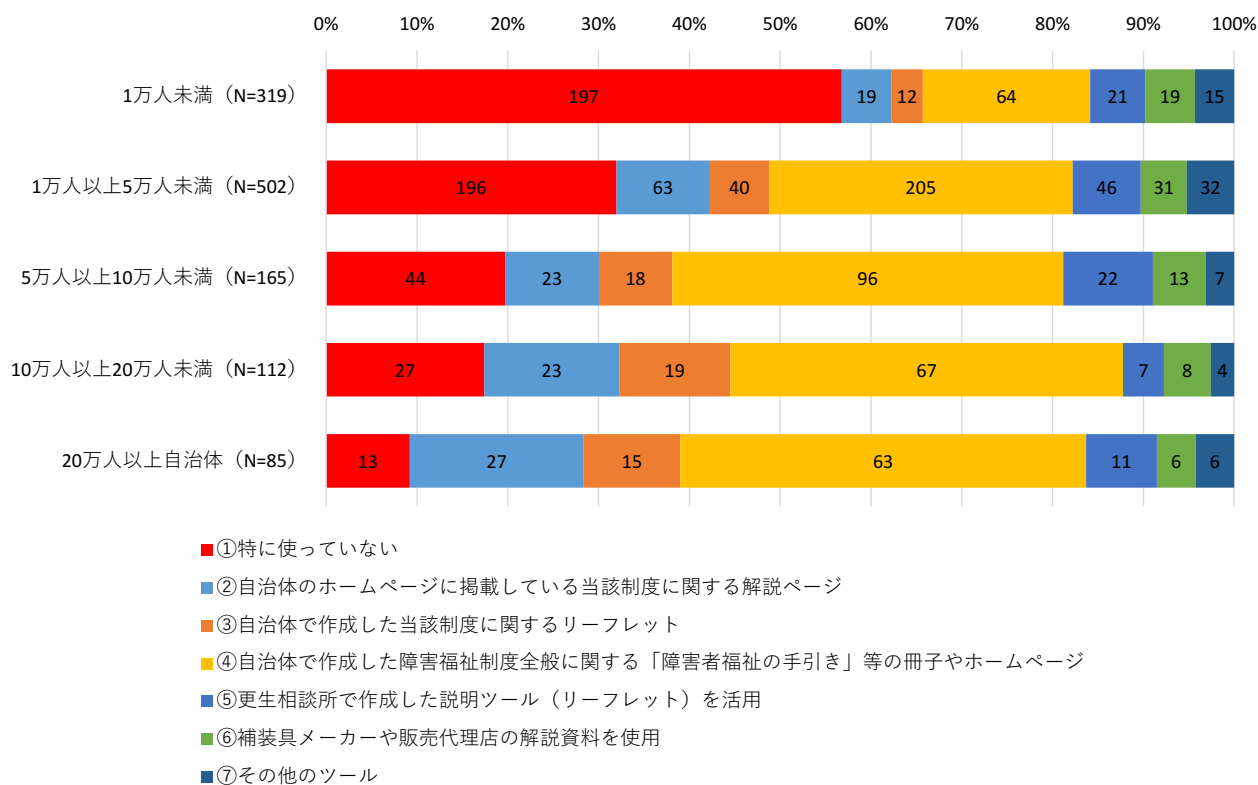
その他自由記述によるツールでは以下の通り、「職員向けツール」「テクノエイド作成ガイド」「市民向けツール」などが挙げられた。

■：職員向けツール ■：テクノエイド作成ガイド ■：市民向けツール

・厚生労働省 HP 内の補装具費支給制度を活用している。・相談があれば更生相談所と連携して対応している。
更生相談所が作成した手引き(市町村担当職員用)を利用し、必要に応じて申請者に見せながら説明している。
更生相談所作成 補装具費支給事務処理の手引き等を参考に説明している。
支給決定までの流れや、次にして頂くこと等、対象者の人がやるべきことを明確にするために説明している。また、業者との連絡を取り、やりとりがスムーズにいくように心がけている。
障がい者ガイドブック内で補装具についての説明があります。
申請・決定・支払までの流れについては簡単にまとめたプリントを渡して説明している。
申請者と会話し、資料の内容を簡潔に説明する。
申請に必要なものを簡単にまとめた書面を申請書類とともにお渡ししている。申請者の状況(新規、再申請、修理等に合わせ、その書面に追記や削除を行っている。
身体障害者手帳交付時に、利用できる制度の一覧表と、町の福祉ガイドブックを渡している。
すでに病院等で案内済の方が多いが、手続きから給付までの流れや所要時間等を分かりやすく口頭で説明している。
装具毎の受付方法をまとめることで、担当者以外でも対応ができるようにしている。
担当が業務を円滑に行うために作成・修正しているマニュアルがある。
聴覚障害者に対して手話通訳者を入れたり、iPad で連絡をとったりしている。
聴覚障害の申請時、補聴器の購入について声かけをしている。
「補装具費支給事務ガイドブック」を活用し、説明。
テクノエイド 補装具費支給事務ガイドブック等をみながら制度の概要伝えています。
テクノエイド協会が出版した補装具支給事務ガイドブックを活用している。
テクノエイド協会発行の補装具費支給事務ガイドブックを使用
府で作成しているマニュアル・公益財団法人テクノエイド協会の補装具費支給事務ガイドブックなどを参考にしている。
補装具費支給事務ガイドブック(テクノエイド協会)を使用
手帳交付時に対象となる場合必ず案内
手帳交付の際、必要と見込まれる人には個別に声がけをする。
県が発行する「補装具の手引き」等を参考に分かりやすい説明に努めている。
補装具の案内チラシ「補装具費を申請する方へ」
補装具の種別ごとに分けて作成している早見表を活用している。
補装具は専門的なことが多く、また個人差が大きいいため、具体的な要望は業社とのやりとりをお願いしている。
町の広報紙で掲載。
市のホームページに当課で作成した障害福祉のしおり「明日に向かって」の資料があり、ダウンロード可能

＜自治体人口規模別集計＞

人口規模が1万人未満の自治体の約6割が、普及促進のためのツールを「特に使っていない」と回答。一方で5万人以上の自治体では4～5割近くが「自治体で作成した「障害者福祉の手引き」等の冊子やホームページ」を活用している。



■説明ツールの提供

208 件の自治体からツールの提供を受けた。ツールのタイトルは以下の通り。

(順不同)

NO	都道府県	市区町村	自治体独自に作っているツールのタイトル
1	栃木県	壬生町	身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けた方へ
2	滋賀県	長浜市	1:障害者手帳で義肢・装具を作るための知っとくポイント 2:補装具の申請に必要なもの
3	岩手県	盛岡市	補装具費（補聴器）の申請について
4	愛媛県	四国中央市	補装具費（購入・借受け・修理）の支給
5	茨城県	那珂市	補装具費の支給
6	福島県	田村市	補装具費
7	沖縄県	浦添市	浦添市 補装具費支給のご案内
8	新潟県	燕市	障がい者福祉のしおり(補装具費の支給)
9	青森県	平内町	補装具の交付・修理
10	鹿児島県	さつま町	補装具制度の説明(町作成のガイドブック)
11	茨城県	八千代町	1.補装具について(八千代市公式ホームページ) 2.補装具の交付・修理
12	高知県	津野町	障害福祉のしおり 補装具・日常生活用具について
13	長崎県	松浦市	装具・用具
14	岩手県	久慈市	こはくのみちはふくしのまちー障害者福祉ガイドブック
15	愛知県	知立市	補装具・日常生活道具
16	長野県	喬木村	補聴器を購入希望の方
17	北海道	共和町	補装具の交付、修理、借受け
18	山梨県	身延町	補装具費交付(補聴器)の申請手続きについて
19	佐賀県	太良町	補装具・紙おむつ・福祉タクシー券の給付
20	大阪府	柏原市	補装具の交付・修理
21	福岡県	新宮町	補装具の交付・修理
22	東京都	台東区	1:補聴器購入の助成について 2:車椅子購入の助成について
23	長野県	小海町	補装具・日常生活用具 補装具の交付・修理
24	鹿児島県	長島町	障がい福祉のしおり 補装具
25	大阪府	大東市	1:補装具・日常生活用具等 2:補装具の支給について、ご案内します
26	新潟県	小千谷市	1:ふれあい・小千谷へ障がい児・者福祉サービス 2:補装具の交付・修理(市のホームページより印刷)
27	秋田県	横手市	補装具費の支給、補装具費の借受け、難聴児補聴器給付事業
28	東京都	新宿区	障害者総合支援法に基づくサービス利用ガイド
29	岡山県	高梁市	補装具費の支給について
30	群馬県	高崎市	2020 年度(令和 2 年度)版 障害者福祉制度のあんない
31	愛知県	弥富市	補装具交付・貸与・修理
32	石川県	内灘町	補装具費について
33	北海道	伊達市	補装具費の支給
34	愛知県	春日井市	1:6 補装具・日常生活用具など 2:補装具の交付・修理
35	新潟県	上越市	1:(項目③にあたるもの)補装具費支給申請について 2:(項目④にあたるもの)快適な日常生活をおくるために
36	埼玉県	寄居町	障害者の福祉ガイド 補装具・日常生活用具等
37	北海道	北広島市	各種事業やサービス 福祉用具など 補装具
38	新潟県	三条市	補装具費(購入費、借受け日、修理日)支給
39	佐賀県	多久市	1:(項目③に当たるもの)補装具交付申請に必要なもの 2:(項目④に当たるもの)(3)補装具費の支給
40	福岡県	飯塚市	在宅生活支援 在宅生活に必要な環境整備 1 補装具の交付・修理
41	埼玉県	白岡市	日常生活の改善
42	宮崎県	都城市	補装具費の支給
43	静岡県	磐田市	補装具費の支給
44	福島県	棚倉町	令和 2 年度 棚倉町障がい者福祉のてびき 3 補装具
45	静岡県	伊豆市	補装具費支給事業について
46	福岡県	みやま市	3 補装具・日常生活用具等の給付
47	広島県	広島市	補装具費の支給について(肢体不自由用)
48	北海道	奥尻町	奥尻町障がい福祉のしおり 補装具給付
49	宮城県	七ヶ浜町	日常生活の援助 補装具の交付。修理
50	千葉県	成田市	障がい者福祉のしおり 8 補装具の購入・借受け・修理
51	東京都	日野市	身体障害者福祉ガイド 補装具費の支給
52	埼玉県	ときがわ町	補装具・日常生活用具について

NO	都道府県	市区町村	自治体独自に作っているツールのタイトル
53	宮城県	利府町	自立支援給付等 補装具費の支給
54	山口県	山口市	補装具費（購入・借受け・修理）の支給（山口市障がい福祉課のご案内の補装具のページ）
55	鹿児島県	鹿児島市	1：（項目③にあたるもの）補装具費支給申請について 2：（項目④にあたるもの）補装具費の支給
56	山口県	山陽小野田市	障がい福祉のしおり 3-1 補装具費（購入・借受け・修理）の支給
57	長崎県	大村市	補装具・日常生活用具（補装具の交付・修理）
58	千葉県	鎌ケ谷市	補装具申請の流れ
59	福岡県	筑後市	6. 補装具費・日常生活用具
60	秋田県	湯上市	補装具費支給制度
61	山形県	鶴岡市	補装具費の交付(修理)申請
62	大阪府	八尾市	日常生活の支援 補装具費の支給
63	大阪府	大阪狭山市	日常必要な装具など
64	秋田県	大仙市	補装具・日常生活用具など 補装具の購入や修理をするとき 視覚障がい者用の電子白杖を購入するとき 補聴器等を購入するときの費用
65	鹿児島県	曽於市	1：（項目②にあたるもの）補装具費の支給について 2：（項目④にあたるもの）障害者の福祉のしおり 身体障害者（児）の補装具費（購入・修理）支給
66	北海道	中標津町	中標津福祉のしるべ 福祉機器のこと 補装具の交付と修理
67	北海道	別海町	2020 年度心身障がい児・者のしおり 医療費等の助成制度 補装具費
68	千葉県	野田市	生活支援 補装具
69	奈良県	大和郡山市	日常生活の援助
70	北海道	余市町	身体障害者に関する助成・援護制度 補装具費、日常生活用具の助成について 補装具費の支給
71	京都府	城陽市	補装具や日常生活用具の給付等
72	静岡県	函南町	身体に障害がある方へのサービス 補装具の購入(修理)
73	新潟県	阿賀町	身体障害者手帳のしおり 補装具費・日常生活用具
74	宮城県	白石市	補装具費
75	山梨県	甲府市	補装具購入・修理費の助成
76	栃木県	茂木町	1：補装具支給申請 2：各種制度の利用 補装具費の支給
77	宮城県	塩竈市	自立支援給付（補装具費の支給）（塩竈市障がい者福祉サービスパンフレット抜粋）
78	北海道	安平町	しょうがい者手帳に基づく福祉サービス 安平町 補装具・日常生活用具について 補装具について
79	福岡県	直方市	1：障害福祉サービスの利用について(全国社会福祉協議会) 2：身体障がい者のしおり(直方市)
80	北海道	新冠町	障がい者福祉マップ 補装具・日常生活用具 補装具の交付
81	北海道	幕別町	みんなのふくし 障がい者の福祉制度について 補装具・日常生活用具
82	愛知県	東郷町	令和2年度 福祉のしおり
83	千葉県	流山市	障害福祉の案内 補装具費の支給
84	千葉県	香取市	障がい者福祉のしおり
85	千葉県	九十九里町	1：九十九里町 障がい者福祉のしおり 補装具費の支給(自立支援給付) 2：補装具の交付
86	茨城県	常陸大宮市	常陸大宮市 障がい者福祉のしおり 補装具
87	宮崎県	延岡市	障がい福祉ガイドブック 補装具給付事業について
88	広島県	神石高原町	障害者手帳保持者が受けられる主要なサービス
89	長野県	御代田町	障がい者のための福祉のしおり
90	北海道	網走市	障がいのある方のために 網走市障がい福祉係 身体障害者補装具・日常生活用具給付について
91	福岡県	水巻町	障がい児・者福祉ガイドブック
92	北海道	美瑛町	補装具・日常生活用具 補装具費の支給
93	埼玉県	深谷市	障害福祉の手引き
94	広島県	庄原市	庄原市障害者福祉ハンドブック
95	北海道	滝川市	1：（項目③にあたるもの）補聴器の申請 2：（項目④にあたるもの）補装具費の支給
96	宮城県	女川町	障害福祉ガイドブック
97	群馬県	桐生市	障害者福祉制度の案内 補装具費の支給
98	福島県	南会津町	南会津の障がい福祉
99	福岡県	八女市	用具等の支給
100	北海道	砂川市	障がい者福祉のしおり 補装具費支給制度
101	兵庫県	神戸市	在宅福祉サービス 福祉器具の提供・貸与など
102	熊本県	玉名市	身体障害者手帳のしおり
103	岩手県	金ケ崎町	身体障がい者福祉事業
104	埼玉県	横瀬町	補装具

NO	都道府県	市区町村	自治体独自に作っているツールのタイトル
105	千葉県	東金市	1：身体障害者手帳を受けられた方へ 2：東金市障がい福祉ガイド
106	埼玉県	越谷市	日常生活の支援 補装具の交付・借受け・修理
107	愛媛県	松山市	1：補装具 2：補装具・日常生活用具
108	兵庫県	伊丹市	補装具の購入費・修理費の支給
109	茨城県	阿見町	補装具支給のご案内
110	埼玉県	小川町	1：補装具・日常生活用具の給付 2：日常生活の支援
111	茨城県	茨城町	1：茨城町「障がい者福祉のしおり〈令和2年度〉 補装具の交付 2：障がい者福祉サービス利用のてびき 居住系サービス 補装具費の支給
112	北海道	白糠町	補装具・日常生活用具 補装具の交付・修理
113	長崎県	平戸市	補装具の交付・修理・借受け
114	福岡県	柳川市	補装具・日常生活用具の給付
115	福岡県	大野城市	補装具費の支給
116	東京都	武蔵村山市	日常生活の援助 補装具費支給制度
117	青森県	五戸町	福祉用具 補装具の支給・借受け・修理
118	大阪府	守口市	補装具・日常生活用具 補装具費(購入・修理・借受け)の支給
119	沖縄県	伊江村	補装具費(購入・修理)の支給
120	沖縄県	宮古島市	補装具と日常生活用具
121	岩手県	矢巾町	矢巾町障がい者福祉ガイドブック 補装具費の支給について
122	茨城県	城里町	障害者手帳をお持ちの方の福祉制度 補装具の購入・修理費の給付
123	徳島県	北島町	障がい福祉関係 用具や装具の給付について 補装具の交付・修理用具等の給付
124	鹿児島県	出水市	補装具と日常生活用具
125	宮城県	東松島市	障害者(児)の皆さんの生活を支える制度 〈補装具・日常生活用具〉
126	神奈川県	伊勢原市	補装具費の支給
127	東京都	港区	補装具申請手続きについて
128	福岡県	行橋市	補装具の交付・修理
129	岐阜県	八百津町	補装具費の支給
130	栃木県	足利市	障がい者福祉の手引き ～手帳をお持ちの方のサービス～ 補装具費の支給
131	神奈川県	寒川町	補装具
132	北海道	小樽市	給付事業 補装具の交付・修理
133	福井県	鯖江市	補装具の交付と修理
134	愛知県	清須市	令和2年度 清須市福祉ガイド 補装具費の支給について
135	北海道	倶知安町	障害者手帳の取得者の方へ 福祉サービスについて 補装具費等の支給
136	福井県	永平寺町	障がい者福祉のしおり 補装具等
137	兵庫県	丹波篠山市	障がい者のふくし 補装具の交付・修理
138	奈良県	王寺町	ともに生きる社会をつくる 障害者総合支援法利用者のためのかんたんガイド 補装具費の利用者負担
139	沖縄県	読谷村	補装具の購入・修理
140	青森県	階上町	補装具交付(修理)事業(青森県階上町説明用冊子の一部抜粋)
141	埼玉県	嵐山町	補装具・日常生活用具
142	埼玉県	秩父市	日常生活の支援
143	埼玉県	新座市	補装具費の交付・貸与・修理
144	兵庫県	加古川市	1：補装具費の申請から支給まで(来所判定の場合) 2：補装具費の申請から支給まで(文書判定の場合※補聴器以外) 3：補装具費の申請から支給まで(補聴器の場合) 4：補装具費の申請から支給まで(判定不要の場合)
145	宮城県	加美町	1：(項目②にあたるもの)補装具費の給付を受けるには 2：(項目④にあたるもの)補装具費給付事業
146	宮城県	気仙沼市	1：(項目②にあたるもの)補装具費の支給 2：(項目④にあたるもの)身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方の障がい者福祉のてびき 補装具費の支給
147	愛知県	みよし市	補装具・日常生活用具 補装具費の支給(借受け・修理含む)
148	富山県	舟橋村	くらしの安心ガイド～福祉サービスを利用するために～ 補装具費の支給
149	千葉県	富津市	補装具費の制度
150	静岡県	富士市	各種補助制度について 補装具
151	奈良県	安堵町	補装具・日常生活用具
152	茨城県	土浦市	補装具の交付・修理について
153	千葉県	銚子市	補装具・日常生活用具 補装具の交付・修理等
154	新潟県	聖籠町	聖籠町障がい福祉サービスガイド 補装具費
155	宮城県	南三陸町	補装具の支給(自立支援給付)

NO	都道府県	市区町村	自治体独自に作っているツールのタイトル
156	静岡県	沼津市	1：(項目②にあたるもの)補装具 2：(項目③にあたるもの)補装具費制度とは… 3：(項目④にあたるもの)補装具・日常生活用具
157	新潟県	十日町市	補装具・日常生活用具等
158	石川県	中能登町	1：(項目③にあたるもの)補装具の申請に必要なもの 2：(項目④にあたるもの)補装具・日常生活用具
159	山形県	白鷹町	障がい者福祉に関するサービス 補装具費の支給
160	愛知県	名古屋市	障害者福祉のしおり 補装具費の支給
161	奈良県	葛城市	補装具給付について
162	栃木県	佐野市	補装具費の支給
163	埼玉県	戸田市	補装具・日常生活用具
164	福岡県	福岡市	補装具費の支給
165	福島県	猪苗代町	補装具
166	新潟県	見附市	1：(項目②にあたるもの)(見附市ホームページより)補装具・日常生活用具 補装具の交付(修理) 補装具 手続きに必要なもの 2：(項目④にあたるもの)(身体障害者のしおりより)補装具・日常生活用具 補装具の交付(修理) 3：(項目③にあたるもの)(窓口でお渡ししているリーフレット) 「補装具作成までのながれ」「電動車椅子作成までのながれ」
167	秋田県	北秋田市	1：(項目②にあたるもの)障害者福祉サービス 補装具の交付・修理 2：(項目④にあたるもの)福祉サービス 補装具費の支給
168	京都府	笠置町	補装具費・障害者手帳同時申請
169	岡山県	井原市	井原市 福祉のしおり「補装具箇所」
170	岐阜県	可児市	補装具の交付・修理について
171	北海道	芽室町	補装具費支給制度について
172	滋賀県	彦根市	補装具費(修理費)の支給
173	秋田県	大館市	補装具の制度について
174	東京都	立川市	新規補聴器の支給について
175	栃木県	栃木市	『障がいの者の手引き』より抜粋 補装具及び日常生活用具
176	福島県	石川町	補装具・日常生活用具等 補装具の交付・修理
177	山形県	朝日町	福祉サービスのご案内 用具・器具など 自立支援給付(補装具)
178	群馬県	みなかみ町	身体障害者補装具支給制度の概要
179	神奈川県	逗子市	補装具の交付(修理)申請について
180	山梨県	中央市	補装具費支給
181	北海道	当別町	障害者総合支援法等による支援 身体障がい者(児)補装具の交付等
182	神奈川県	二宮町	1：(項目②にあたるもの)身体障害児者補装具交付修理助成事業 2：(項目④にあたるもの)補装具・日常生活用具 補装具の交付・借受け・修理 (身体障害者補装具交付等助成事業)
183	岩手県	陸前高田市	補装具
184	鹿児島県	垂水市	障害福祉のご案内 補装具・日常生活用具 補装具助成
185	群馬県	伊勢崎市	1：(項目③にあたるもの)補装具(交付・修理)申請の流れ 2：(項目④にあたるもの)在宅生活を支える制度・サービス 補装具費の支給
186	北海道	長沼町	(項目④にあたるもの)身体障害者手帳の手引き 補装具の交付・修理
187	愛知県	豊橋市	(項目④にあたるもの)補装具・日常生活用具 補装具費の支給
188	山口県	長門市	障害者福祉のしおり 日常生活の援助 補装具の交付・修理
189	京都府	木津川市	補装具費の支給制度について
190	愛知県	瀬戸市	補装具の交付・修理
191	福島県	小野町	各種給付の助成について 補装具の購入・修理にかかる助成
192	秋田県	能代市	補装具の支給申請をする方へ ～支給申請の流れ～
193	長野県	南箕輪村	1：(項目③にあたるもの)補装具の支給申請のしかた 2：(項目④にあたるもの)補装具費
194	兵庫県	播磨町	1：(項目③にあたるもの)～補聴器を初めて購入される方へ～ 2：(項目④にあたるもの)福祉のしおり(町 HP 参照のこと) https://www.harima.lg.jp/fukushi.syougaisya-hukusinsiori.html
195	大分県	大分市	(項目③にあたるもの)「補装具」申請から受領までの流れ
196	埼玉県	和光市	日常生活の支援 補装具の交付・修理
197	千葉県	市原市	1：補装具判定(書類判定)について 2：補装具費支給決定通知の送付と適合判定について 3：補聴器(18歳未満)の購入費支給について 4：補聴器(18歳以上)の購入費支給について 5：補聴器(18歳以上)の購入費支給について(書類判定の場合)
198	岐阜県	瑞浪市	1：補装具費支給の手順 2：障害者総合支援法による障がい福祉サービス利用のてびき 補装具

NO	都道府県	市区町村	自治体独自に作っているツールのタイトル
199	東京都	八王子市	福祉のしおり 2020 障害のある方へ 補装具・日常生活用具 補装具費の支給
200	兵庫県	洲本市	洲本市障害福祉サービスの手引 2020 年度版 補装具の交付・修理・借受け
201	山口県	和木町	項目④にあたるもの「障害者福祉の手引き 補装具の支給(購入・修理)」
202	愛知県	東浦町	1：(項目③にあたるもの)「補装具費支給制度をご申請される方へ」 2：(項目③にあたるもの)「補装具費支給にかかる補聴器の助成について」 3：(項目④にあたるもの)「東浦町 障がい者福祉ガイド 補装具・日常生活用具等 補装具の交付・借受け・修理
203	兵庫県	豊岡市	豊岡市 障害者福祉のしおり 自立支援給付事業 身体障害者(児)補装具費の支給
204	広島県	尾道市	1：(項目②にあたるもの)「補装具費(購入・修理)の支給」 2：(項目④にあたるもの)「障害者の福祉制度 補装具・日常生活用具・自動車関係 補装具費(購入・修理・借受)の支給
205	福島県	相馬市	相馬市障がい福祉ガイド 福祉用具 補装具費の支給(障害者総合支援法)
206	青森県	大間町	令和2年度版 障害者手帳を取得された方へ 障害者の自立支援について 補装具費の支給
207	京都府	京都市	障害保健福祉のしおり 在宅福祉サービス 補装具費の支給(購入・借受け・修理)
208	福岡県	糸島市	障がい者福祉のしおり 補装具の支給

補装具費支給に係る補聴器の助成について

補聴器ってなに？

補聴器とは、「聴覚に障害が生じ可聴域値の上昇が起こり、音や話しこ
とばが聞こえにくくなった人に対して、電気的な音響増幅器として音や話
しこたばを増幅拡大する、あるいは振動にかえて伝達する機能を持つも
の」です。

また、聴覚機能障害があると域値上昇の他に音や話しこたばの聞こえに
歪みを生じるので、それに対しても補聴器はできるだけ歪みを補正して音
を聞きやすくするような働きもあります。

・等級によって対象となる補聴器が変わります。

聴覚障害4、6級の方 → 高度難聴用補聴器

聴覚障害2、3級の方 → 重度難聴用補聴器



対象となる
等級の説明

●補装具費支給制度では、原則ポケット型が補助の対象です。

ポケット型



(高度)



(重度)

費用負担の
説明

(参考価格)

高度難聴用ポケット型:34,200 円 → (公費負担)30,780 円 (利用者負担)3,420 円

重度難聴用ポケット型:55,800 円 → (公費負担)50,220 円 (利用者負担)5,580 円

※非課税世帯の場合、全額公費負担で補助になります。

※あくまで、補聴器本体代金のみを想定した価格です。イヤモールド等含めると、補助金額が変わる場合がありますので、詳細については補装具業者にお問い合わせください。

その他型式の支給及び差額自己負担による
形状変更については、次ページをご覧ください。

●差額自己負担による補聴器の形状変更について

補聴器については基本構造が同じ型式であれば、名称が異なっても基本的には聞こえ方は変わらず形状のみが変わるものであり、支給決定された補聴器と異なる名称の補聴器のデザイン性を理由として購入を希望する場合は、差額自己負担を認めることも可能です。ただし、再購入や修理に関する補装具費の上限額は、支給決定された型式の範囲内で対応するものとします。

(変更可能な形状)

- パターン1 高度難聴用ポケット型 ⇔ 高度難聴用耳かけ型 ⇔ 耳あな型(レディメイト・オーダーメイト)
パターン2 重度難聴用ポケット型 ⇔ 重度難聴用耳掛型 ⇔ 耳あな型(レディメイト・オーダーメイト)(※)
パターン3 骨導型ポケット型 ⇔ 骨導型眼鏡型

※重度難聴用耳あな型については、名称、基本構造が基準にないため、特例補装具の取り扱いになりますが、重度難聴用の対象者で耳あな型の対象ではない方がデザイン性を理由として当該機種を希望される場合は、差額自己負担で対応が可能です。

その場合、補聴器の形状によっては高度、重度のいずれの場合でも小さなスイッチ操作ができない、また、ハウリングが生じやすいなどかえって聞こえが悪くなる場合もあり、変更が不適当な場合もありますので注意が必要です。

Q&A

- 耳かけ型、耳あな型の支給にある「教育上・職業上(パート、育児、家事、車の運転等を含めて考える。)必要」と認められるのは、どのような場合ですか。

A. 教育上必要と認められるには、以下のような場合があります。

- ・体育等の授業で衣服を着脱することが週3回以上ある。
- ・学校側からポケット型では聴力補完に限界があると判断された。

また、職業上必要と認められるには、以下のような場合があります。(※1)

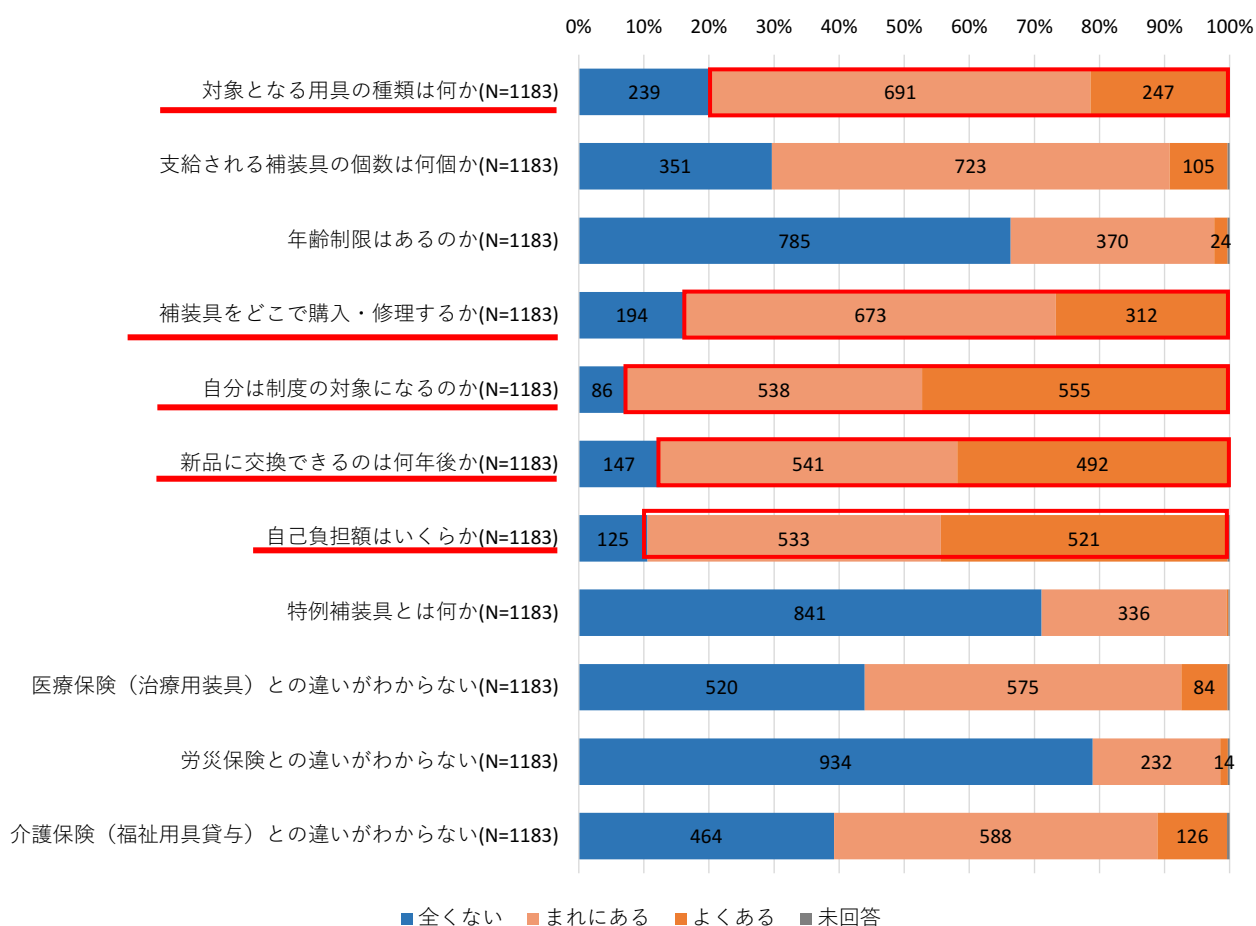
- ・ヘルメットを常時着用して仕事をしている。
- ・騒音の激しい場所等で重機を扱っている。
- ・日常的に家事(育児)をしている。
- ・パート勤務を週5日以上している。

※事務職、営業職等の音の聞き取りに集中出来るような仕事をしている方は認められません。

※週5日以上勤務している方に限ります。

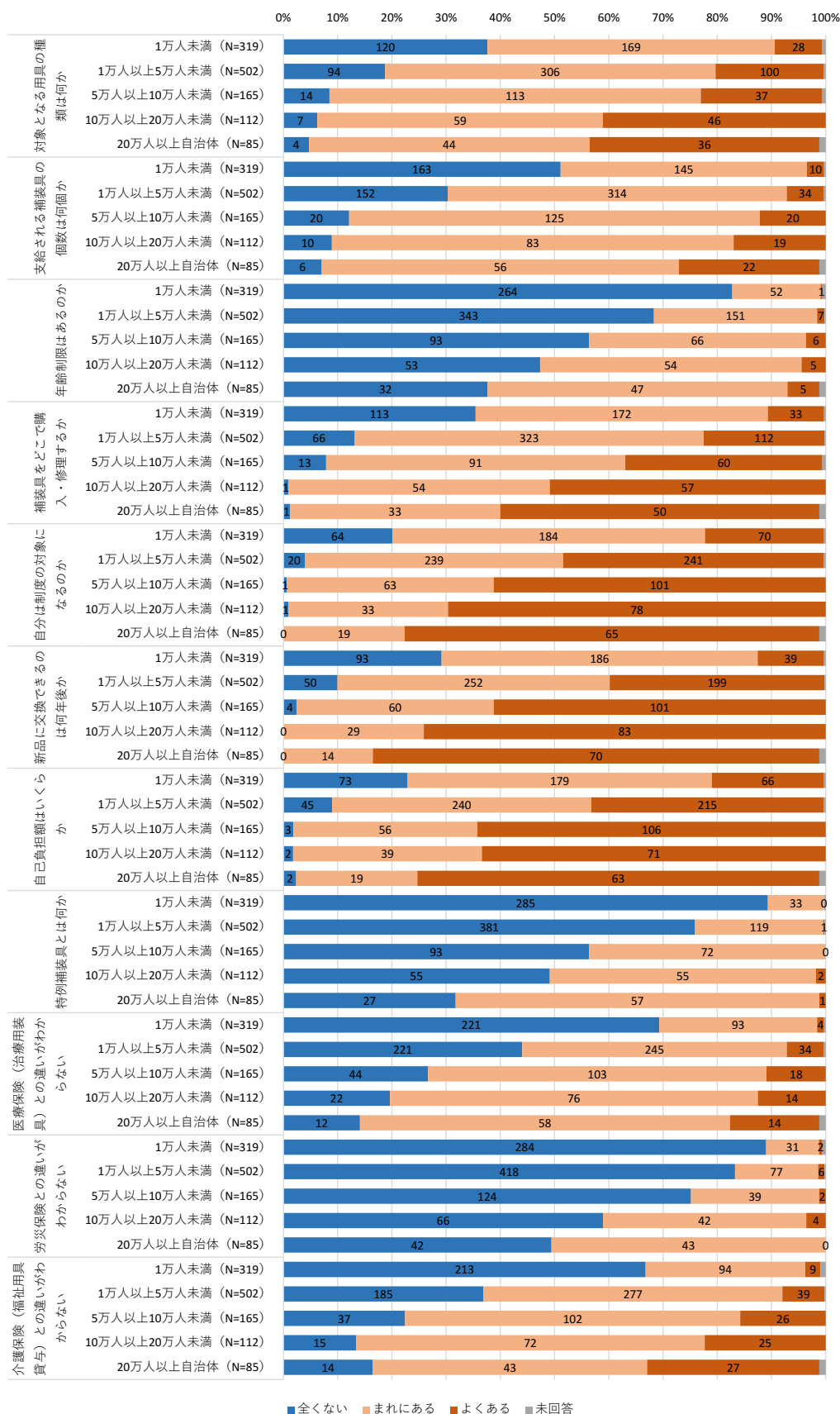
■申請者（障害当事者、関係者含む）から制度に関する項目別の問い合わせの頻度
＜単純集計＞

問い合わせが「よくある」「まれにある」を合わせて8割を超えるのは「対象用具の種類」「購入・修理場所」「対象者の基準」「対応年数」「自己負担額」であった。



<自治体人口規模別集計>

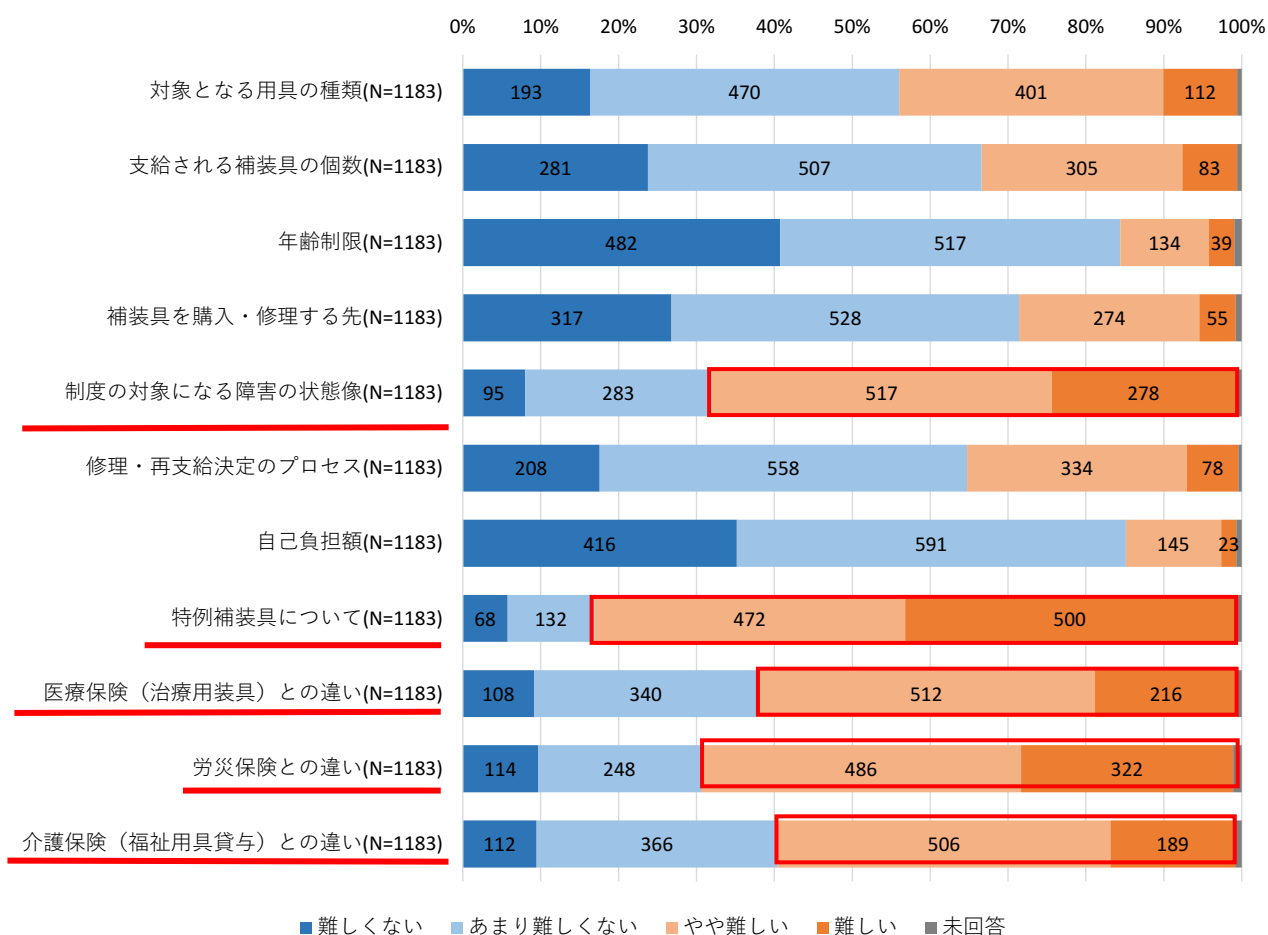
人口規模別では、「年齢制限」「特例補装具」「労災保険との違い」が人口が多い自治体ほど問い合わせの頻度が多いと回答している。



■支給制度に関して、対象者への説明が難しい項目

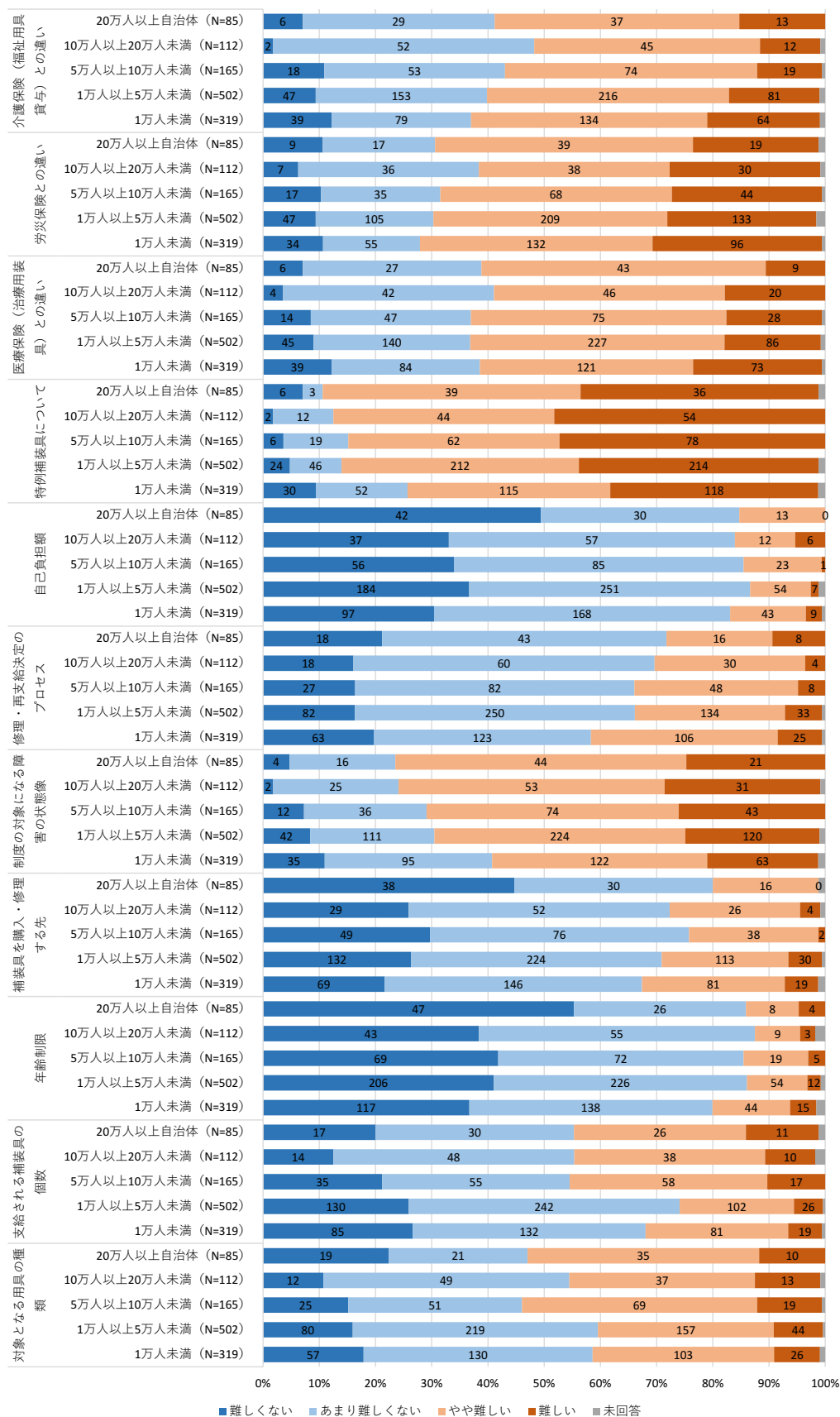
<単純集計>

説明が「難しい」「やや難しい」を合わせて5割を超えるのは「制度の対象となる障害の状態像」「特例補装具について」「介護保険・労災保険・医療保険との違い」であった。



<自治体人口規模別集計>

自治体の人口規模に比例して大きな違いはみられなかった。

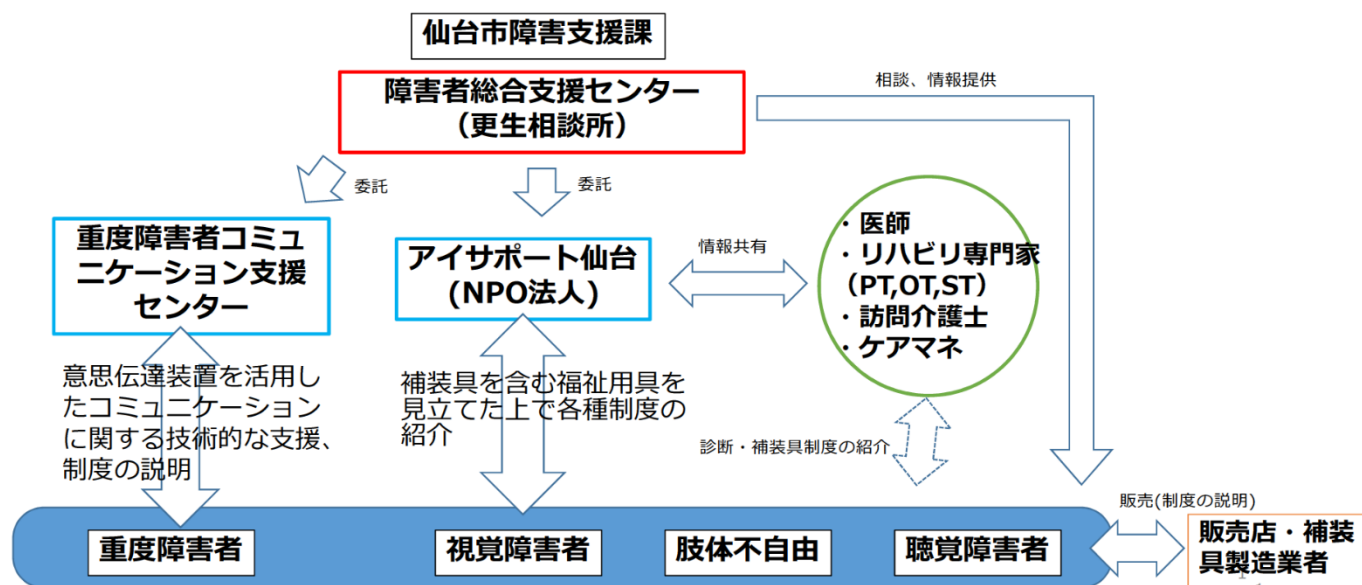


2.3 専門職に対するヒアリング調査による実態把握

専門職に対するヒアリング調査においては、各地域で自治体と専門職が連携して補装具にかかる相談等にあたっている実態があることから、以下の地域を対象に自治体及び関係専門職に対するヒアリング調査を実施した。

2.3.1 仙台市（ヒアリング対象①）

仙台市では、意思伝達装置、視覚障害に関する補装具については支援組織への委託によって相談に応じている。



■ 対応の実態

・ 視覚障害者

市が委託を行っているアイサポート仙台で補装具を含む福祉用具を見立てた上で制度を紹介

・ 重度障害者

市が委託を行っている仙台市重度障害者コミュニケーション支援センターと協働でコミュニケーション支援をする中で、適切な機器を選定し、機器の説明や制度を紹介

・ 聴覚障害者

更生相談所での相談に応じているが、実態は補聴器等の販売店で検査をした際に制度を説明している

・ 肢体不自由者

更生相談所での相談に応じているが、実態は治療用に制作したものをぼろぼろになるまで使っている場合が多い。地域によっては「補装具ノート」をつくり退院時や義肢納品時などに渡している場合もあり。

■ 制度情報の提供における課題点

○ 仙台市障害者総合支援センター(更生相談所)

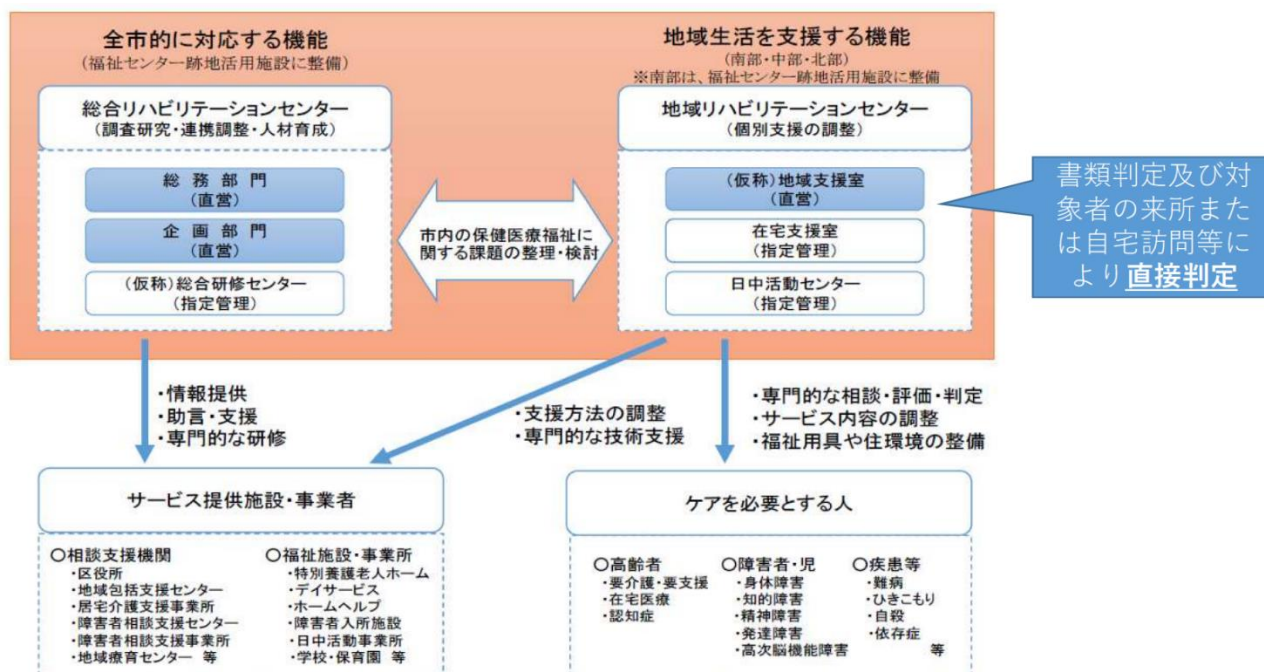
- ✓ 対象者、種目が広く、労災や介護保険を使う場合もあり、あまりにも複雑であるため、コミュニケーション支援を行わなければ制度に乗っていかない状況。広報ツールで周知すべき内容を絞るのは難しいのでは。
- ✓ 当事者からすると医療機関で制度情報を知りたいところであると思われるが、医師は補装具費支給制度について知らない場合も多い。医師の方々にも制度に関する理解をいただきたい。
- ✓ 肢体不自由者への情報提供が課題（東北義肢装具協会のセミナーでも課題が共有されており、東北スタイルでの義肢装具の適切な提供を行っていく必要があるとしていた）。

○ アイサポート仙台(障害者支援 NPO)

- ✓ 眼科医の範疇ではないために制度についての知識がない。眼科医師への普及啓発の方が障害当事者よりも必要であると感じる。
- ✓ 更生相談所→アイサポート仙台のルートで相談できた人は補装具費を利用して白杖の給付を受けている率が高いが、「相談」にたどり着けず自分で購入してしまう人もいる。
- ✓ 障害者となって生活を立て直していくタイミングにある人にスムーズに情報を伝えるべき。医療機関で伝えるべきことではないか。
- ✓ 申請も複雑で困っている人も多い（医師の意見書が病院に設置されていないケースなどもあり、役場の窓口と病院を行き来している。申請や意見書の統一フォーマットをネットで入手できるとカンタンなのは）。

2.3.2 川崎市（ヒアリング対象②）

川崎市では、市域を3つの地域に区分し、それぞれ地域リハセンター（地域支援室、在宅支援室、日中活動センターを含む）を配置して来所者の相談に応じている。



■ 対応の実態

- ✓ 高齢者・障害者等の相談窓口として地域の別に障害者センター（更生相談所分室機能）が整備され、書類判定及び対象者の来所または自宅訪問等により直接判定を行っている。そこで制度等についても説明ができる。
- ✓ 総合的に判断するトータルコーディネートにより、本人に合った制度をマッチングさせており、来所・通所している方々には制度の情報は届いている。
- ✓ 民間職員のいる在宅支援室が自治体とともに相談にあたっているという体制は川崎ならではの特徴。
- ✓ 来所者数は15～16人/回（補装具外来4回/月(半日単位)、シーティング外来1回/月(半日単位)を実施している）。

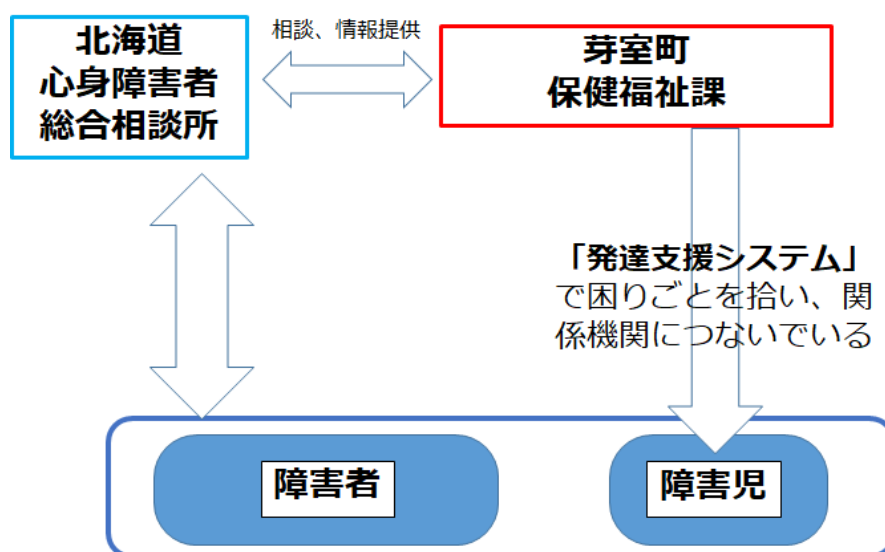
■ 制度情報の提供における課題点

○北部リハセンター(百合丘障害者センター)

- ✓ 自治体の窓口が書類判定等で実施している体制とは違い、直接判定時に説明をしているため、伝わりやすい。ただし、「補装具費支給制度」を使おうとしてスタートしているのではなく、補装具をその人の事情やニーズにあったものを提案しているため、結果としての認識は低いかもしれない。
- ✓ 自治体側から見ても、基準があいまいな部分があり、また自治体裁量の部分もあるため、判定に苦慮するケースについては、必要に応じて他更相に問い合わせたり、にテクノエイドのガイドブック等を参照し、判定している。
- ✓ リハビリ専門家は補装具費支給制度についての知識は得ていない。仕事を通じて知っていったのが実態。しかし、医療関係者、訪問リハの方々も制度については具体的に知らないのが現状。学校（教育機関）などで知識を得る機会をとるべき。普及の一步になるのでは。
- ✓ 医療機関で「更生相談所に聞くとよいよ」ということを言うだけでよいが、結局制度を知ることなく、医療費で作ったものをぼろぼろになるまで使っているという現状がある。
 - ✓ 支援する人たちが知らなければ本人たちに届かないのでは。
 - ✓ 相談された方はこの制度につなげることができる。相談につなぐということが重要。しかし、更生相談にたどり着かない方には、知っていただきたいということもあるかもしれない。
 - ✓ 本人がどう生活したいか（仕事、家事など）を聞きながら、ご自宅にも伺って必要な補装具を提案する。車椅子であれば介護保険を使うかも知れない。
 - ✓ 本来、借受が適当と思われるケースに活用されていない。

2.3.3 芽室町（北海道河西郡）（ヒアリング対象③）

芽室町では、町内にはリハビリテーションセンターはなく、また、補装具事業者もない実態にあるが、隣接する帯広市の該当機能を持つ施設との連携を図るとともに、北海道の心身障害者総合相談所と分担して判定を行っている。



■町の補装具費支給制度の概況

- ✓ 障害児に対しては「発達支援システム」を構築しており、そこで困りごとを拾い、関係機関につなぐことができる。
- ✓ 障害児から関係性が築けていると問題ないが、大人になってからの申請者は、修理や再交付が多いため、独自に情報収集している。
- ✓ 人口 1 万 8000 人程度のため、子供の時から把握できるのが大きい。耐用年数ごとに役場から知らせているわけではないが、耐用年数になると自ら窓口に来る。
- ✓ 人口規模からすると ALS 患者が多い。進行が早く、状態に合わせた補装具が必要なため、体に合わせた修理が必要となる。
- ✓ 基幹産業が農業のため、かなり所得が多い人は対象にならないケースもある。

■制度に関する連携体制等について

- ✓ 北海道心身障害者総合相談所への確認や近隣自治体の給付状況を確認したりして判定している。
- ✓ 判定は、北海道が巡回で実施している。コロナ前まで年 4 回、帯広市で巡回相談が行われていた。現在は、本来巡回相談が必要な人も動画と併せて文書判定している。
- ✓ 補装具事業者は町内に一つもない。近隣の帯広市でつくる人が多い。子供は札幌市や旭川市の事業者を使う。ALS は意思伝達装置のセンサーの調整等が必要のため、帯広市でつくる人が多い。
- ✓ 補装具を作成したい理由は口頭で聞き取り、意見書等と併せて判断している。

- ✓ 病院と直接やり取りする機会はあまりなく、事業者とのやり取りが多い。病院の判断と事業者の見積もりが一致しないときは、事業者から病院に確認してもらっている。事業者と病院の方が、やり取りがスムーズである。
- ✓ リハビリテーションセンターは帯広市にあり、調査書を理学療法士につくってもらう。障害児は直接窓口に来られない場合もあるため、詳細を理学療法士に聞き取って必要性を判断している。

■町で作成している申請者向け資料について

- ✓ 担当者が異動してきたときに、作成したもの。新任者が来ても困らないように、独自資料を作成した。

■よくある問合せ

- ✓ 芽室町では、聴覚障害の手帳を持っている人にのみ補聴器を支給している。近隣自治体には手帳を持っていなくても聞こえづらさを感じる人に独自助成を行っているケースもあり、芽室町には制度がないのかという問い合わせがある。
- ✓ 18歳に近づくと早めに案内して、「障害者」として判定が必要になるということを事前に伝えるようにしている。
- ✓ 大人は把握できていない部分もあるが、リハビリに通っている中で必要な補装具を紹介されている。病院のソーシャルワーカーから相談を受けるケースが多い。

■説明が困難な点について

- ✓ 大人で事故にあうと、目的によって治療用装具か補装具か分かれる。治療用装具であれば、一度払ったあと償還されるが、補装具では事前申請が必要であることを説明している。
- ✓ 高齢者世帯では、課税の有無で自己負担の有無が変わってくる。年金生活であれば非課税だが、少しでも収入があると課税世帯となる。
- ✓ 補装具と日常生活用具の判断が必要なケースはあまりない。何に該当するかは、作業療法士が判断する。わからなければ事業者や自治体に問い合わせがくる。

■その他

- ✓ 総合相談所で自治体職員向けの年1回の研修があり、障害にかかわる様々なサービスの全容が分かる。ソーシャルワーカー向けの研修等は聞いたことがない。
- ✓ 帯広市から転入した際に前の市では対象となったとのことで、支給基準について問い合わせをすることがある。
- ✓ 子供に必要なだと判断すれば認めるケースがほかの自治体に比べて多いかも知れない。

補装具費支給制度について



補装具は、障がいのある方（18歳未満の児童を含む）及び難病患者等の失われた身体機能を補完又は代替する用具のことです。

日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障がいのある児童が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として使用されるものです。

障がい福祉係では、障がいの内容や程度に応じて、補装具を必要とする障がいのある方及び難病患者等に対し、補装具費の給付を行っています。

種 目

主な種目と耐用年数は以下のとおりです。

障がい区分	種目	耐用年数	障がい区分	種目	耐用年数
肢体不自由	義肢（義手、義足）	1～5年	視覚障害	視覚障害者安全つえ	2～5年
	装具（上肢装具、下肢装具、靴型装具、体幹装具）	1～3年		義眼	2年
	座位保持装置	3年		矯正眼鏡、コンタクトレンズ	4年
	車いす	6年		遮光眼鏡	4年
	電動車いす	6年		弱視眼鏡	4年
	座位保持いす（児童のみ）	3年	聴覚障害	補聴器	5年
	起立保持具（児童のみ）	3年		・1～3級：重度難聴用 ・4～6級：高度難聴用	
	歩行器	5年			
	頭部保持具	3年			
	排便補助具	2年			
	歩行補助つえ（T字・棒状以外）	2～4年			
	重度障害者用意思伝達装置	5年			



上記のとおり、種類（種目）ごとに耐用年数（通常の使用・装用状態において修理不能となる予想年数）が設定されており、通常の補装具費の再支給（再購入）は、耐用年数が過ぎてから行われます。しかし、障害状況の変化等で使えなくなった場合や災害等本人の責めによらない事情により亡失あるいは著しく破損し修理不可能な場合は、耐用年数内でも再支給（再購入）が可能です。

ただし、耐用年数が過ぎてても修理等により使用可能な場合は、再支給（再購入）の対象ではなく、修理費の支給対象となります。

利用者負担

利用者の負担は、原則 1 割負担です。ただし、生活保護世帯及び町民税非課税世帯の場合は、利用者負担はありません。

＜上限額＞

所得区分	月額上限額
生活保護：生活保護世帯	0 円
低所得 1・2：町民税非課税世帯	0 円
一般：町民税課税世帯	37,200 円

※ただし、本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合（本人又は世帯員のうち町民税所得割の最多納税者の納税額が 46 万円以上の場合）には補装具費の支給対象外となります。

判定方法

（1）来所判定

指定を受けた日時に本人が北海道心身障害者総合相談所（以下、総合相談所）へ直接来所（又は巡回相談）し、総合相談所の医師による医学的判定を受ける方法。

（2）書類判定

意見書を提出し、書類により総合相談所の医師に判定してもらう方法。

必要書類等

【新規交付（来所判定（巡回相談含む）・書類判定、18 歳未満の児童の場合）】

- （1）身体障害者手帳の写し
- （2）補装具費支給意見書
- （3）補装具調査書（必要な種目のみ）
- （3）印鑑
- （4）見積書（補装具の登録業者）
- ※ あて名は「芽室町長」宛て、対象者の住所・氏名も明記すること。
- （5）補装具のカタログのコピー（既製品の場合及び必要に応じて）

【再交付・修理の場合】

- （1）身体障害者手帳の写し
- （2）印鑑
- （3）見積書（補装具の登録業者）
- ※ あて名は「芽室町長」宛て、対象者の住所・氏名も明記すること。

- (4) 補装具のカatalogのコピー（既製品の場合及び必要に応じて）

補装具交付の流れ

- (1) 相談・申請（申請者（ご本人又は代理人等）→町）



- (2) 調査（町→申請者（ご本人または代理人等）） ※新規で必要な場合のみ



- (3) 判定依頼（町→総合相談所）

町で調査後、総合相談所へ判定依頼を行います。

※（1）申請から（3）判定依頼までの所要期間 約1週間～



- (4) 判定（総合相談所）



- (5) 決定（総合相談所→町→申請者）

総合相談所より、判定書が町へ届いた後、町で支給決定をします。

※（4）判定から（5）決定までの所要期間 約8週間～

※判定依頼を行わない補装具又は修理、児童に関しては町で支給決定をします。その場合、

- (1) 申請から（5）決定までの所要期間 約2週間～

<送付書類>

- ・補装具決定通知書
- ・補装具給付券
- ・代理受領に係る補装具費支払委任状



- (6) 契約（ご本人⇄業者）

ご本人は、補装具の購入及び修理について、業者と契約を行います。



- (7) 補装具制作（業者）



- (8) 適合判定（総合相談所）

ご本人及び業者とも総合相談所へ行き（巡回相談含む）、適合判定を受けます。



- (9) 補装具の受領（業者→申請者（ご本人又は代理人））

- ・ご本人は、「決定通知書」及び「給付券」に記入された利用者負担額を業者に支払います（見積書が価格の上限額を超える場合の差額は利用者負担です。）。
- ・ご本人は、「給付券」及び「代理受領に係る補装具費支払委任状」に必要事項を記入押印のうえ業者へ提出します。



- 業者はご本人から受取った「給付券」及び「代理受領に係る補装具費支払委任状」と「請求書」を本町へ送付し公費負担分の請求を行います。

総合相談所へ判定依頼を行わない補装具(町で支給決定)

(1)	車いす(既製品)
(2)	歩行器
(3)	歩行補助杖
(4)	視覚障害者安全杖
(5)	義眼
(6)	眼鏡
(7)	児童の補装具全般



注意 補装具費の対象とならない場合

- 治療やリハビリのために使用される装具等(例えば、訓練用仮義足、歩行訓練用短下肢装具、患部変形の矯正用装具等)は、医療保険による給付となることや日常生活用でないため対象とはなりません。
- 他の制度等により補装具が支給・修理、貸与及び賠償が受けられる場合は、他の制度等が優先されます(戦傷病者特別援護法・船員保険法(障害年金)・労働者災害補償保険法に基づく支給制度、介護保険法による貸与制度、自動車損害賠償保障法に基づく賠償)。
- 一定の所得以上の世帯に属する場合(本人または世帯員のうち、町民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合)は、支給対象外となります。
- 同種類の2個目の支給は対象になりません。ただし、屋内用と屋外用で使い分けが必要な場合や、職業または教育上で使い分けが必要と認められた場合は、2個とすることが可能です。なお、修理期間中の代替用については、支給の対象にはなりません。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ

〒082-0014
北海道河西郡芽室町東4条4丁目5番地
芽室町保健福祉センター あいあい21
保健福祉課 障がい福祉係
TEL0155-62-9724
FAX0155-62-0121

メールアドレス
h-fukushi@memuro.net
メール専用QRコード→



2.4 自治体等が提供している制度情報の実態把握

2.4.1 自治体による障害者福祉の手引き、HPでの紹介

アンケートでは、当該制度の説明ツールとして「特に使っていない」を除いて最も多かったのは「障害者福祉の手引き」であった。

【例① 渋谷区】

○障害者福祉の手引き

- ・対象
- ・種類
- ・自己負担について

生活の援助

補装具費の支給

身体障がい者（児）の身体の不備又は損なわれた身体機能を補完・代替するもので、身体に装着（着用）して日常生活または就学・就労に長期継続して使用するための、補装具費（修理を含む）の支給を行います。支給決定を受ける前に購入・修理をされた用具は支給対象になりません。必ず購入前にご相談ください。

ただし、介護保険対象者は介護保険制度が優先します。

<対象> …… 身体障害者手帳をお持ちの方又は難病患者等の方で、東京都心身障害者福祉センターの判定または指定医師の意見書により必要と認められた方
ただし、18歳未満の児童の場合は、指定育成医療機関の医師の意見書により判定にかえることができます。

※ 2013年4月から身体障害者手帳の有無に関わらず難病患者等が支給の対象となりました。対象となる難病等の病名は60～64ページをご覧ください。

<種類>

種 別	品 目
視覚障がい者（児）用	盲人安全つえ、聴眼、眼鏡
聴覚障がい者（児）用	補聴器
身体不自由者（児）用	義肢、義眼、軍椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ（本つえは日常生活用具）、座位保持装置、寝たきり用車イス、車イス用装置
身体不自由者（18歳未満）	座位保持具、起立保持具、腰部保持具、排便補助具
内部障がい者（児）用	軍椅子
難病患者等	軍椅子、電動車椅子、寝たきり用車イス、車イス用装置、型義肢

※介護保険対象者については、下記の内容は介護保険制度で対応します。
①軍椅子（特殊なものは除く） ②電動車椅子 ③軍椅子付属品
④歩行器 ⑤歩行補助つえ（本つえは除く）

<自己負担> …… 原則、費用の1割の自己負担があります。所得により自己負担の上限があります。本人又は配偶者の区市町村民税所得割額が46万円以上の方は対象になりません。また、18歳未満の障がい児の場合は保護者の属する世帯員のなかで最も所得者の区市町村民税所得割額が46万円以上の方は対象になりません。

問い合わせ先 …… 障がい者福祉課 身体福祉係
電話 3463 1937



○ホームページ

補装具費の支給・修理

【問い合わせ】障がい者福祉課身体福祉係（電話：03-3463-1937、FAX：03-5458-4935）

身体障がい者（児）の日常生活を容易にするため、義眼・補聴器・義肢・車いすなど障がい状況に適した、必要と認められる補装具費の支給と修理を行います。現金給付ではないので、購入前に相談してください。

平成25年4月から、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、難病患者等が支給の対象になりました。対象となる難病等の病名などは、[対象となる疾患一覧（PDF 164KB）](#) をご覧ください。

対象	東京都心身障害者福祉センターの判定により補装具が必要であると認められた人（補装具の種類によっては、判定が不要のものもあります。18歳未満の児童は、指定育成医療機関の医師の意見書を判定にかえることができます。）
種類	障がいごとに種目が異なります。詳しくは問い合わせてください。
費用	世帯の所得に応じて自己負担があります。

【例② 大阪府】

○障害者福祉の手引き

(H P にも同様の内容を掲載)

- ・ 種類
- ・ 対象
- ・ 窓口案内

5章 補装具・日常生活用具等

(1) 補装具費の支給 (身 障)

内容	失われた身体機能の補完、代替する用具の購入、修理又は借受けに要する費用について支給されます。 費用は用具の種類別に基準額が定められており、所得に応じた負担上限月額の設定があります。また障がい福祉サービスの負担額等と合算され、高額障がい福祉サービス等給付費による軽減措置の対象となります。 また、障がいの状況その他やむを得ない事情により、国が定める基準以外の補装具を必要とするときは、市町村の担当窓口にご相談ください。 補装具費の支給を受けるには、居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課で補装具費支給申請書を受け取り、手続きをします。 【補装具の種類 (例)】 ① 肢体不自由者 義肢、装具 (上肢・下肢・体幹装具)、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、クッション、歩行器、歩行補助つえ、重度障がい者用意思伝達装置 ② 視覚障がい者 視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡 ③ 聴覚障がい者 補聴器 ④ 内臓障がい者 車椅子、電動車椅子
対象者	身体障がい者・身体障がい児及び障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める疾病による障がいのある方 (ただし、補装具の種類によっては、障がいの種別、等級により交付等が制限される場合があります。)
窓口	居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉担当課 (資料編1ページ)

(2) 難聴児への補聴器購入費用の交付 (身 障)

内容	身体障がい者手帳の交付対象とならない中度難聴児に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を交付します。また、補聴器を購入するために検査を受けた難聴児に対し、5千円を上限額として、その検査料 (他制度で助成を受けている場合を除く) を交付します。
対象者	身体障がい者手帳の交付対象とならない (但し、両耳60デシベル以上の) 中度難聴児 (対象児の保護者が属する世帯の中に、申請を行う時点での直近の課税総所得金額が770万円以上の者がいる場合は、交付の対象外)
窓口	居住地の市町村障がい福祉担当課 (資料編1ページ)

- 39 -

【例③ 福岡市】

○障害者福祉の手引き

- ・ 内容
- ・ 対象者
- ・ 手続きに必要なもの
- ・ 支給の流れ
- ・ 種類一覧
- ・ 上限額
- ・ 所得を判断する際の世帯の範囲

8 生活用具等

補装具費の支給 (目 録)

【内 容】 身体上の障がいを補うための「補装具」の購入・借受け・修理にかかる費用の支給を行います。原則として費用の1割が自己負担となりますが、所得等に応じた自己負担の上限額があります。(市民税非課税世帯は無料です。)

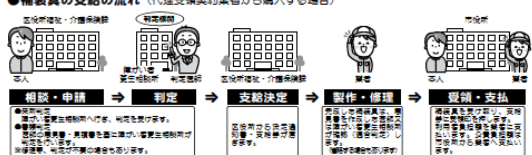
【対 象 者】 身体障害者手帳を持っている人又は障がい福祉サービス等の対象となる難病等対象者で、補装具の購入・借受け・修理を必要とする人
※介護保険制度対象者は、介護保険が優先です。

【手続きに必要なもの】

身体障害者手帳、難病等対象者は、特定 (指定) 疾患医療受給者証または診断書、見積書、印鑑、その他必要な書類
※その他必要な書類はお住まいの区福祉・介護保険課へお問い合わせください。

【窓 口】 各区の福祉・介護保険課 (P 3 参照) ※事前の申請が必要です。

●補装具の支給の流れ (代理受領契約業者から購入する場合)



●補装具種類一覧

障がい種別	内 容
視 覚 障 がい	視覚障がい者安全つえ、義眼、眼鏡 (矯正用、遠光用、装用)、コンタクトレンズ
聴 覚 障 がい	補聴器、人工内耳 (人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る)
肢 体 不 自 由 等	義肢 (義手、義足)、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ (松葉杖、カナディアン・クラッチ、ロフトランド・クラッチ、多点杖等) 重度障がい者用意思伝達装置、座位保持装置 ※18歳未満のみ 座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

●利用者負担上限額

区 分	対象となる人	負担限度額 (円)
生活保護	生活保護世帯の人	0円
低 所 得	市民税非課税世帯の人	0円
一 般	市民税課税世帯の人	37,200円

※各課税世帯の補装具費を決定する場合は、世帯の全額自己負担となります。(生活保護世帯、低所得世帯の人。)
※障がい福祉サービス費を利用の方で、補装具との合算額が上記の負担限度額を超過する場合は、一部自己負担を要することがあります。詳しくは市役所の「高齢障がい福祉サービス費」をご覧ください。

●所得を判断する際の世帯の範囲

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者	障がいのある人とその配偶者
障がい児	保護者の属する住民基本台帳での世帯

※世帯の中に市民税所得割額が48万円以上の人がいる場合は補装具費支給対象外となります。

- 47 -

○ホームページ

- ・ 種目一覧
- ・ 対象者
- ・ 自己負担額
- ・ 申請書類、申請に必要なもの
- ・ 申請様式（ダウンロード）

補装具の支給

身体上の障がいを補うための「補装具」の購入、借受、修理にかかる費用の支給を行っています。
※ただし、障害者総合支援法以外の関係各法（介護保険法や労働者災害補償保険法など）により、装具が交付される場合は除きます。

補装具の種類一覧	
障がいの種類	装具の種類
聴覚障がい	耳人工安全つえ、義眼、聴覚（矯正聴覚、遠近聴覚、コンタクトレンズ、聴覚補聴器）
聴覚障がい	聴覚補、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に際する）
身体不自由など	義肢（手足、義足）、義歯、義乳、電動車いす、歩行杖、歩行補助つえ（杖さつえ、カナディアン・グリップ、ロフト・ランド・グリップ、歩行杖等）、居宅用固定装置、車椅子障がい者用車椅子固定装置
肢体不自由等（18歳未満のみ）	居宅用杖いす、認知杖器具、聴覚杖器具、歩行補助具

※厚生労働省が定める補装具基準は、「厚生労働省ホームページ」をご確認ください。

対象者

身体障害者手帳の交付を受けている方、又は障がい福祉サービス等の対象となる障害者等対象者。
※障がい福祉サービス等の対象となる障害者等（厚生労働省ホームページより）

自己負担額について

原則、補装具価格の1割負担になります。（定率負担）
ただし、所得に応じて下記のとおり一定の月額負担上限額を設けます。

月額負担上限額		
区分	対象となる人	負担限度額（月額）
生活保護	生活保護受給者等の人	0円
低所得	市町村が定める低所得者等の人	0円
一般	市町村が定める一般の人	37,200円

※所得を判断する際の世帯の範囲は、以下のとおりです。

障がい者	世帯の範囲
18歳以上の障がい者	障がい者とその配偶者
18歳未満の障がい者	保護者の属する住民基本台帳上での世帯

申請書類・申請に必要なもの

購入・借受・修理前に、お住まいの区保健福祉センター福祉・介護保険課へ次の書類をご用意のうえ、申請手続きを行ってください。
1.補装具費支給申請書
（様式ダウンロード（申請者用）からダウンロードできます。申請窓口でも発行します。）
2.身体障害者手帳、又は特定疾患患者医療受給者証や医師の意見書等障害者であることを証明するもの。
3.マイナンバー本人確認書類
マイナンバーカードもしくは、通知カードと本人確認ができる書類（運転免許証やパスポートなど）の両方が必要です。本人確認書類に顔写真が付いていない書類（健康保険証や年金証書など）の場合は、2点必要になります。詳しくは、申請窓口におたずねください。
4.印鑑（スタンプ印は不可。）
5.医師の意見書・処方箋（補装具ごとに様式が異なります。）
※ホームページではダウンロード準備中です。
お手紙ですが、申請前に区保健福祉センター福祉・介護保険課の窓口で受取りください。
※来所判定の方は不要です。
6.希望する補装具の見積書 ※1社見積りで構いません。

6.希望する補装具の見積書 ※1社見積りで構いません。
7.その他必要な書類
・本人や世帯員の方の収入や課税状況が把握できる資料
（申請年の1月1日時点で、福岡市に住居がある方は提出不要です。）

※詳細については、「障害者総合支援法に基づく補装具の申請をされるみなさまへ」（289kbyte）、「障害者総合支援法に基づく補装具の借受けについて（PDF形式：202kbyte）」をご覧ください。

様式ダウンロード（申請者用）

・補装具費支給申請書（様式第1号）
Word形式（47kbyte） PDF形式（130kbyte）
・児童特別補装具申請理由書
Excel形式（27kbyte） PDF形式（45kbyte）

※以下の様式は、福岡市補装具費代理受領契約業者以外から購入する場合に、必要になります。

購入・借受・修理される業者が、福岡市補装具費代理受領契約業者に該当するかどうかは、「福岡市補装具費代理受領契約業者一覧（381kbyte）」、「福岡市補装具費代理受領契約業者一覧（借受け）（PDF形式：91kbyte）」をご確認ください。

・補装具費支払請求書（様式第6号）
Word形式（33kbyte） PDF形式（110kbyte）
・請求書（福岡市様式） PDF形式（201kbyte）

様式ダウンロード（意見書・処方箋）

準備中です。

様式ダウンロード（代理受領契約業者用）

・補装具費請求マニュアル（購入・修繕）（PDF形式：202kbyte）
・補装具費請求マニュアル（借受け）（PDF形式：195kbyte）
・補装具の製作又は修理に関する契約書（申請者・業者間）
Word形式（34kbyte） PDF形式（146kbyte）
・デジタル補装具の装用に關し専門的知識、技術を有する者の証明
Word形式（14kbyte） PDF形式（95kbyte）
・代理受領に係る補装具費支払請求書（兼請求及び受領に関する委任状）（様式第5号）
Word形式（31kbyte） PDF形式（101kbyte）
・補装具費請求明細書
Excel形式（20kbyte） PDF形式（62kbyte）
・請求書（福岡市様式）（PDF形式：219kbyte）

申請・相談窓口

名称	所在地	電話・FAX番号
東区 福祉・介護保険課	〒812-8653 福岡市東区福地2丁目54-1	TEL:092-645-1067 FAX:092-631-2191



【例④ 名古屋市】

○障害者福祉の手引き

- ・ 内容
- ・ 対象者
- ・ 種類一覧と耐用・使用年数

○ホームページ

- ・ 内容
- ・ 対象者
- ・ 種目一覧、耐用・使用年数

4 在宅サービス		
7 補装具費の支給		
内 容	対 象 者	申 込
下記の補装具について、利用者の申請に基づき、補装具の購入、借受け又は修理が必要と認められた場合は、その費用の一部を補装具費用として利用者に支給します。 補装具ごとに申請時に必要な書類が異なりますので、事前にお住まいの区役所、支所へお問合わせください。 ※一部を除いて、身体障害者更生相談所の判定（児童の場合は、自立支援医療機関の担当医師の作成した意見書）が必要です。	身体障害者手帳所持者 難病患者等	区 役 所 福 祉 課 （ 社 会 福 祉 事 務 所 ） 支 所 区 民 福 祉 課
区 分	耐 用 ・ 使 用 年 数	備 考
義肢（義手・義足） （※3）	4か月～1年6か月（児童の場合） 1年～5年	使用される方の年齢（※1）、型式等により耐用年数は異なります。
装 具 （※3）	4か月～1年6か月（児童の場合） 1年～3年	
座位保持装置 （※3）	3年	長時間座位をとることができない方、自力で座位を保持できない方が対象となります。
視覚障害者安全つえ	2年～5年	普通用、携帯用、身体支持併用があり、構造や材質により耐用年数は異なります。
義 眼	2年	レディメイド、オーダーメイドがあります。
眼 鏡	4年	矯正用、遠光用、コンタクトレンズ、弱視用があります。
補 聴 器	5年	補聴器の出力音圧や構造によって対象者が異なります。
人 工 内 耳	—	人工内耳用音声信号処理装置の修理に限りです。
車 い す	6年	普通型、手押し型、その他特殊な車いすがあります。リクライニング式、テイルト式等の機能があります。型式によって対象者が異なります。
電動車いす	6年	普通型、電動型があります。リクライニング式、テイルト式等の機能があります。型式によって対象者が異なります。
歩 行 器 （※3）	5年	六輪型、四輪型、三輪型、二輪型、固定式、交互式があります。
歩行補助つえ （一本つえ除く）	2年～4年	松葉づえ、ロフトスタンドクラッチ、多点杖等があります。構造や材質により耐用年数は異なります。
重度障害者用 意思伝達装置 （※3）	5年	重度の四肢体幹機能障害かつ言語機能を喪失の状態にある方で、コミュニケーション手段として必要とされる方が対象となります。
座位保持いす （※2）（※3）	3年	四肢や体幹に障害のある方が、軽い支持で座位の安定をはかるために使用します。
起立保持具 （※2）	3年	体幹や下肢の障害のある方が、立位の安定をはかるために使用します。
頭部保持具 （※2）	3年	四肢や体幹に障害のある方が、頭部の安定をはかるために座位保持いす等に装着して使用します。
排便補助具 （※2）	2年	普通便所での排便が困難な場合に、座位の保持により排便しやすくするために使用します。

補装具費の支給

A.内容

下記の補装具について、利用者の申請に基づき、補装具の購入、借受け又は修理が必要と認められた場合は、その費用の一部を補装具費用として利用者に支給します。

補装具ごとに申請時に必要な書類が異なりますので、事前にお住まいの区役所、支所へお問合わせください。

（注）一部を除いて、身体障害者更生相談所の判定（児童の場合は、自立支援医療機関の担当医師の作成した意見書）が必要です。

B.対象者

- 身体障害者手帳所持者
- 難病患者等

（注）ご利用希望者の方又は同一の世帯に属する配偶者（児童の場合は保護者）の市民税所得割の額が46万円以上の世帯の方は対象になりません。

C.申込

[区役所福祉課（社会福祉事務所）、支所区民福祉課](#)

補装具費の支給		
区分	耐用・使用年数	備考
義肢（義手・義足） （注3）	4か月から1年6か月 （児童の場合） 1年から5年	使用される方の年齢（注1）、型式等により耐用年数は異なります。
装具（注3）	4か月から1年6か月 （児童の場合） 1年から3年	使用される方の年齢（注1）、型式等により耐用年数は異なります。
座位保持装置（注3）	3年	長時間座位をとることができない方、自力で座位を保持できない方が対象となります。
視覚障害者用安全つえ	2年から5年	普通用、携帯用、身体支持併用があり、構造や材質により耐用年数は異なります。
義眼	2年	レディメイド、オーダーメイドがあります。
眼鏡	4年	矯正用、遠光用、コンタクトレンズ、弱視用があります。
補聴器	5年	補聴器の出力音圧や構造によって対象者が異なります。
人工内耳	—	人工内耳用音声信号処理装置の修理に限りです。
車いす	6年	普通型、手押し型、その他特殊な車いすがあります。リクライニン

2.4.2 国立障害者リハビリテーションセンターによる制度情報の提供

国立障害者リハビリテーションセンターでは、ホームページに身体障害者手帳の説明とともに、補装具費支給制度について以下の情報が提供されている。

補装具費支給制度

1. 市区町村窓口へ補装具費支給申請

利用者は市区町村（障害福祉担当課）で申請書類を受け取り、必要事項を記入して窓口で補装具費支給の申請を行います。

2. 補装具費支給決定

市区町村は、[身体障害者更生相談所](#)等の意見を基に補装具費の支給を行うことが適切であるか審査します。申請された補装具の種目によって、①～③方法で支給決定します。

①利用者が指定された日に身体障害者更生相談所に行き判定（直接判定）を受け、その結果を基に市区町村が支給決定する

②申請書類によって身体障害者更生相談所が判定（書類判定）を行い、その結果を基に市区町村が支給決定する

③申請書類によって市区町村が判定および支給決定する

身体障害者更生相談所の判定に基づいて市区町村が支給決定	
①直接判定（巡回相談等含む）	②書類判定
【申請種目】 ・義肢 ・装具 ・座位保持装置 ・電動車椅子 ・特例補装具	【申請種目】 ・補聴器 ・車椅子（オーダーメイド） ・重度障害者用意思伝達装置

③書類により市区町村が支給決定

【申請種目】
・義眼
・眼鏡（矯正眼鏡・遮光眼鏡・コンタクトレンズ・弱視眼鏡）
・車椅子（レディメイド）
・歩行器
・盲人安全つえ
・歩行補助つえ
・座位保持椅子（障害児のみ）
・起立保持具（障害児のみ）
・頭部保持具（障害児のみ）
・排便補助具（障害児のみ）

3. 補装具業者との契約

利用者は市区町村から補装具費の支給決定を受けた後、補装具業者に補装具費支給券を提示し、補装具の購入等について契約を結びます。

4. 補装具の製作・引渡し

補装具業者は利用者との契約に基づいて補装具を製作し、適合性を確認した上で引渡します。

5. 補装具の購入費支払い

補装具が出来上がった後、利用者は**a.償還払い**、**b.代理受領**のいずれかの方法によって支払います。

a. 償還払いの場合

補装具業者に補装具の購入に要した費用を支払います。

6. 補装具費支払いの請求

利用者は領収書と補装具費支給券を添えて、市区町村に補装具費を請求します。

7. 補装具費の支給

市区町村は利用者からの請求が正当と認めた場合、補装具費の支給を行います。

b. 代理受領の場合

補装具業者に補装具の購入に要した費用のうち、利用者負担額を支払います。

6. 代理受領に係る請求書の提出（利用者→補装具業者）

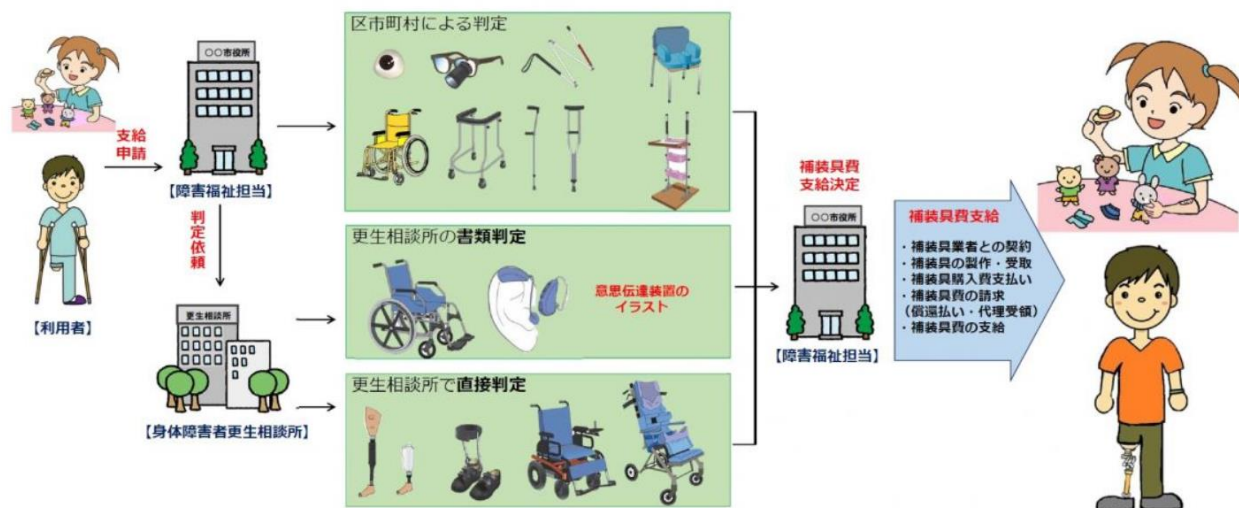
補装具業者は利用者負担額に係る領収書を発行するとともに、利用者は補装具費支給券を補装具業者に引き渡します。

7. 代理受領に係る請求書の提出（補装具業者→市区町村）

補装具業者は市区町村に対し、「補装具の代理受領に係る委任状」および補装具費支給券を添えて、補装具費を請求します。

8. 補装具費の支給

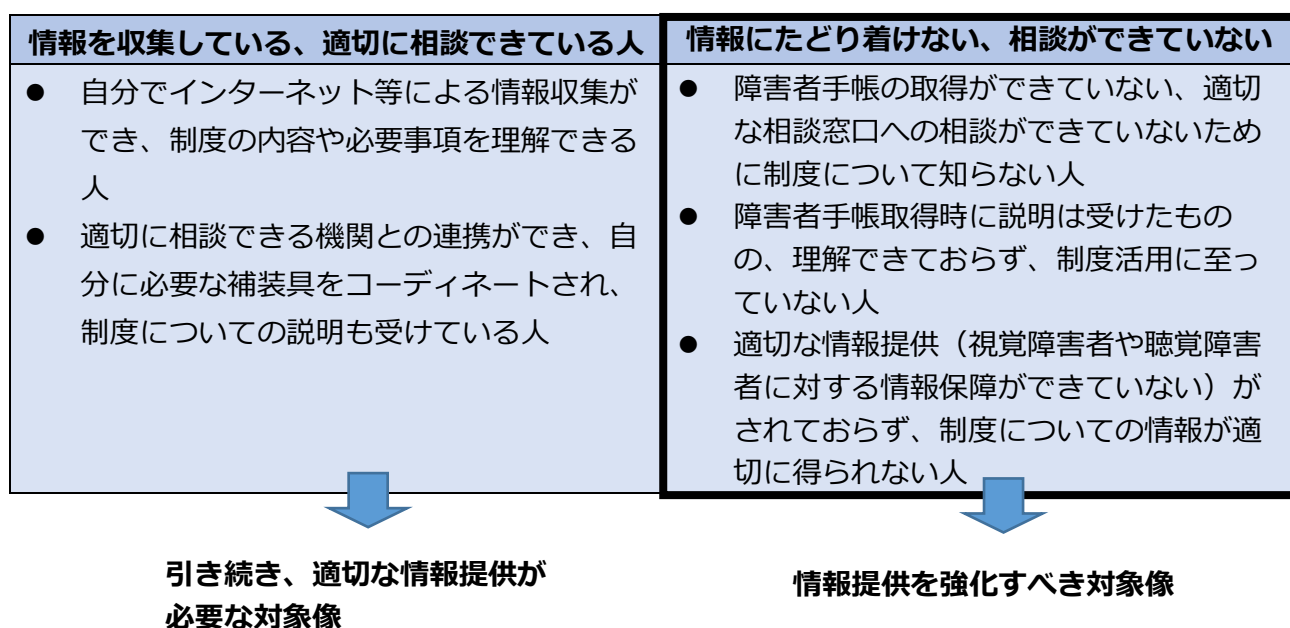
市区町村は補装具業者からの請求が正当と認めた場合、補装具費の支給を行います。



3.補装具費支給の対象者の状態像と情報提供の課題

補装具費支給制度は、補聴器、装具、車椅子などの種目を中心に利用されている実態にあるが、当事者の状態像としては、インターネット等の情報や適切に相談できる自治体等の担当からの情報を得て、制度を利用している者がいる一方、利用実態には表れていない「情報にたどり着けない、相談ができていない」者が存在しており、制度の利用ができていない状態が生じている可能性がある。

即ち、制度の利用が必要な者に情報が届かないために実対象に含まれていない実態が生じている。



【情報提供の課題】

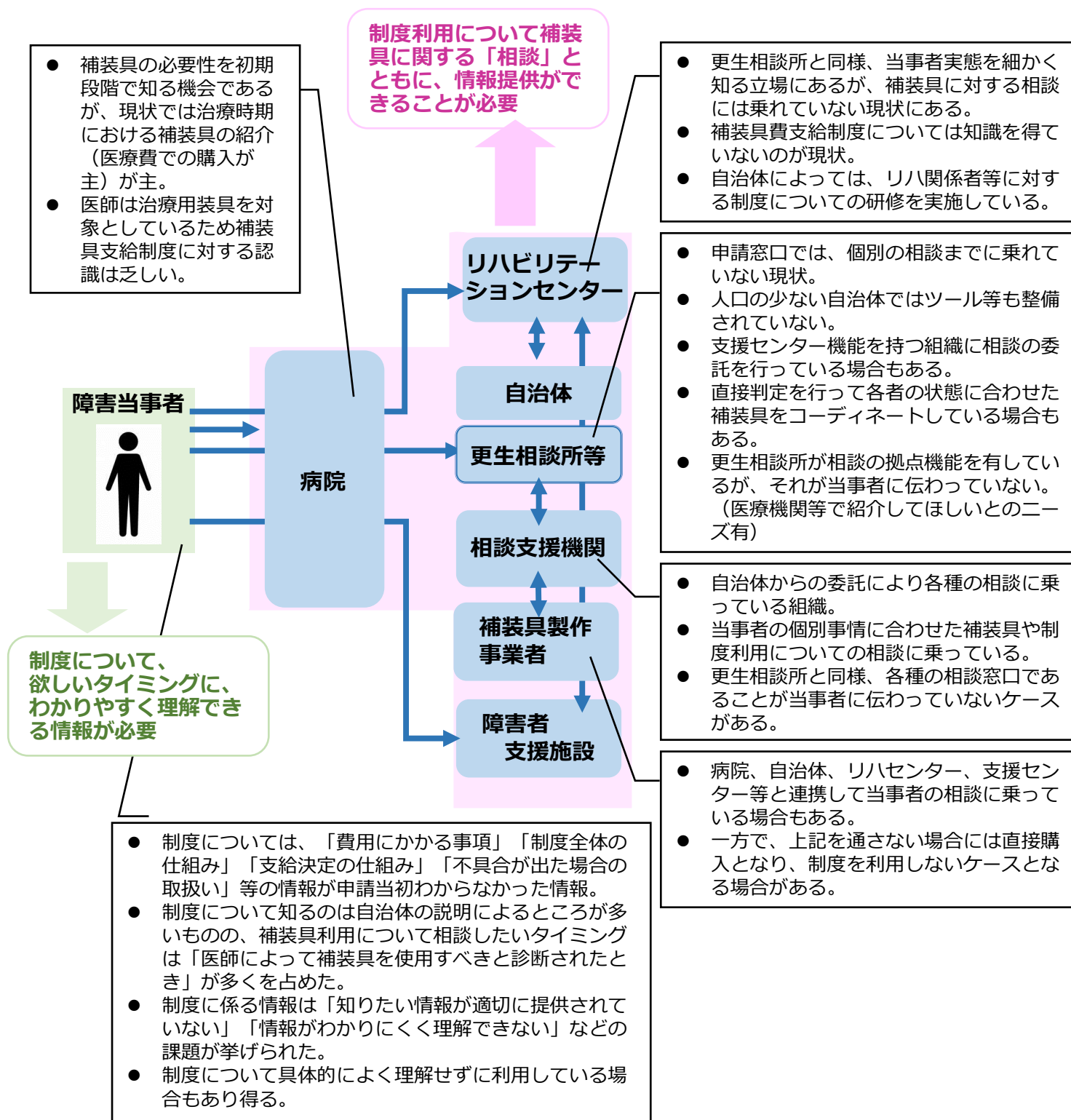
- 多くの情報に埋もれては理解できず、認知もできない（「障害者福祉の手引き」の一部では埋もれてしまっている）
- 難しい言葉、煩雑な書類の作成が情報理解を阻んでいる
- 「自分に必要な補装具が申請できるのか」をどのように判定されるか、判定に至るまでにどのような相談ができるのかなど、「相談」との紐づきが見えない
- 知りたい情報（支給額等）にカンタンにたどり着けない

4.補装具費支給制度の効果的な普及のあり方の検討

4.1 効果的な普及方法の検討

4.1.1 調査結果からの課題の整理

障害当事者及び、関係各者へのアンケート及びヒアリング調査から、補装具費支給制度の利用にかかる課題としては、各立場で以下が挙げられた。



4.1.2 補装具費支給制度の効果的な普及のあり方の方向性

前述の課題整理から、「誰に伝えるのか」「何をどんな表現で伝えるのか」を見極め、普及展開を図っていくことが重要である。

方向性①：情報を伝えるべき対象像、アプローチしやすい情報提供手段が重要

インターネット等で情報が収集でき制度内容等を理解できている、相談できる機関に情報提供がされている者は問題がないが、情報にたどり着けない、相談ができない人が存在し、情報提供の強化が必要となっている。

(下表再掲)

情報を収集している、適切に相談できている人	情報にたどり着けない、相談ができていない
● 自分でインターネット等による情報収集ができ、制度の内容や必要事項を理解できる人 ● 適切に相談できる機関との連携ができ、自分に必要な補装具をコーディネートされ、制度についての説明も受けている人	● 障害者手帳の取得ができていない、適切な相談窓口への相談ができていないために制度について知らない人 ● 障害者手帳取得時に説明は受けたものの、理解できておらず、制度活用に至っていない人 ● 適切な情報提供（視覚障害者や聴覚障害者に対する情報保障ができていない）がされておらず、制度についての情報が適切に得られない人
	
引き続き、適切な情報提供が必要な対象像	情報提供を強化すべき対象像

○ただし、関係各機関においても、情報提供の体制構築が必要

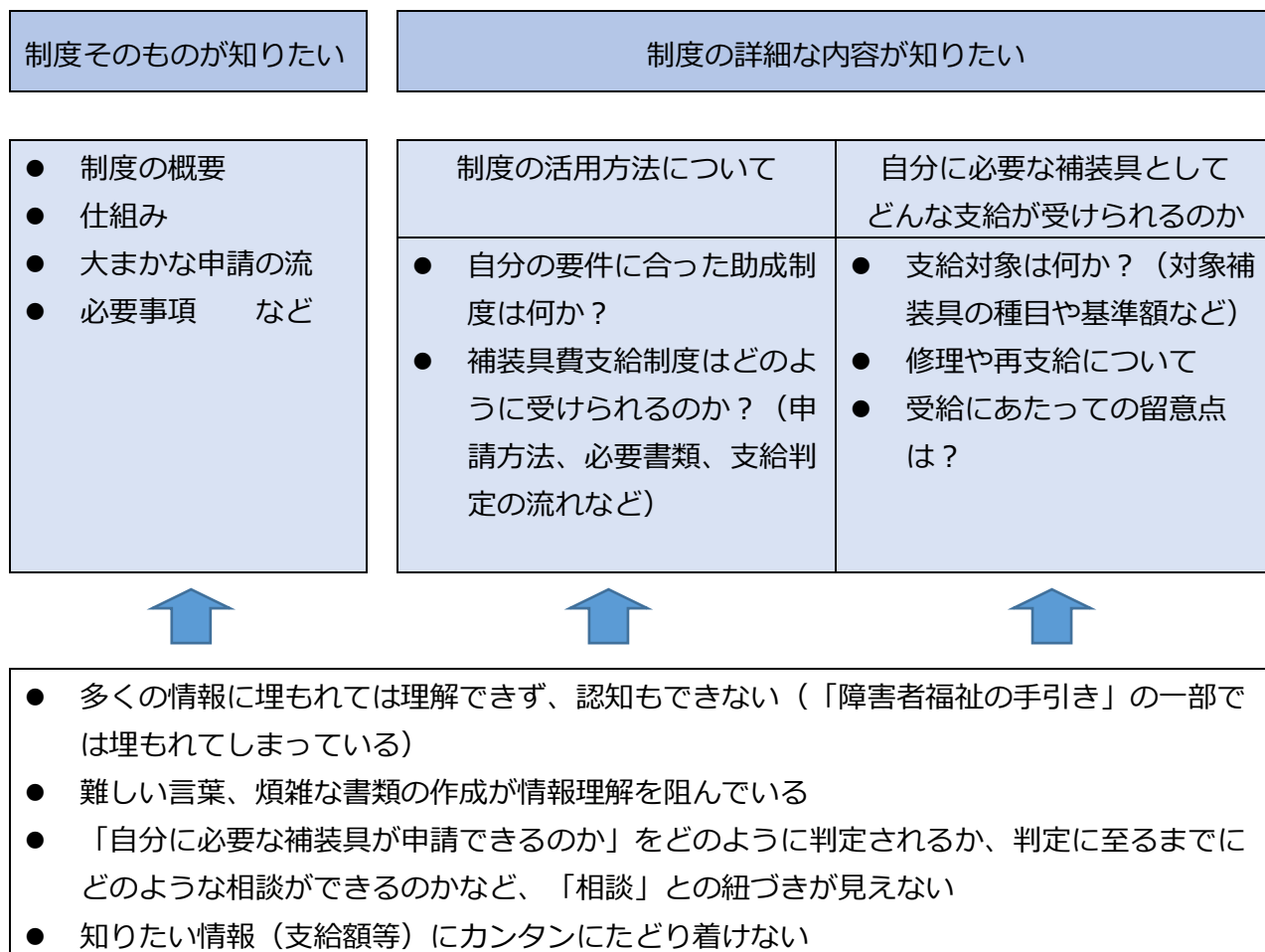
➡情報提供を関係各機関で適宜行い、また、情報内容の理解を促進することが必要

○誰もが情報にたどり着けるよう、多様な情報手段の活用が必要

➡わかりやすさ、簡潔さ、理解しやすさが必要

方向性②：対象者にとって必要な情報内容、わかりやすい情報構成・表現のあり方が重要

情報が必要な対象者にとって、制度そのものについてが多くの情報に埋もれて認知できていない状況であるとともに、内容についても仕組み、申請の流れ、種類や要件、費用など各段階の情報が必要となっている。



4.2 広報ツールの作成・展開

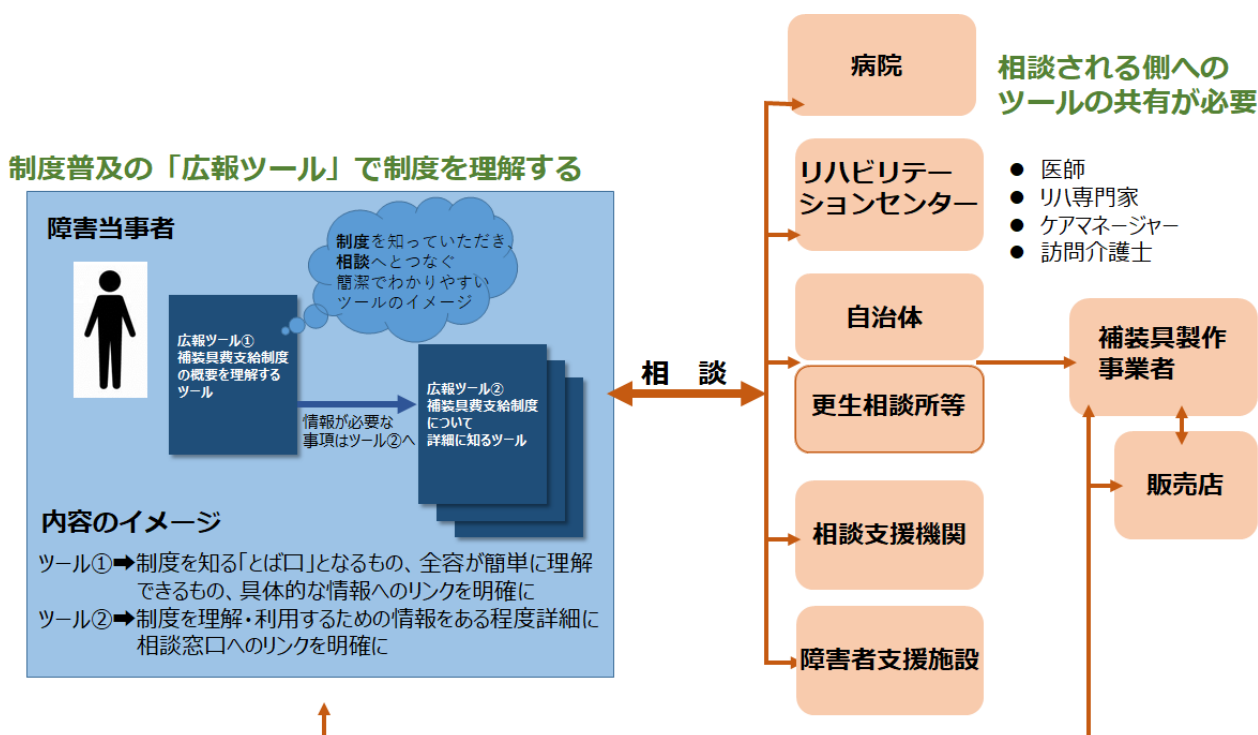
4.2.1 広報ツールの作成

前述で検討した方針から、広報ツールは、

ツール①：制度そのものを知り、全容が理解できる「とば口」となるツール

ツール②：制度の内容をある程度詳細に理解し、利用にあたっての必要な情報がわかるツール

の2段階のツールを作成した。ツール②については、相談される側にも共有することが重要であり、かつ、既往の様々な情報へとリンクさせていく必要がある。



ツール①：制度そのものを知り、全容が理解できる「とば口」となるツール

○ 8 ページ構成（1～3、8 ページ）



① 補装具とは？

義肢、装具、車椅子、視覚障害者安全つえ、補聴器などの「補装具」は、障害者・児や難病患者などの身体機能を補充・代替する用具です。この補装具の購入費用の支給を受けることのできる「補装具費支給制度」は、「障害者総合支援法」に基づいています。

<補装具の例>

- ・義肢（腕手及び脚足のこと）
- ・装具（四肢・体幹の機能障害の軽減のための器具）
- ・車椅子
- ・視覚障害者安全つえ（白杖）
- ・補聴器（聴覚障害者用）

【参考】日常生活用具との違い

補装具と似たものに「日常生活用具」があります。「日常生活用具給付等事業」は、在宅の障害者支援のための事業で、障害者・児及び難病患者などが受給できます。

<日常生活用具の一例>

- ・特殊寝台（傾斜角度や高さの調節ができる電動ベッド）
- ・移動用リフト（自力で移動できない人を吊り上げて移動を補助する器具）
- ・人工喉嚨（自力で発声できない人の発声を補助する器具）

【解説】障害者総合支援法

障害者自立支援法の改正法として平成 25 年 4 月 1 日に施行されました。障害者が尊厳を持って日常生活を送ることができるように、必要となる障害福祉サービスや地域生活支援事業を充実させることを目的とし、障害の有無にかかわらず共に生きる社会の実現を目指しています。

<留意>

自立支援給付として、介護給付費、訓練等給付費、高額障害福祉サービス費、自立支援医療費、療養介護医療費、補装具費等の支給が行われます。また、地域生活支援事業として、市町村が障害者等からの相談に応じたり、意思疎通や移動の支援を行ったりすることなどを定めています。

② 補装具費支給制度を受けるには

「補装具費支給制度」を受けるには、次のような要件がありますので、チェックしておきましょう！

(1) 対象者

以下に該当し、補装具の購入・修理が必要な方が対象です。

- ・身体障害者手帳の交付を受けた身体障害者等
- ・障害者総合支援法の対象となる難病患者

(2) 申請窓口

お住まいの市区町村

(3) 申請に必要なもの

- ・補装具費支給申請書（自治体の様式があります。窓口で確認しましょう）
- ・補装具費支給意見書（医師が記載するもので事前の準備が必要です）
- ・身体障害者手帳（難病患者等は特定医療費（指定難病）受給者証）
- ・その他、本人確認書類など

※補装具費支給意見書は、疾病・障害名、補装具名、必要性和使用効果、社会生活 要件等の内容を記載するもので、支給の根拠となります。

(4) 費用負担

原則、支給内容の 1 割の自己負担があります。ただし、世帯の所得に応じて負担上限額があります。

所得区分		負担上限額
生活保護	生活保護世帯	0 円
低所得	住民税非課税世帯	0 円
一般	住民税課税世帯	37,200 円

(5) 個数

補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として 1 種目につき 1 個ですが、特に使い分けが必要と認めた場合は、2 個とすることができます。また、修理期間中の代替用については、支給の対象となりません。

○ 8 ページ構成 (4～7 ページ)

③ 補装具費支給までのながれ

補装具費支給を受けるには、以下のようなながれで申請を行います。

■償還払いの場合のながれ

償還払いは、申請した補装具の費用を先に申請者が補装具事業者に支払い、領収書などを提出した後、費用が支給されるながれとなっており、原則このながれで支払われます。

- ①補装具費支給申請：市区町村で申請手続きを行います(医師に補装具費支給意見書を作成してもらう必要があります)
- ②支給決定：指定期限に更生相談所に直接来所して、要否判定によって「支給決定」を受けることになります。
※申請時に提出する補装具費支給意見書により判断する書類判定もあります。
- ③契約：支給決定後、補装具事業者に補装具費支給券を提示し、重要事項の説明を受け、契約を結びます
- ④補装具の引渡し：適合判定を受けた補装具の引渡しを受けます
- ⑤購入費等支払い：補装具事業者に購入費等支払い、領収証を受け取ります
- ⑥補装具費を請求：市区町村に領収証と補装具費支給券を添えて補装具費を請求します
- ⑦補装具費支給：市区町村から後日補装具費が支給されます

償還払いの場合のながれ



4

■代理受領の場合のながれ

償還払いが原則ですが、申請者の利便性に応じて、代理受領という方法もあります。補装具購入費のうち自己負担分のみ申請者が補装具事業者に支払い、制度で支払われる費用については、補装具事業者から市区町村に請求・支給がされます。

代理受領の場合のながれ



④ 対象となる補装具の種目

補装具費支給制度の対象となる補装具は、種目、購入基準価格、耐用年数が決められています。

年度によって異なる場合があります。厚生労働省のホームページなどに掲載されていますので、確認してください。

5

⑤ 補装具費支給制度利用の注意事項など

(1) 注意事項

- 治療や訓練のための治療用装具は補装具費の支給対象とはなりません。(例：訓練用仮手足、歩行訓練用短下肢装具等)
- 補装具の支給を受ける制度はいくつかありますが、補装具費支給制度は以下に挙げた他の制度が優先されます。
ア.労働者災害補償保険法、国家・地方公務員災害補償法 等
イ.自動車損害賠償保障法
ウ.戦傷病者特別優遇法
エ.介護保険法
- 障害者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合(本人又は世帯員のうち住民税所得割の最多納税者の納税額が 46 万円以上の場合)には補装具費の支給対象外となります。

(2) 修理・再支給・借受けについて

- ①修理
補装具費支給制度は修理にも利用することができます。購入と同様の申請が必要です。
- ②再支給(再購入)
補装具の耐用年数が過ぎると、再支給を受けることができます。
耐用年数内でも、障害状況の変化等で使えなくなった場合などは、再支給を受けることができます。一方、耐用年数が過ぎても修理等により使用できる場合は、修理費の支給対象となります。
- ③借受け(レンタル)
以下に挙げる補装具の場合で、以下のア～ウのいずれかに当てはまる場合には、借受けが認められる場合があります。
＜補装具の種目＞
義肢、義足、座位保持装置の完成用部品、歩行器、高度障害者用車椅子、車椅子の本体、座位保持椅子
＜借受けの要件＞
ア.成長に伴い短期間で交換が必要な場合
イ.障害の進行により、短期間の利用が想定される場合
ウ.購入前に、比較検討が必要な場合

6

⑥ よくあるご質問

Q.補装具の価格が、基準額を超える場合の扱いについて教えてください

A.補装具費支給制度では、種目ごとに購入基準額が決められています。装具としての支給要件を満たしても、使用者本人が希望するデザインを選んだことで基準額を超える場合は、基準額との差額を本人が負担することができます。また、基準額以上の高額な製品や完成用部品を選択する場合は、「特例補装具」となり、判定に当たってはその必要性について明確な理由(障害の状況や生活環境など)が求められます。

Q.直接判定と書類判定の違いについて教えてください

A.支給決定に至るまでの処理には、補装具の種目により更生相談所での直接判定及び意見書による書類判定、市町村による決定の3種類があります。下表は一例です。自治体により異なる場合がありますので、お問合せ下さい。

判定方法	種 目
直接判定	義肢、義足、座位保持装置、電動車椅子
書類判定	福祉車、車椅子(オーダーメイド)、高度障害者用車椅子、車椅子
市町村決定	義肢、義足(矯正用、遠光用、コンタクトレンズ、特殊用)、車椅子(レディメイド)、歩行器、高度障害者安全つえ及び歩行補助つえ(一本つえを除く)

Q.居住地特例とはどのようなものですか？

A.補装具費支給制度の申請は、申請者の居住地とすることが原則ですが、例外として、制度利用をしているときに、住民票の異動があった場合に元の居住地での申請を続けられる特例制度のある自治体もあります。お住まいの自治体によって異なりますので、お問合せ下さい。

7

ツール②：制度の内容をある程度詳細に理解し、利用にあたっての必要な情報がわかるツール

「補装具費支給制度・ 利用詳細ガイド」

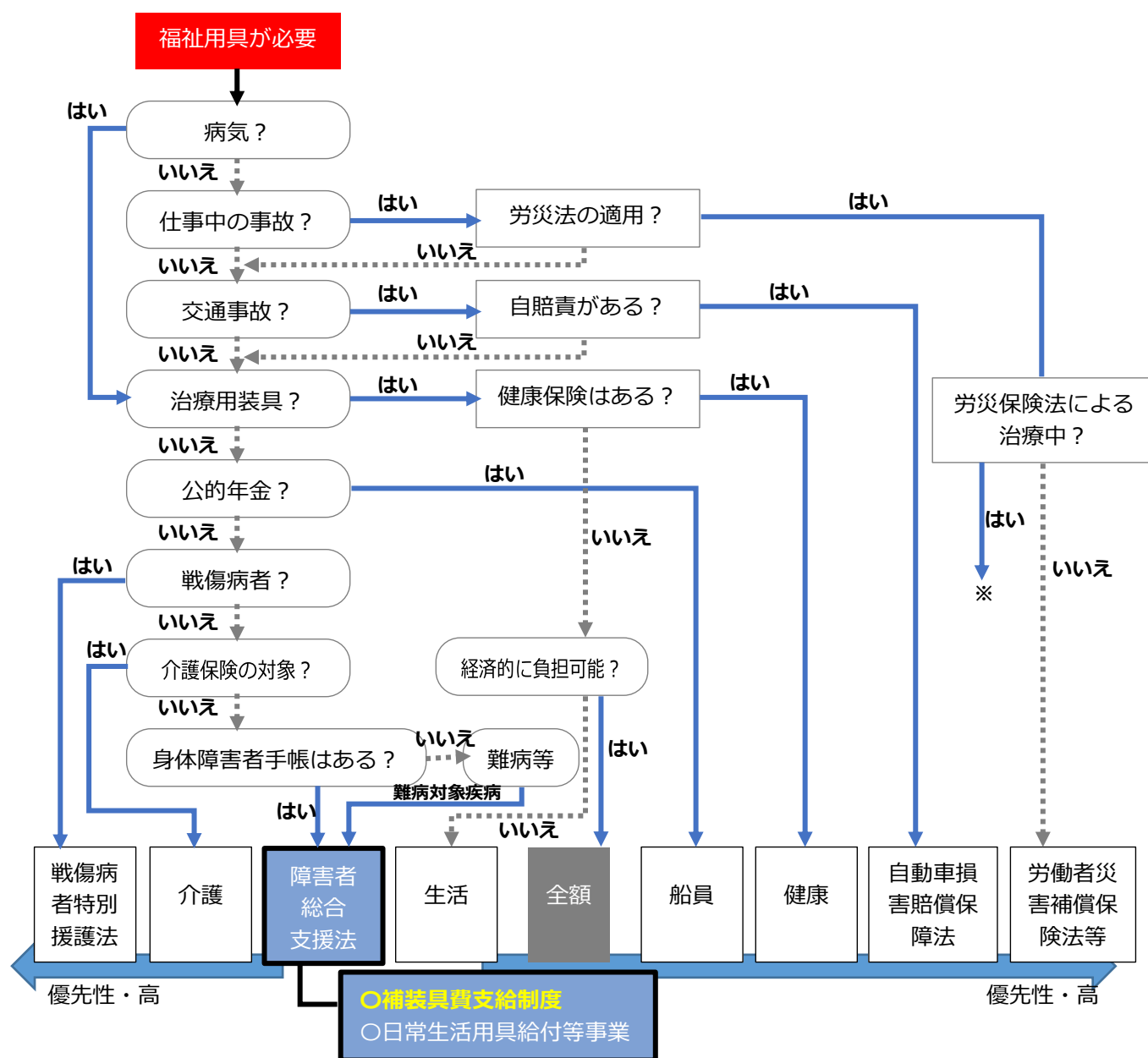


1. 「補装具費支給制度」は、誰が、どんな場合に使う制度ですか？
2. 支給が受けられる「補装具」について具体的に知りたい！

1. 「補装具費支給制度」は、誰が、どんな場合に使う制度ですか？

① 福祉用具の使用に使える制度としては、どのような制度があるのでしょうか？

補装具が必要となったとき、使える制度がいくつかありますが、制度の利用には優先性があります。下図のように、社会保険制度や社会福祉制度で優先して適用される制度があり、これらが適用されない場合、「補装具費支給制度」を利用できます。



※労災保険による車椅子の支給は、症状固定が前提であったが、H20.3.31より症状固定前療養中の場合であっても必要性(以下の要件)が認められれば車椅子の支給が可能。

- ・療養(補償)給付を受けている人(概ね3か月以内に退院見込みのない入院療養をしている人は除く)で、傷病が症状固定した後においても義足及び下肢装具の使用が不可能であることが明らかである場合
- ・傷病(補償)年金の支給を受けている人で、その傷病の療養のために通院していて、義足及び下肢装具の使用が不可能である

■ 制度によって支給可能な種目が異なります

制度によって支給可能な種目が限られていることがあります。

例えば、各種の健康保険による治療用装具では、義肢・装具の製作は可能ですが、車椅子、電動車椅子、座位保持装置等は治療が目的ではないため製作ができません。

■ 難病患者の方も補装具費支給制度の利用が可能です

補装具費支給制度や日常生活用具給付等事業など、「障害者総合支援法」では、身体障害者手帳を取得していなくても、政令で規定された難病等の患者の方にも制度をご利用いただくことが可能です。

※対象疾病は、厚生労働省のホームページに記載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/hani/index.html

■ 生活保護受給中の方で身体障害者手帳を取得している場合は「補装具費支給制度」の利用が可能です

生活保護受給中の方で治療用装具が必要な場合は、生活保護法による装具製作となりますが、介護保険の対象の場合には介護保険法が、また、身体障害者手帳を取得していて補装具が必要な場合には、障害者総合支援法での補装具費支給が可能です。

※介護保険で貸与される補装具は、車椅子、歩行器、歩行補助つえといった補装具と同様の品目が含まれており、これらは介護保険が優先されます。ただし、貸与される用具は既製品の中からの選択することとなるため、医師や身体障害者更生相談所などが障害者の身体状況に個別に対応することが必要と判断される場合には補装具費として支給される場合もあります。

■ 他の制度で交付された補装具の更新・修理は制度をまたいだ対応が可能です

自費購入や、障害者総合支援法以外の法律で交付された補装具の更新や修理は、その人にとって真に必要な補装具であるかの判断がされた上で、必要であれば補装具費支給制度での対応も可能です。

② 「補装具費支給制度」はどんな制度ですか？

『障害者総合支援法』では、自立支援給付のひとつとして、「障害者等の身体機能を補完し、または代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもの」として補装具費の支給を行っています。

(1) 対象となる「補装具」とは？

では、補装具とは何をさすのでしょうか？

この制度では、『障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具』とされています。種目と種類は以下に挙げられるものとなっています。

対象種目などについては、p.8～に挙げていますので、参考にしてください。

(2) 「支給制度」はどのように受けられる？

補装具の支給が申請者に必要と認められる場合に、補装具の購入、借受け、修理の費用を支給する制度です。

① 対象要件があります

補装具費支給制度は、以下のいずれかに該当し、補装具の購入、借受け、修理が必要な方が対象となります。

- 身体障害者手帳の交付を受けた身体障害者等
- 総合支援法の対象となる難病患者等(対象疾病については p.2 に参照データページを掲載)

② 費用負担があることを認識しておきましょう

本制度では、原則支給内容の1割の自己負担があります。ただし、申請者の世帯の所得に応じて負担の上限額があります。

所得区分		負担上限額
生活保護	生活保護世帯	0 円
低所得	住民税非課税世帯	0 円
一般	住民税課税世帯	37,200 円

※ただし、障害者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合（本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合）には、補装具費の支給対象外となります。

※生活保護への移行防止措置があります。

③ 申請には必要な書類などの準備が必要です

申請に必要なものや書類の様式は、自治体により異なる場合があります。まずは、お住まいの市区町村のホームページなどに掲載されている申請方法を確認したり、窓口で相談してみましょう。

一般的に必要なものは、以下が挙げられます。

- 補装具費支給申請書
- 補装具費支給意見書（支給の根拠となる書類で医師が記載するものです。）
- 身体障害者手帳（難病患者等の場合は、特定医療費(指定難病)受給者証）
- その他に本人確認書類などが必要です
- ※補装具事業者が市区町村長宛に作成した見積書等が必要な場合もあります

■ 医師の意見書

補装具の支給の根拠となるものとして、医師による意見書が必要です。意見書の様式は自治体によって異なる場合がありますので、自治体のホームページなどを確認いただくほか、窓口にお問合せ下さい。

④ 申請に基づく判定（要否判定）によって支給が決定します

補装具費支給の判定は、「身体障害者更生相談所の判定により市区町村が決定」する場合と、「医師の補装具費支給意見書により市区町村が決定」する場合があります。

身体障害者更生相談所の判定により 市区町村が決定		医師の補装具費支給意見書により 市区町村が決定
更生相談所に来所（巡回相談等含む）判定	医師作成の補装具費支給意見書等により更生相談所が判定	・義眼 ・眼鏡（矯正眼鏡・遮光眼鏡） ・コンタクトレンズ・弱視眼鏡 ・車椅子（レディメイド） ・歩行器 ・視覚障害者安全つえ ・歩行補助つえ 上記に係るものであって、補装具費支給申請書、医師作成の補装具費支給意見書等により判断できる場合及び再支給、修理の場合となります。身体障害者手帳で必要性が判断できる場合は、医師作成の補装具費支給意見書の省略が可能です。
・義肢 ・装具 ・座位保持装置 ・電動車椅子 ・特例補装具 の新規購入 更生相談所は、できる限り切断その他の医療措置を行った医師と緊密な連絡を取り判定を慎重に行います。	・補聴器 ・車椅子（オーダーメイド） ・重度障害者用意思伝達装置 の新規購入	

更生相談所は、できる限り切断その他の医療措置を行った医師と緊密な連絡を取り判定を慎重に行います。

■ 身体障害児の場合は支給意見書を省略することができます

身体障害児は、その保護者から支給意見書等の提出を受け、支給の判定を行います。身体障害者手帳によって補装具の購入や修理の必要性を確認できれば、支給意見書を省略することができる場合があります。

⑤ 製作された補装具が処方通りであるかを確認（適合判定）します

製作された補装具が意見書などに基づく処方通りにできているかを判定します。判定の結果、適合しないと認められた場合には、補装具事業者に対して改善の指示がされます。

⑥ 判定後に補装具費用が支給されます

自治体又は更生相談所の判定の結果、製作された補装具が申請者に納品され、支払いをした後、原則申請者の負担分（1割）を引いた額（②にあるように世帯の所得に応じて負担上限額があります）が支給されます。この場合を「償還払い」と言います。

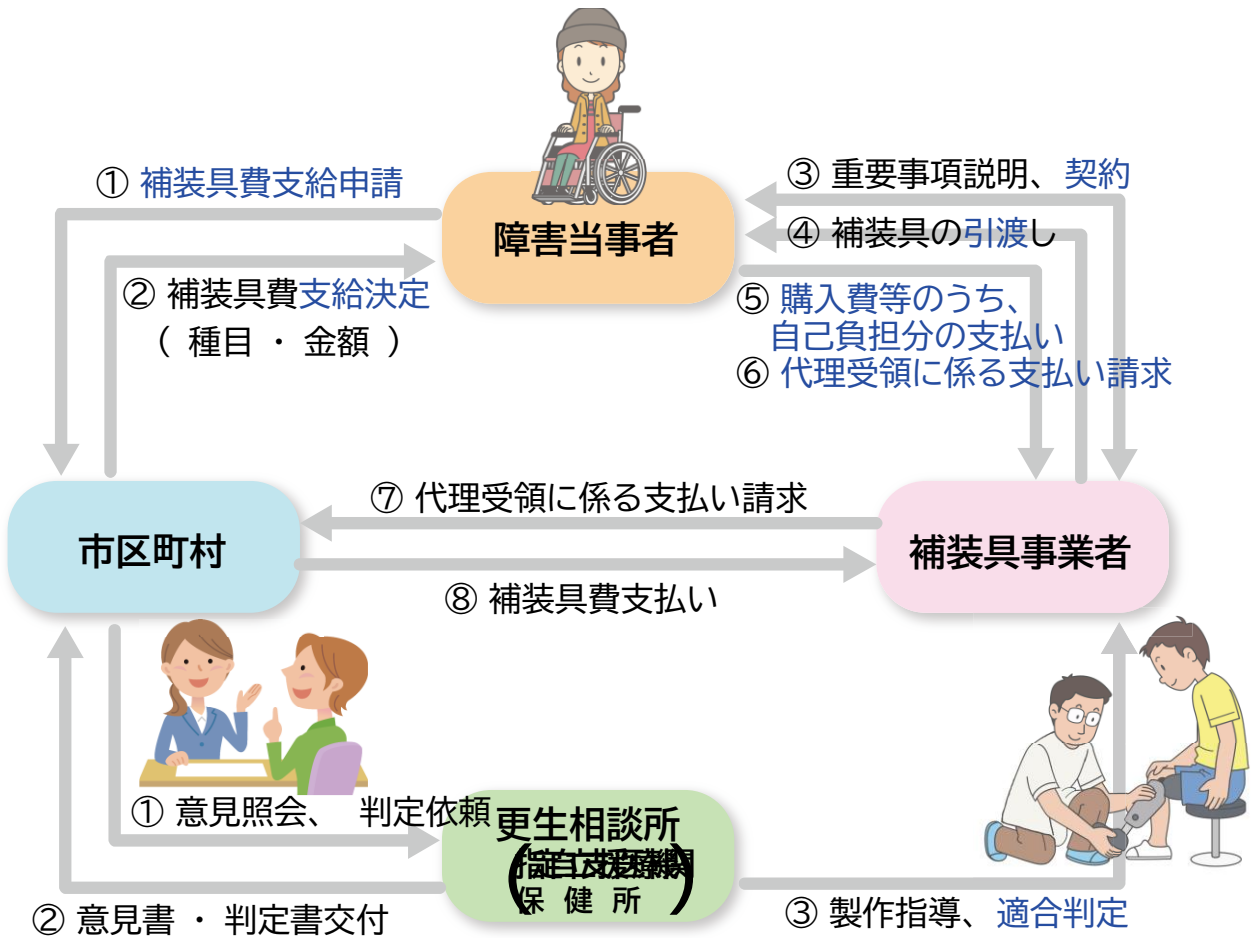
基本的には「償還払い」が原則ですが、利用者の利便を考慮し、申請者は自分の負担額のみを補装具事業者に支払い、残金は補装具事業者が自治体に請求する「代理受領」のシステムも利用が可能です。

支給の仕組み（償還払いの場合）



※一般的な流れであり、一部異なる場合があります。

支給の仕組み（代理受領の場合）



⑦ 「借受け」を受けられる場合もあります

補装具は、その人の身体状況に応じて適合したものを製作することが基本です。で、購入が原則です。

しかし、

○身体の成長によって短期間で補装具の交換が必要であると認められる場合

○障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合

○補装具の購入には複数の補装具の比較検討が必要であると認められる場合

には、「借受け」が認められる場合があります。

(3) 差額自己負担

補装具費の支給が、種目、名称、型式、基本構造などの要件を満たしても、申請者が希望するデザイン、素材などを選択することによって基準額を超える場合には、基準額との差額を本人が負担することは差し支えありません。ただし、差額の自己負担が認められるのは、あくまでもデザイン、素材などの嗜好に関わる部分です。

(4) 補装具の支給数について

補装具の支給数は原則として、「1 種目につき 1 個」です。

ただし、障害の状況などで職業上または教育上などで特に必要と認められる場合には、2 個目の支給または 2 個分同時の支給を受けることのできる場合があります。必要な場合には、申請の際に窓口にご相談してみましょう。

家用と外用で使い分けたい、汚れるから、予備としてなどでは 2 個支給は認められません。

(5) 補装具支給を受けた後

補装具費支給制度では、修理、再支給についても申請ができます。

■修理

補装具の修理については、購入・借受けと同様の申請が必要です。ただし、直接必要のない機能やデザイン・素材等の嗜好に関わる部分と判断されたものの修理は、差額自己負担を求めることになる場合もあります。

■再支給

補装具の種目や型式ごとに設定されている耐用年数（p.8～10 参照）を過ぎると、通常、補装具費の再支給が受けられます。（障害の状況変化で補装具が身体に適合しなくなった場合や著しい損傷等で修理不能な場合には耐用年数内でも再支給が可能です。ただし、耐用年数を過ぎても修理等で継続して使用が可能な場合には再支給の対象にはなりません）

再支給の時に前回と使用環境が異なる場合（就労・就学状況が変わったなど）には対象外となる場合もあります。再支給の際には、主治医や補装具事業者と相談しておきましょう。

2.支給が受けられる「補装具」について具体的に知りたい！

① どんな「補装具」が支給の対象ですか？

(1) 補装具の種目、購入基準価格、耐用年数

補装具費支給の対象となる種目、購入基準価格、耐用年数は下表のとおりとなります。

○購入基準価格

購入基準価格は、主材料、工作法または基本構造、付属品等によった場合の上限の価格として定められているものです。

○耐用年数

通常の使用・装用によって修理不能となる予測年数として定められていますが、障害状況の変化や罹災など、本人の責めによらない事情によって修理不可能となった場合には、耐用年数内でも再支給が可能です。また、耐用年数を過ぎても修理により使用可能な場合は、再支給の対象ではなく、修理費の支給対象となります。

購入基準価格などは年度によって変わる場合がありますので、**厚生労働省のホームページなどでご確認ください**。参考として、令和3年度の種目一覧を以下に掲載しました。

参考：令和3年度補装具種目一覧

(H18厚生労働省告示第528号、第12次改正 令和3年3月31日厚生労働省告示第145号)

種目	名称		R 3 購入基準	耐用 年数
義肢（注1、2）			462,000	1～5
装具（注1、2）			86,000	1～3
座位保持装置（注1）			388,000	3
視覚障害 者安全つえ	普通用	グラスファイバー	3,550	2
		木材	1,650	
		軽金属	2,200	
	携帯用	グラスファイバー	4,400	2
		木材	3,700	
		軽金属	3,550	
	身体支持併用		3,800	4
義眼	レディメイド		17,000	2
	オーダーメイド		82,500	
眼鏡	矯正用（注3）	6 D未満	17,600	4
		6 D以上 10 D未満	20,200	
		10 D以上 20 D未満	24,000	
		20 D以上	24,000	
	遮光用	前掛け式	21,500	
		掛けめがね式	30,000	

	コンタクトレンズ		15,400	4
	弱視用	掛けめがね式	36,700	
		焦点調整式	17,900	
補聴器 (注 4)	高度難聴用ポケット型		41,600	5
	高度難聴用耳かけ型		43,900	
	重度難聴用ポケット型		55,800	
	重度難聴用耳かけ型		67,300	
	耳あな型(レディメイド)		87,000	
	耳あな型(オーダーメイド)		137,000	
	骨導式ポケット型		70,100	
	骨導式眼鏡型		120,000	
車椅子	普通型		100,000	6
	リクライニング式普通型		120,000	
	ティルト式普通型		148,000	
	リクライニング・ティルト式普通型		173,000	
	手動リフト式普通型		232,000	
	前方大車輪型		100,000	
	リクライニング式前方大車輪型		120,000	
	片手駆動型		117,000	
	リクライニング式片手駆動型		133,600	
	レバー駆動型		160,500	
	手押し型 A		82,700	
	手押し型 B		81,000	
	リクライニング式手押し型		114,000	
	ティルト式手押し型		128,000	
	リクライニング・ティルト式手押し型		153,000	
電動車椅子	普通型(4.5km/h)		314,000	6
	普通型(6.0km/h)		329,000	
	簡易型	A 切替式	157,500	
		B アシスト式	212,500	
	リクライニング式普通型		343,500	
	電動リクライニング式普通型		444,400	
	電動リフト式普通型		725,100	
	電動ティルト式普通型		582,600	
電動リクライニング・ティルト式普通型		1,016,100		
座位保持椅子(児のみ)			24,300	3
起立保持具(児のみ)			27,400	3
歩行器	六輪型		63,100	5
	四輪型(腰掛つき)		39,600	
	四輪型(腰掛なし)		39,600	
	三輪型		34,000	
	二輪型		27,000	
	固定型		22,000	
	交互型		30,000	
頭部保持具(児のみ)			7,100	3
排便補助具(児のみ)			10,000	2

歩行補助 つえ	松葉づえ	木材	A 普通	3,300	2
			B 伸縮	3,300	
		軽金属	A 普通	4,000	4
			B 伸縮	4,500	
	カナディアン・クラッチ			8,700	
	ロフストランド・クラッチ			8,700	
	多脚つえ			6,600	
プラットフォーム杖			24,000		
意思伝達 装置重度 障害者用	文字等走査入力方式			5	
		簡易なもの			143,000
		簡易な環境制御機能が付加されたもの			191,000
		高度な環境制御機能が付加されたもの			450,000
		通信機能が付加されたもの			450,000
生体現象方式			450,000		
人工内耳	人工内耳用音声信号処理装置修理			30,000	－

注 1)義肢・装具・座位保持装置の基準額については、令和元年度交付実績(購入金額) 1 件当たり平均単価を記載。(千円未満は四捨五入。令和元年度福祉行政報告例より。)

注 2)義肢・装具の耐用年数について、18 歳未満の児童の場合は、成長に合わせて 4 ヶ月～1 年 6 ヶ月の使用年数となっている。

注 3)遮光用としての機能が必要な場合は、30,000 円とすること。

注 4)デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し、専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000 円を加算すること。

■ 特例補装具

種目には該当していても、基準に定められた名称や形式、基本構造等に含まれないものは、通常は支給の対象にはなりません。

ただし、障害の状況や生活環境などの真にやむを得ない事情で費用の支給が必要な場合は、更生相談所の判定などに基づいて支給を受けることができる場合があります。これを「特例補装具」といいます。

(2) 補装具費支給の対象とならない場合

以下の場合、補装具支給の対象とはなりませんので、ご注意ください。

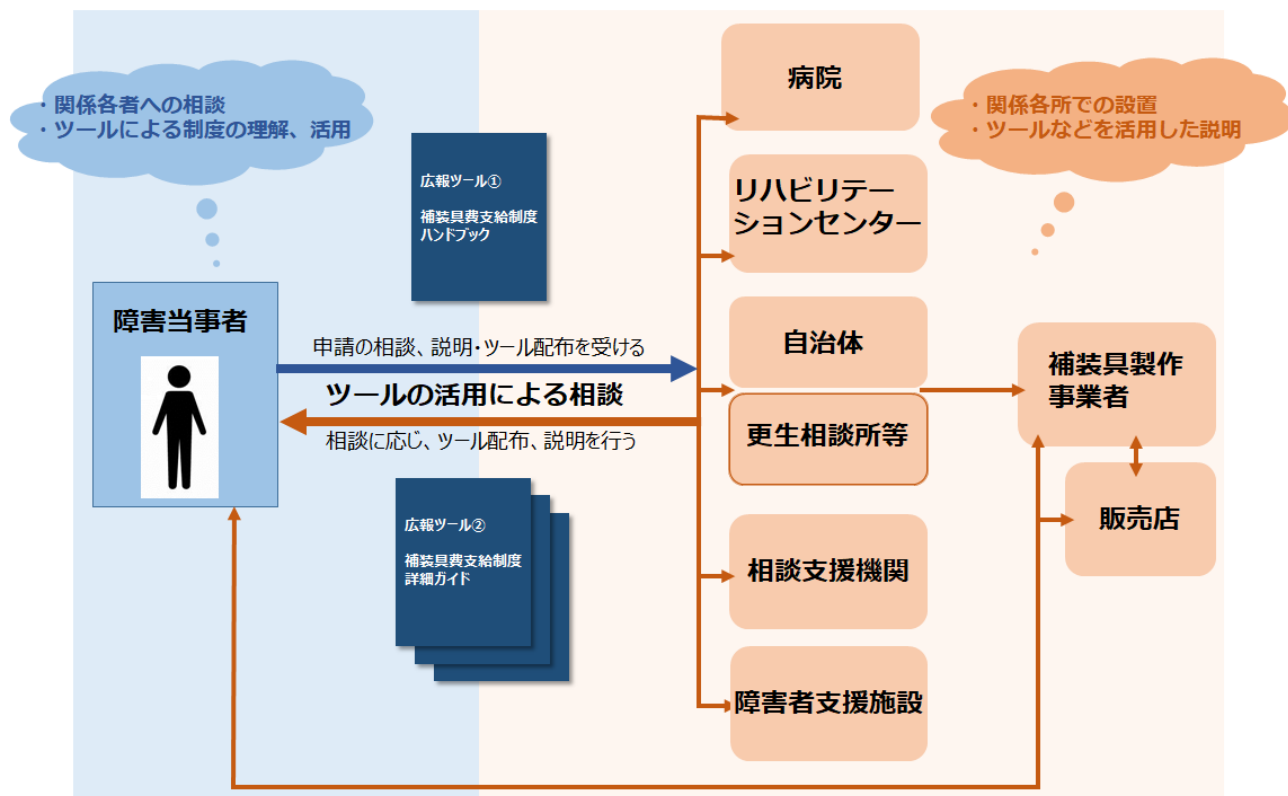
○治療やリハビリテーションのために使用される装具等（例えば、訓練用仮義足、歩行訓練用短下肢装具、患部変形の矯正用装具など）は、医療保険による給付となることや、日常生活用ではないため対象とはなりません。

○他の制度等により補装具が支給・修理、貸与及び賠償が受けられる場合は、他の制度が優先されます。（1.「補装具費支給制度」は誰が、どんな場合に使う制度ですか？をご参照ください）

○一定の所得以上の世帯に属する場合（本人または世帯員のうち、市区町村民税所得割の最多納税額者の納税額が 46 万円以上の場合）は、支給対象外となります。

4.2.2 広報ツールの展開

作成した広報ツールは、申請者である障害当事者と実施主体である自治体（市区町村）はじめ関係各機関との「相談」によるつながりの中で、理解を促し、適切な利用を促すために展開を図っていく形となることが望ましい。



4.3 広報ツールの普及に向けた方針の整理

方針①：「ツール配置」を通じた情報に触れる機会の提供

◆関係者による課題共有（広報に係る課題の共有による周知の必要性の理解を広める）

自治体及び当事者、関係者に対する調査で明らかとなったように、補装具費支給制度についての情報が必要な人に十分に届いていない現状にあることを、制度の利用に係る関係者の理解、周知の必要性の認識を広めていくことが重要である。

➡ツールの展開とともに、制度周知の実態・課題も情報共有するチラシを作成（課題共有チラシ（p.92～参照））

◆関係各機関等における情報共有（関係各機関サイトでの情報共有）

広報ツールを紙媒体で展開していくことには限界があり、関係各機関（日本義肢協会、日本車椅子シーティング協会、日本 ALS 協会など）のサイトへの情報展開を図っていくことが必要である。

➡関係機関での情報掲載（又はリンク）をお願いしていく

◆窓口となる自治体へのツールデータの周知

特に窓口となり、関係機関との連携のハブとなる「自治体」に対しては、ツールデータの周知が必要である。

➡以下のようなダイレクトメールハガキでの周知を実施

厚生労働省 令和2年度障害者総合福祉推進事業

「補装具費支給制度」の 当事者に向けた 利用ハンドブックを 作成しました

補装具費支給制度の申請窓口や関係機関でご活用いただけるよう、申請者となる障害当事者の方々に向けた「補装具費支給制度」利用ハンドブックを作成しました。

以下のQRコードやURLからダウンロードでき、無料でご利用いただけますので、ぜひご活用ください。

※このハンドブック及びガイドは、厚生労働省の令和2年度障害者総合福祉推進事業で作成したものです。（事業受託者は社会システム株式会社）
○著作権等がございませんので、ご自由にご活用ください。
○自治体様の連絡先等も追記できるよう Word ファイルも用意しています。

●「補装具費支給制度」利用ハンドブック

制度の概要や流れなど、制度全体を理解するためのハンドブックとなっています。まず制度について知っていただくために作成したものです。

●「補装具費支給制度」利用詳細ガイド

制度の内容をある程度詳細に理解するため、利用にあたって必要な情報を掲載しているガイドブックとして作成したものです。

↓ダウンロードはこちらから テキストデータも掲載しています

http://www.crp.co.jp/business/universaldesign/R02_hosogu.shtml

※令和3年7月頃には、厚生労働省・障害者総合福祉推進事業のホームページにも掲載予定です。

※問合せ：補装具費支給制度の効率的な普及方法に向けた検討事務局
社会システム株式会社 企画調査グループ
〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 1-20-22 電話 03(5791)1133

方針②：「相談」におけるツールの活用

◆ツールの展開と併せた「相談」の必要性の関係各者への周知

調査の結果でも明らかとなったように、当事者がこの制度の申請において関係する自治体や更生相談所、リハビリテーションセンターや病院、相談支援機関などにおいて「相談」（コミュニケーション）によって理解を深め、自分自身の状態にあった、また利用できる制度の活用をしていくことが重要である。

➡ツール展開とともにコミュニケーションの必要性や課題等について情報共有する

方針③：関係各機関への情報共有による「制度理解」の啓発

◆自治体などをハブとした制度理解の周知展開

本制度の周知において関係各機関との連携のハブとなる自治体によって、関係するリハビリテーションセンターや病院、相談支援機関、補装具製作事業者、障害者支援施設などに対して、制度理解の啓発展開を図っていただけるよう働きかけを行うことが必要である。制度に係る研修等を実施している自治体等もあることから、この場でのツール展開等も図っていくことが考えられる。

「補装具費支給制度」にかかる情報提供の課題などについて

厚生労働省の令和2年度障害者総合福祉推進事業「補装具費支給制度の効果的な普及方法に向けた検討」として、補装具費の支給実態や情報提供の実態などを把握する調査を行い、普及ツールの作成を行いました。

普及ツールについては、別紙データを作成しておりますが、このツールの作成に至った実態調査から整理された本制度の情報提供の課題などについて、以下に整理します。

自治体の皆さまをはじめ、補装具の支給にかかる医療関係者、リハビリテーションセンターの専門職の皆さま、相談支援機関、補装具製作事業者、障害者支援施設など関係各者の皆さまに、補装具支給制度の情報提供の課題などを情報共有いただき、この制度にかかる情報にたどり着けていない、相談ができていない方がいらっしゃる実態をご理解いただければと存じます。

* 本事業の実施主体：社会システム(株)（東京都渋谷区恵比寿 1-20-22 電話 03(5791)1133)

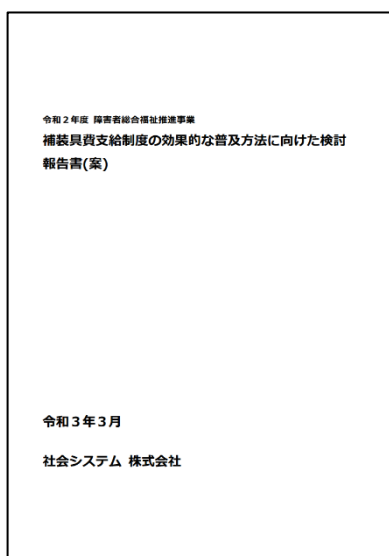
1. 本事業の目的と成果

上述したように、本事業では、補装具費支給制度にかかる実態調査を実施し、制度普及のためのツール作成を行いました。成果報告書は、以下の URL からダウンロードできます。

報告書 URL：

- | | |
|----------|---|
| 実態把握調査 | ○自治体における補装具費支給の実態調査（アンケート調査）
○補装具費支給制度の情報提供にかかる実態調査（障害当事者、自治体）
○自治体及び専門職による運用や情報提供の実態調査 |
| 普及ツールの作成 | ○「補装具費支給制度」利用ハンドブック
○「補装具費支給制度」詳細ガイド①、② |

報告書



利用ハンドブック



利用詳細ガイド



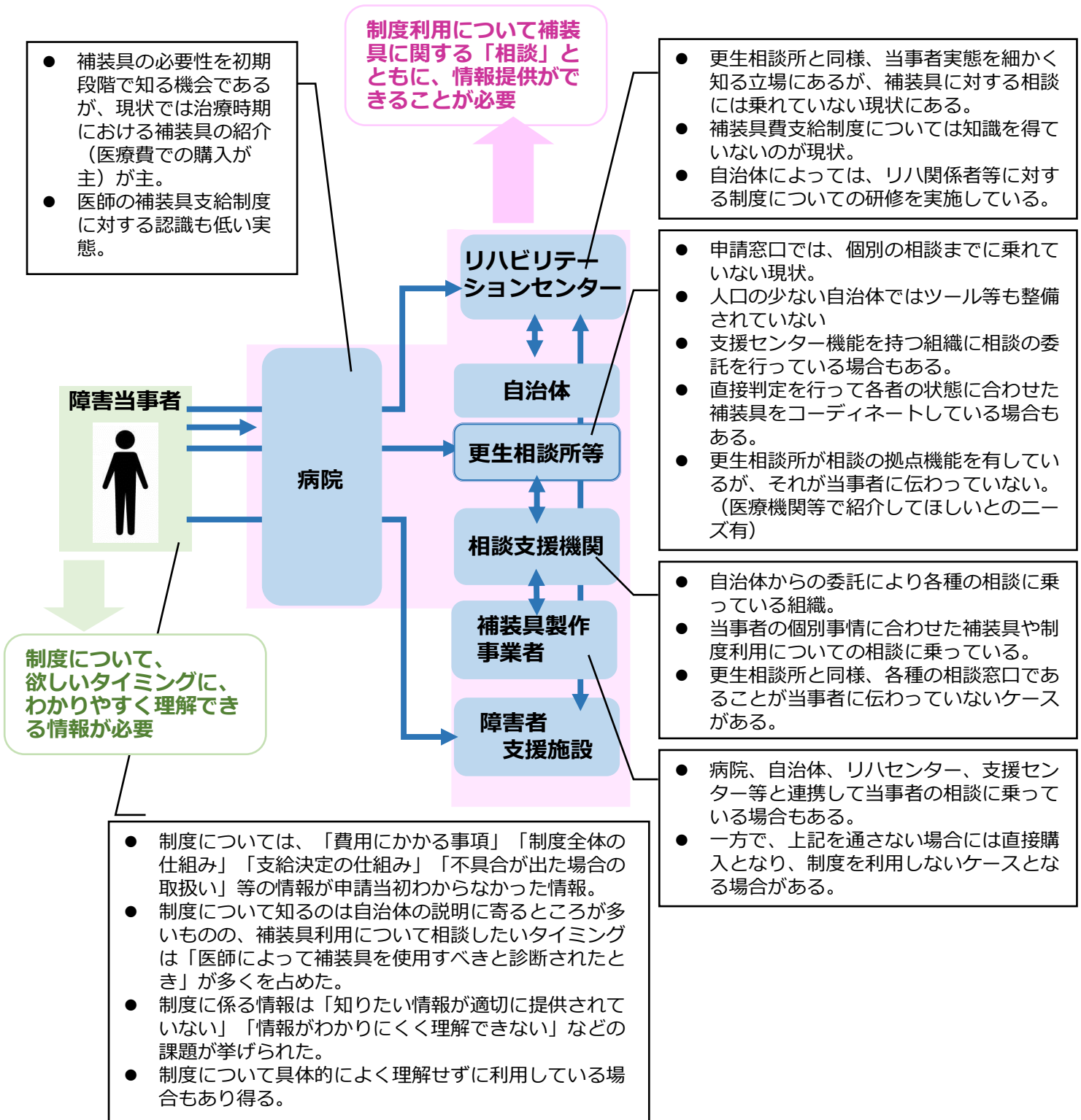
2.実態調査結果から整理された問題点

本事業では、障害当事者及び関係各者へのアンケートやヒアリング調査を実施し、制度については以下が求められています。

○当事者は、制度について、欲しいタイミングにわかりやすく理解できる情報を求めている

○補装具支給にかかる関係者に対しては、制度利用について「相談」ができ、情報提供ができることを求めている

しかし、関係者間の連携ができていない、各者が制度について理解できていない、相談に応じられないために制度を当事者が理解できないなどの問題点があります。

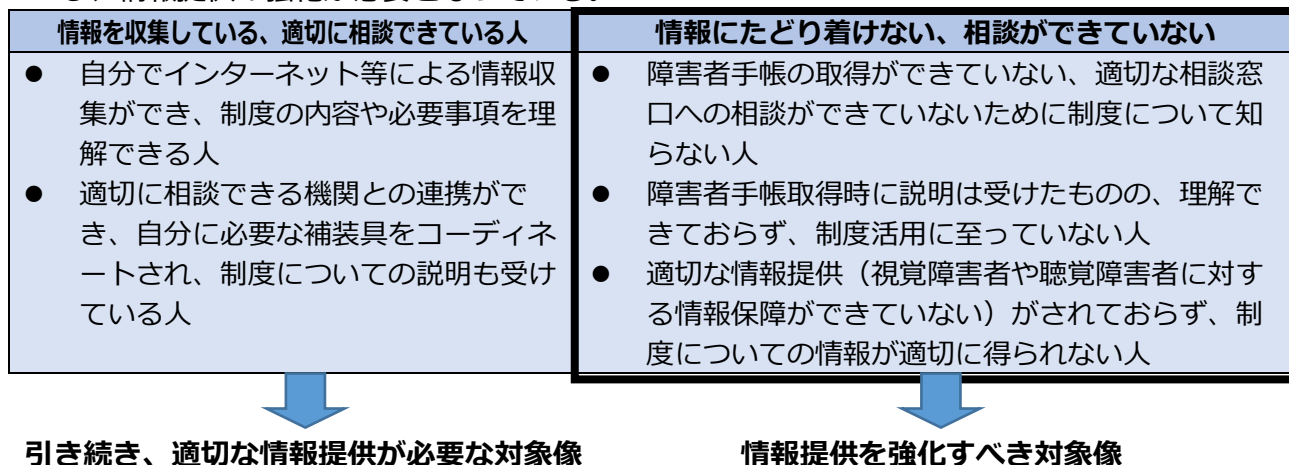


3.制度の普及に向けた課題

補装具費支給制度は、「誰に伝えるのか」「何をどんな表現で伝えるのか」を見極め、普及展開を図っていくことが必要です。

◆情報を伝えるべき対象像、アプローチしやすい情報提供手段が重要

インターネット等で情報が収集でき制度内容等を理解できている、相談できる機関に情報提供がされている者は問題がないが、情報にたどり着けない、相談ができない人が存在し、情報提供の強化が必要となっている。



○ただし、関係各機関においても、情報提供の体制構築が必要

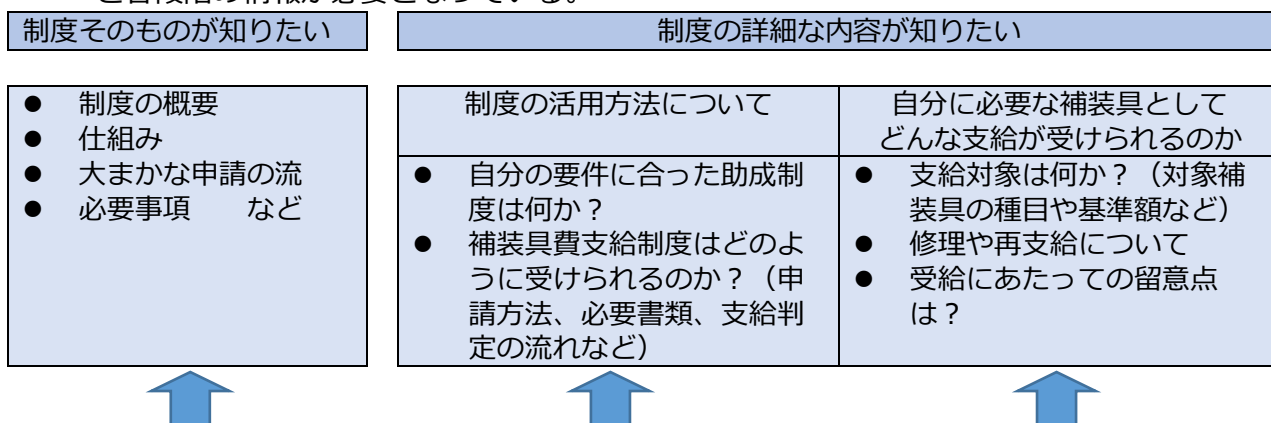
➡情報提供を関係各機関で適宜行い、また、情報内容の理解を促進することが必要

○誰もが情報にたどり着けるよう、多様な情報手段の活用が必要

➡わかりやすさ、簡潔さ、理解しやすさが必要

◆対象者にとって必要な情報内容、わかりやすい情報構成・表現のあり方が重要

情報が必要な対象像にとって、制度そのものについて多くの情報に埋もれて認知できていない状況であるとともに、内容についても仕組み、申請の流れ、種類や要件、費用など各段階の情報が必要となっている。



- 多くの情報に埋もれては理解できず、認知もできない（「障害者福祉の手引き」の一部では埋もれてしまっている）
- 難しい言葉、煩雑な書類の作成が情報理解を阻んでいる
- 「自分に必要な補装具が申請できるのか」をどのように判定されるか、判定に至るまでにどのような相談ができるのかなど、「相談」との紐づきが見えない
- 知りたい情報（支給額等）にカンタンにたどり着けない

IV.検討委員会の実施状況

検討委員会は、下表の委員をメンバーとし、3回の開催を実施した。

補装具費支給制度の効果的な普及方法に向けた検討会 委員名簿

座長	竹島 恵子	(公財)交通エコロジー モビリティ財団 バリアフリー推進部
委員	木島 真央	メイ・ソリューション株式会社
	剣持 悟	川村義肢株式会社
	硯川 潤	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 福祉機器開発室
	谷 映志	国立障害者リハビリテーションセンター 神戸視力障害センター
	山口 公深	熊本県福祉総合相談所 障がい相談課
オブザーバー	水村 慎也	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室 課長補佐
事務局	高光 美智代	社会システム株式会社 企画調査グループ 課長
	梅崎 良樹	社会システム株式会社 企画調査グループ 係長
	石澤 一輝	社会システム株式会社 企画調査グループ

■検討内容

各検討会の検討内容は以下のとおりである。

検討会	開催日時	検討内容
第1回	R2.9.15(火) 14:00～16:00	・事業の概要について ・事前ヒアリングを踏まえた検討の進め方について (課題共有) ・補装具費支給の実態調査について ・普及方法の検討方針について
第2回	R2.12.8(火) 14:00～16:00	・自治体アンケート結果の報告 ・当事者アンケート結果の報告 ・関係者・専門職ヒアリング結果の報告 ・調査結果を踏まえた制度の普及方法の検討
第3回	R3.3.4(木) 14:00～15:30	・広報ツールの作成、普及に向けた方針について ・報告書(案)について

■ 検討会議事概要

各検討会の議事概要は以下のとおりである。

第 1 回	
補装具費支給制度の効果的な普及方法に向けた検討会 ご意見・ご指摘	
日 時	令和 2 年 9 月 15 日（火） 14：00～16：00
場 所	Web 会議
出席者	（敬称略） （委員長/委員） 座 長 竹島 恵子 （公財）交通エコロジーモビリティ財団バリアフリー推進部 委 員 木島 真央 メイ・ソリューション株式会社 剣持 悟 川村義肢株式会社 硯川 潤 国立障害者リハビリテーションセンター研究所福祉機器開発室 谷 映志 国立障害者リハビリテーションセンター神戸視力障害センター 山口 公深 熊本県福祉総合相談所 障がい相談課 （行政） 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部企画課自立支援振興室 水村 慎也 （事務局） 社会システム株式会社 高光 美智代、梅崎 良樹、宇津木 里沙、石澤 一輝
資料	資料 1 委員名簿 資料 2 本事業の概要 資料 3 事前ヒアリングを踏まえた検討の進め方について 資料 4 補装具費支給の実態調査について

1. 開会

- （1）挨拶
- （2）配布資料の確認

2. 議題

- （1）本事業の概要について 社会システムより資料 2 の説明がなされた。

※意見無し

- （2）事前ヒアリングを踏まえた検討の進め方について（課題共有）
・社会システムより資料 3 の説明がなされた。

剣持委員

- 検討対象範囲がすごく広い印象である。地域も障害も様々なので、どこから手をつけるのがイメージが湧きづらい。

竹島座長

- 障害の範囲や重点的な項目などに対してもこの委員会の中で絞り込んでいければよい。

厚生労働省 水村

- 補装具に関してイメージしやすいのは車椅子であるが、そもそもどういう人が何をもらえるのかについて、一般の国民が分かっていないのではないかと問題意識である。下手すると自治体の職員でさえわかっていない分かっていない部分がある。義足については、例えば手帳を所持している方を対象にしているが、障害児の場合は手帳の有無は関係ない。また、難病に関しても、障害者手帳と同等というところでは、手帳がなくても可能である。そういう誰がもらえるかというところからまずご理解いただくというのが一つの切り口である。また、品目に関しては、全部の修理基準から全部の補装具を並べる必要はないが、例えば視覚の補装具だと、白杖や義眼などの、身体を補完代替するものの他にコンタクトレンズも対象であることについては知らない場合が多い。そのようにどういう補装具が対象で、どういう人が対象でといった、身近な部分の情報を、国民が理解できるようなツールを作っていくというスタンスでお願いできればと考えている。

硯川委員

- この検討会は、補装具の普及制度に関して潜在的なユーザーへの広報だという大目的があったと思うが、ここの部分は国民全員にリプレイスされたということか。それとも、国民全員を含む潜在ユーザーとして障害の当事者ではない健常者にもリーチしていくのか。

社会システム 高光

- 国民全体よりも、情報を必要としている障害当事者が主と考えているが、国民全体とおっしゃられたのは、どういった障害が起ってしまったというか、障害を持ってしまった人がまだ不安でいる状態みたいなところが、今おっしゃられた潜在的なというところに入ると思う。潜在的な人でも、まだ自分が全く知識のない中でこれから補装具を使わなきゃいけないみたいなところの人にも響くようなという意味合いで国民全体という意図であると思う。

硯川委員

- 国民一般としては、重度の障害をもてば何らかの公的な支援で福祉用具の一部を入手できるというコンセンサスはおそらく日本ではあると思う。もし国民全体っていうものをスコープに入れるのであれば一般人への調査は必要になると思う。基本的には制度利用者または障害当事者メインターゲットにしておきつつ、広報ツールを市役所に置いていて、一般の人が手に取って知ってもらえるレベルの方がよいのではないかと。その際に一般の人にもわかりやすい記述、程度の考えてやっておいた方が軸がぶれなくていいと思う。

厚生労働省 水村

- その認識でよいと思う。

(3) 補装具費支給の実態調査について

- ・社会システムより資料 4 の説明がなされた。

山口委員

- 障害当事者アンケートについて、年齢に関する設問で、当事者が障害児の場合、親御さんとか記載されると思うが、その場合誰が記入したかが分かるとよい。また、年齢区分で障害者と障害児は、18 歳が線引きになるため、その点修正をお願いしたい。

社会システム 高光

- ご指摘の通り修正する。

硯川委員

- おそらく調査の B（当事者アンケート）が、この事業の根幹になってくると思う。とにかくこれを早めにやっていただいて、データを拝見したい。
- こういう調査で悩ましいのが、団体経由であれば、団体に紐づいている方というバイアスがかかるのを懸念している。団体に所属していながら、補装具の情報を持ってないということが、あまり私の感覚だと想像ができないので、何か良いアプローチのアイデアないかなっているのが正直なところである。例えばミライロのような障害者の調査を請負でやっているようなところだと、こういうところも紐づいている方と全く別の群が存在する可能性がある。最近では、障害者団体の組織率が悪くなってきており、若い人が所属していないというのが実情である。別のところにコミュニティができており、そこにリーチできるかが、この事業の目的にはあっていると思う。団体の外へのリーチというのを少し考えていただければと思う。

竹島座長

- 団体に属さない方が今増えてきている中で、どういうふう to そういった方にアクセスしているかっていうところはすごく大きな課題だと思う。アプローチ方法に関しては今回の資料では記載されていなかったが、障害当事者の方については、メールや郵送などの、回答者が希望される方法を選択していただけるような形で柔軟に対応できるとよい。具体的に、このアンケート調査としてどれぐらいの回答数のボリュームを想定しているのか。

社会システム 高光

- 毎年この対象団体の方にはアンケートをいろんな形でさせていただいているが、なかなか団体を通して、なかなか集まらないのが実情である。日視連のようなところだと 200 ぐらいスパッと集まるが。障害当事者の方にアンケートをしていく上で、障害それぞれで 100 サンプル程度は集めたいと考えている。その中でも肢体不自由が一番捕まえるのが難しい。特に今おっしゃられたように、団体になかなか属していないケースが多い。そういう方々にこそ聞きたいが、そのコミュニティがなかなかつかめないという問題意識である。先ほどミライロさんというお願いもあったが、そこも費用がかかってしまうという問題があるため、ちょっとこの今の事業費の中でなかなかそこを捻出するのが難しい。
- 例えば、SNS で繋がっている人をうまく知り合いの障害者の中で拾っていく方法もあるが、それにもちょっと数に限界があると考えている。インターネット調査が皆さん答えやすいと思っているため、基本はインターネットにして、視覚障害者の方には他の方法にして、スマホでも答えられる形で実施できればと考えている。

剣持委員

- 例えば 18 歳以下の支援学校とか、そういう学校ルートで攻める方法もあるのではないかな。どうしても関係者になると情報に辿り着いた人たちに対して集計するみたいになるのが否めないが、今からやろうとしているのは、情報にたどり着けない人をどうやって拾っていくかっていう話だと思う。
- 例えばモデルケースになるような「うまくいってる理想的な自治体」を拾ってその全数調査か、その自治体の中からいくつか拾うという方法もあるのではないかな。例えば就労支援事業所に丸ごと全部声かけてみるような方法もある。

竹島座長

- モデル的自治体とそうでない自治体を比較するのはよいアイデアかもしれない。

社会システム 高光

- 団体に聞く場合でも偏っているところがあるので、一つの市なら市にそこにいらっしゃる障害当事者さんを対象として実施すると、支援学校や構成相談所、相談支援専門員との関係性もすぐわかると思う。それが自治体にとって嫌な面もあぶり出してしまうかもしれないので、まとめる際は、A 市みたいな形で最後は整理するっていう形でもよいかもしれない。

剣持委員

- その悪いところは探し出したらきりが無いと思うが、例えば所沢市などはモデルケースになると思う。その理想的な自治体はどうやって情報共有してるかを把握する方法は、時間も無いなかで、広げていく形としてはいいのではないかな。

竹島座長

- 例えばモデルが札幌だったとした場合、それと同じぐらいの人口の規模の自治体さんを見ずして選んでみて、その二つで比較してみるのもあるかなと思う。

木島委員

- 調査対象案で、例えば肢体不自由のところであれば、身体障害者の団体連合会などがあるが、この調査票を回答するのはそこから紹介されたり、所属する個人の方がこれを回答するイメージか。
- そうである。メーリングリストを流していただく予定である。

木島委員

- 資料の対象団体の中で患者団体は含まれていないが、患者団体や当事者団体は入れていく予定はあるか。

社会システム 梅崎

- 今挙げているような団体さんは割と会員さんをきちっと管理されていて、アンケートがしやすいので提示している。

木島委員

- 私の関係では、意思伝達装置関係では ALS 協会とかで患者団体なんていうところも入ってくると、網羅しやすくなると考えている。当事者アンケートについても、申請をしたのが誰なのかもポイントになってくると思う。例えば、意思伝達装置の最初の申請は、病院のソーシャルワーカーさんが担当するが、病院を退院して地域に戻ってきた後に、意思伝達装置は使っているが、その後の修理申請については、当時病院任せにしていたので、全くわからないという課題があった。先ほどの課題の中でも、利用者負担が大きすぎてなかなか申請手続

きが進まないというところもあったりするため、実態調査の中で、そういった点が見えてくるといいなと思っている。

- また、自治体の窓口を担当されている職員さんも、補装具費と日常生活用具の区別がついていないってところもある。今回も日常生活用具の区別がしっかりついている職員さんから回答してもらえるといいと思う。
- 自治体向けのアンケートの問 2 で意思伝達装置は文字等操作入力方式と生体現象方式に大きくわかれるが、この中で付随するような形で入力装置など、意思伝達装置周りの周辺機器に関する項目がある。アンケートに全て入れる必要はないが本体等周辺機器以外みたいな形で分かるとよい。特に意思伝達装置が進行性の難病の方が使われている場合だと、本体は壊れていないが、入力装置の方が病状の進行で使えなくなって修理という形の申請が含まれていくケースが非常に多くある。

竹島座長

- ご指摘頂いた項目は追加していただければと思う。

剣持委員

- 自治体アンケートの問 2-1 の給付の支給、支給件数というデータは、自治体が持っているのか。

社会システム 梅崎

- 今回のポイントとしては障害児と障害者に分けて把握するところにある。国の方ではその点を把握してないとのこと。また、修理と再交付という観点でも把握できればと考えている。

山口委員

- 統計に関しては、厚生相談所の方で判定件数は取得している。また、市町村が独自に判定しているケースもある。全国の数と違ってというのは、多分明確には出てないのかなと思う。

厚生労働省 水村

- 公的に出されているのは福祉行政報告例以外はない。ただ直近で 30 年度のデータなので、31 年度が欲しい場合は 1 年遅れぐらいで出てくる。厚労省の HP でも見れると思うが、例えば福祉行政報告例で例えば義手、装具、義眼があって、申請の件数があって決定件数がある。その中で購入や修理、借受の別があるが、今回は者と児の内訳についてどのくらいの数があるのかについて把握したいというところが主である。

竹島座長

- ヒアリング調査は、協会やリハセンターさんからご紹介いただいて、一対一でヒアリングするということか。

社会システム 高光

- それぞれのお立場があるので、おっしゃる一対一で実施できればと思う。相談支援専門員が相当数いらっしゃると思うが、お忙しいことが想定されるので、去年も同じ相談支援専門員にアンケートを取ったが、非常に回収数が低かったので、相談支援専門員へのアプローチは協会さんにお話を伺えればと思う。

竹島座長

- 調査ボリュームはどのくらいか。

社会システム 高光

- 全体ボリュームというよりは、それぞれの職で異なるため、国リハさんにもご協力いただき、それぞれの補装具の係る職員さんにお繋ぎ頂ければ幸甚である。
- 障害当事者へのアンケートは、先ほど提案頂いたモデル都市の選定に関しては、皆様に賛同いただけるようであれば、面白い調査ができると思う。

山口委員

- モデル都市については、横浜市さんは結構しっかり取組をされている印象はある。

第2回 補装具費支給制度の効果的な普及方法に向けた検討会 ご意見・ご指摘	
日 時	令和2年12月8日(火) 14:00~16:00
場 所	Web 会議
出席者	(敬称略) (委員長/委員) 座 長 竹島 恵子 (公財)交通エコロジーモビリティ財団バリアフリー推進部 委 員 木島 真央 メイ・ソリューション株式会社 剣持 悟 川村義肢株式会社 硯川 潤 国立障害者リハビリテーションセンター研究所福祉機器開発室 谷 映志 国立障害者リハビリテーションセンター神戸視力障害センター 山口 公深 熊本県福祉総合相談所 障がい相談課 (行政) 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部企画課自立支援振興室 水村 慎也 (事務局) 社会システム株式会社 高光 美智代、梅崎 良樹、宇津木 里沙、石澤 一輝
資料	資料1 委員名簿 資料2 自治体における補装具費支給の実態把握アンケート調査集計結果 速報版 資料3 補装具費支給に関する当事者アンケート調査集計結果 速報版 資料4 関係機関・専門職の方へのヒアリング結果 資料5 調査結果を踏まえた制度の普及方法の検討

1. 開会

- (1) 挨拶
- (2) 配布資料の確認

2. 議題

- (1) 自治体アンケート結果(速報値)について
 - ・社会システムより資料2の説明がなされた。

剣持委員

- 自治体の人口規模と問合せ件数の関係は、どのように解釈したらよいのか。また、1 万人未満自治体の人口が総人口に占める割合等は分かるか。

社会システム 梅崎

- 1 万人未満の自治体が 519 件、1 万人以上 5 万人未満が 682 件等となっている。

剣持委員

- 1 人で対応する自治体に居住している人口が、総人口に占める割合等が分かると良い。自治体の数で示されても分かりにくい。なぜ人口規模と比例関係にある項目を抽出したのか。

社会システム 梅崎

- 自治体の人口規模と当該自治体に居住する当事者数は、比例関係にあるという前提のもと、人口規模で切り口を設けることでどのような違いがあるのかを確認する意図がある。

剣持委員

- 人口規模にかかわらず、共通の課題として取り上げているのか。

社会システム 梅崎

- 人口規模の大小による固有の課題かを確認したい。

硯川委員

- そのような主張をしたいのであれば、横軸に人口、縦軸に問合せの頻度を表す代表値を取り、グラフの傾きを見るというかたちで定量的に分析をしないとイケない。10 ページについては、「人口が多いほど高頻度」の項目として 3 つを挙げているが、他の項目でも同様の傾向が表れる可能性がある。そもそも、問い合わせ件数の総数に相関している可能性が高い。今回の資料は速報値ということで、もう少し詳細に主張したい場合は、別の手法を用いた分析をしないと納得感は薄い。

竹島座長

- 最終的に取りまとめる際には、ある程度考察も加える必要がある。

- (2) 当事者アンケート結果（速報値）及び関係者・専門職ヒアリング結果について
・社会システムより資料 3、4 の説明がなされた。

山口委員

- 資料 3 の回収枚数で大阪府が多い理由は何か。

社会システム 高光

- 今回のアンケートは、全国に配布したものではなく 4 つの自治体を対象としている。大阪府は、剣持委員に大東市と四條畷市に配布いただいたため、枚数が多くなっている。なお、視覚障害者及び聴覚障害者については、サンプルが得られないことが分かったため、団体に依頼しない方にご協力をいただいた。剣持委員、木島委員、硯川委員には、この場を借りて御礼申し上げる。

剣持委員

- まだ未回収のところがあるため、追加で回収する。
- 入所施設の職員にお願いしたら、本人も親も書くことができないと断られた。全ての設問には回答いただけていないが、施設の意見を代表して、職員に書いていただいた回答がある。

竹島座長

- 最終的なアンケート結果に反映させるかどうかは別として、入力が必要である。

厚生労働省 水村

- 補聴器は、聴力レベルが 70dB 以上で身体障害者手帳取得者であれば、高度難聴として補装具費支給制度の対象となるが、軽度・中度難聴に関しても補装具として補聴器を出して欲しいという要望がかなり多い。そのため、ほとんどの自治体で、補聴器に関する自治体独自の助成を行っている。補装具費支給制度と自治体独自の助成が混在している場合がある。また、安価な補聴器は質が悪く、本人にマッチしない場合もあるとのことだが、デジタル式の補聴器において、言語聴覚士（ST）もしくは認定補聴器技能者が調整した場合は、加算をするという仕組みを過去に国として作っている。

竹島座長

- 別の地域でヒアリングすることは検討しているのか。

社会システム 梅崎

- ヒアリングを行った仙台市及び川崎市は、政令指定都市であるが、課題が多いのは人口の少ない自治体であると考えられる。自治体アンケート結果から、課題のある自治体の参考となるような取り組みをしている自治体を抽出し、今後そこにヒアリングを行うことを予定している。

硯川委員

- 資料 3 の 7 ページにおいて、「はじめて申請した時に制度を知っていたか？」という円グラフの「はじめて申請した際に、すでに知っていた＋補装具について、相談にいったときに知った」という回答があるが、単一回答の設問ではないのか。

社会システム 梅崎

- 単一回答の設問だが、紙アンケートにおいて複数回答した人が一定数いたため、A かつ B という選択肢を設定している。スクリーニングも検討したが、困難であった。

硯川委員

- 資料 3 の 10 ページの「なぜ今は利用していないのか」において、「申請手続きが面倒、困難」とあるが、希望している補装具とクロス集計を行うと有意義だと思う。高額な補装具ほど申請手続きを行うモチベーションが働くように思う。
- 資料 3 の 16 ページにおいて、「利用方法がわからない」「申請手続きが面倒」が合わせて約 50%もあるというのは、今後の制度の在り方に対する示唆となる重要なデータである。障害種別や希望する補装具とのクロス集計を掲載すると、より対策が立てやすいのではないかと。

木島委員

- 制度を利用したいができない理由として、前年度の所得が多すぎるということも考えられる。例えば、もともと高額所得者ではないが、土地を処分したことで一時的に所得が高くなった等の理由がある。

社会システム 梅崎

- その他については、「対象の基準外のため」と「今後申請予定」という回答があった。前者に関しては、上記に該当する可能性がある。

木島委員

- 追加で情報があれば教えて欲しい。

谷委員

- 視覚の補装具は、杖で最高 7～8 千円程度、眼鏡で数万円のため、手続きの面倒さと秤にかけた際に、自費で購入するケースが多い。そのため、「申請手続きが面倒」という回答の詳細を知りたい。
- 仙台は、「アイサポート仙台」があるため、視覚障害リハビリテーションの中でも恵まれた地域である。このような事業所や法人がない地域に、補装具費支給制度の情報を広めるためには、今回の成果物のツールが重要となる。

(3) 調査結果を踏まえた制度の普及方法の検討について

- ・社会システムより資料 5 の説明がなされた。

剣持委員

- 当事者アンケートは、大東市と四條畷市を中心に配布したため、大阪府や全国の障害当事者に一般化しないようにして欲しい。あくまでも、大東市及び四條畷市のケーススタディと捉えた方がよい。また、知的障害者団体である「手をつなぐ親の会」の大阪府の施設にも配布されているため、そちらのウェイトが大きくなっていることで、データが不自然になっている可能性がある。そのため、大阪府でまとめるのではなく、大東市と四條畷市で何か違いがあるか分析してみても良いと思う。

社会システム 梅崎

- 自治体の属性データがあるため、それをもとに分析してみたい。

硯川委員

- スライド 4 で課題を掘り下げているが、ここにある通り 3 段階における情報提供が必要だと思う。その内容全てを A6 で 8 ページの冊子にまとめられた場合、読む気が失せるうえ、理解できる情報が少なくなる。わざわざ情報量を下げて提供するのが最適かは、疑問がある。
- 最近は、様々な情報が動画から得られる。無論、アクセシビリティの問題があるため、文字データが適している場合もあるが、近年の情報流通を踏まえた媒体での情報提供を検討して欲しい。

山口委員

- 必要な人に必要な情報が届くよう、細分化したリーフレットを作成できると良いと思う。全てまとめると、不要な情報に埋没する可能性がある。
- 啓発ツールは、補装具製作事業者にも配布するとのことだが、どのような事業者を対象とするのか。補装具費支給制度を知らない事業者が、急に見積もりを出してくるケースもあるが、そのような何も知らない事業者に啓発ツールを配布できると良い。

社会システム 高光

- 自治体を通して、関係機関に啓発ツールを配布予定であるが、補装具製作事業者や販売店は無数にあり、行き渡らせるのは難しい。ヒアリングをしながら配布方法を検討していきたい。

厚生労働省 水村

- 補装具製作事業者は、大半が日本義肢協会に所属しており、所属している事業者については、単に義肢装具を作成するのみならず、支給決定のプロセスも知っていると思うが、職人気質で知らない人もいるかもしれない。また、今後も様々な事業者が参入してくる可能性もある

ため、日本義肢協会の HP にリンクを貼っていただいても良いかもしれない。

木島委員

- 広報ツールに、補装具導入後の修理等の情報を入れて欲しい。

竹島座長

- 先ほど、動画を使用した情報提供の話があったが、動画を使用している好事例はあるか。

硯川委員

- 公的なものでは見たことがないが、サーチエンジンも動画を検索結果の上方に表示させる。いきなり文字情報の PDF が、結果で表示されることが少なくなっている。無論、PDF の文字データは重要ではあるが、もう少し多方面の情報提供手段を検討して欲しい。

竹島座長

- 自由記述を見ると、高齢者は、インターネットに接続できない人も多い中、紙媒体も欲しいという意見もあったため、両方向で考える必要がある。

山口委員

- 川村義肢で当事者への説明用のリーフレット等はあるか。

剣持委員

- 会社のカタログ等には、補装具費支給制度についての説明のフローチャートが掲載されており、HP でも確認できると思う。ただし、自分がどこに該当するのかが、当事者には分からないと思う。HP に基本情報を入力し、その後条件分岐していき、最後に詳細が書いてあるページにつながるというようなイメージで、欲しい情報にたどり着けるための目次がついた紙媒体があり、最終的には QR コードで HP の動画につながるようなものがあると良い。紙媒体とアプリの中間のようなものが理想である。

竹島座長

- フローチャートのようなもので、自分がどこに該当するかが分かると良い。「はい」「いいえ」で答えると、自分の見たいページに結びつくと分かりやすいと思うので、事務局で検討して欲しい。

厚生労働省 水村

- リーフレットにする際の参考イメージはあるか。

社会システム 高光

- 厚労省の補助犬普及啓発事業のリーフレットを参考にしたいと考えている。補装具費支給制度を広報ツールのみで伝えるのは、かなり難しい。「制度について理解したい」「自分に必要な補装具を購入するのに有効な手段か知りたい」「制度活用の方法を知りたい」という 3 つのフェーズも、それぞれ内容を具体的に書くと分量が多くなる。あくまでも制度の入口となるツールのイメージである。A6 で 8 ページ程度というのは、補助犬の広報ツールも同様だが、伝えたい内容の概要を説明し、そこから詳細な情報にリンクでつながるものを想定していた。

厚生労働省 水村

- 補助犬の定義や種類について書かれている簡単なリーフレットと医療機関向けに対象を絞った詳細な冊子を作成した。後者は、衛生面や受け入れ事例等を記載している。

硯川委員

- アクセシビリティの観点からは、インターネットにアクセス性を持たない高齢者がいること

を前提としているとのことだったが、事務局では、広報ツールは制度の入口として機能して、詳細はリンク先を参照するとのことだったので、矛盾しているように感じる。インターネットも紙媒体も両方検討すると良い。

社会システム 高光

- 全体的に精査をし、つじつまが合うようにしたい。福祉分野に限らず、他の広報ツールも参考にしつつ、どのように分かりやすく必要な情報を掲載していくかが課題であると考えている。

硯川委員

- 今から方針転換は困難なため、次年度以降、広報の仕方を検討して欲しい。

竹島座長

- 具体的な内容をインターネット等で見ることができない人に対し、どのようにフォローしていくかは検討する必要がある。
- 今後、アンケート結果に、今回の意見を踏まえて考察を加えたものを委員の皆様を展開して欲しい。広報ツール及び啓発ツールの骨子案ができれば、そちらも情報共有して欲しい。

社会システム 高光

- 広報ツール及び啓発ツールの作成に当たっては、途中でメール審議をさせていただきたい。
- アンケートを整理後、委員の皆様を展開する。
- 次回の検討会は、2月下旬から3月上旬に開催予定である。

第3回	
補装具費支給制度の効果的な普及方法に向けた検討会 ご意見・ご指摘	
日 時	令和3年3月4日（木） 14：00～15：30
場 所	Web 会議
出席者	（敬称略） （委員長/委員） 座 長 竹島 恵子 （公財）交通エコロジーモビリティ財団バリアフリー推進部 委 員 木島 真央 メイ・ソリューション株式会社 剣持 悟 川村義肢株式会社 硯川 潤 国立障害者リハビリテーションセンター 研究所福祉機器開発室 谷 映志 国立障害者リハビリテーションセンター 神戸視力障害センター 山口 公深 熊本県福祉総合相談所 障がい相談課 （行政） 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部企画課自立支援振興室 水村 慎也 （事務局） 社会システム株式会社 高光 美智代、梅崎 良樹、宇津木 里沙、石澤 一輝

資料	資料 1 補装具費支給制度の効果的な普及方法に向けた検討 報告書（案） 資料 2 補装具費支給制度・利用ハンドブック 資料 3 「補装具費支給制度」利用詳細ガイド その① 資料 4 「補装具費支給制度」利用詳細ガイド その② 資料 5 「補装具費支給制度」にかかる情報提供の課題などについて 参考資料 1 第 2 回検討会 ご意見・ご指摘
----	--

1. 開会

- (1) 挨拶
- (2) 配布資料の確認

2. 議題

- (1) 調査結果の追加・修正点について
 - ・社会システムより資料 1 の説明がなされた。

剣持委員

- 自治体からのアンケートの回収率が高いのか。

社会システム 高光

- 回収率は約 7 割のため、高いと思う。

- (2) 広報ツールの作成、普及について
 - ・社会システムより資料 2～5 の説明がなされた。

山口委員

- 資料 2 について、「①補装具とは？」の「車いす」は、正確には漢字表記のため、統一した方が良い。
- 「④対象となる補装具の種目」で一覧を出しているため、①の最後に「④を参照」と書いても良い。
- 「⑤補装具費支給までのながれ」において、補装具費支給制度は原則代理受領のため、そのフローを掲載した方が良い。
- 「⑥よくあるご質問」において、「Q.償還払いと代理受領の違いについて教えてください」の償還払いと代理受領の説明文を逆にした方がよい。
- 「⑥よくあるご質問」において、「Q.直接判定と書類判定の違いについて教えてください」に掲載されている判定方法の表は、自治体によって異なるため、「下表は一例です」等の説明を入れる。

木島委員

- 仙台では、居住地特例に引っかかる人がいる。例えば、施設利用者において仙台市民で住民票は仙台にあるが、実際に手続きを行うのは以前居住していた自治体ということがある。よくある話であれば、「⑥よくあるご質問」に入れても良いと思う。

山口委員

- 更生相談所で判定する際に、たまに居住地特例の人はいるが、基本的に更生相談所から意見

する問題ではない。現在居住している市町村と、以前居住していた市町村のやり取りで解決しているパターンが多い。申請先や問合せ先でたまたま質問があるため、「⑥よくあるご質問」で、居住地特例について触れても良い。

硯川委員

- ハンドブックの提供方法について教えてほしい。全て紙媒体なのか、自治体が判断して印刷するのか、使い方についてどのように想定しているのか。

社会システム 高光

- 自治体の判断に任せることを想定している。全て紙媒体で配布するのは不可能なため、データベースを提供することになる。利用ハンドブックで説明を行い、利用詳細ガイドも同時に頒布するのか、判断を委ねる。

硯川委員

- 利用ハンドブックは、自治体が版下データをダウンロードし、印刷する想定か。

社会システム 高光

- A4 の DM を全自治体に送付し、必要に応じて、版下として使える編集可能なイラストレーターデータや PDF を送付する。問合せ先を各自治体に入力して欲しい。また、関係団体にも URL のリンクを貼って欲しい。厚生労働省の障害者総合福祉推進事業の HP にも掲載されると思う。

硯川委員

- 社会システムとして、どの程度ハンドブックのデータを維持するつもりか。

社会システム 高光

- 当面は維持する予定である。

硯川委員

- 最終的に、どこにデータを置いておくのか整理しておいてほしい。最も良いのは、フリーにダウンロードできることだが、データの置き場所が分からなくならないようにして欲しい。
- 資料 2 は、どの程度のサイズになるのか。

社会システム 高光

- 印刷用と確認用の 2 種類作成予定である。資料として配布したのは、印刷用である。印刷用は、B6 を想定している。

硯川委員

- 一見すると煩雑であり、B6 では見にくい。「④対象となる補装具の種目」の表は、ここに掲載する必要があるのか。また、ページの段組みは、Web 掲載時に配布資料では見にくいいため、1 枚ずつページをめくることができるようにするものと、折り曲げて使うことができる版下のものを用意すると良い。

厚生労働省 水村

- 資料 2 について、「日常生活用具給付等事業」とする（制度上、貸与もあるため）。
- 資料 1 について、補装具費支給制度に対する医師の認識が低いとあるが、認識が低いのではなく、治療用装具しか考えていない。
- 支給数について、文章が間違っている。
- 人工内耳用音声信号処理装置は、補装具費支給制度に交換はなく修理のみである。交換の際は医療保険対応となる。

- 価格は、本年 3 月 31 日に告示が決定する。車椅子、補聴器、座位保持装置は、ほとんど価格が変更となる。義肢装具は、完成用部品と合算するため、価格を表記しにくい。
- 補装具費支給制度利用者のほとんどは代理受領を用いているが、制度上原則は償還払いである。利用者の利便性や経済的事情を鑑みて、ほとんどの自治体が代理受領を行っている。治療用装具は、代理受領を行っていないため、補装具費支給制度も前提としては償還払いとなっている。

竹島座長

- 資料 2 について、自治体がイラストレーターを使いこなせない可能性があるので、ワード等で提供した方が編集しやすい。

山口委員

- 資料 3 の 2 ページについて、「生活保護の方で身体障害者手帳を取得している場合は～」の項目で、車椅子のレンタル等、生活保護受給者で介護サービスを受けるケースもある。福祉が優先という書き方ではなく、介護サービスの対応の可能性にも触れた方がよい。
- 「他の制度で交付された補装具の更新・修理は～」について、前提として、他の制度で補装具を作成した場合は、その制度で対応できるかを検討し、それに対応できない場合は補装具費支給制度対応となる。誤解がないような書き方として欲しい。

剣持委員

- 可能であれば、当社社員にも利用ハンドブック等を見てもらいたい。関係団体に、チェックを兼ねて現段階で提示して意見を反映してもよい。

社会システム 梅崎

- 関係団体につながりがある人がいれば、ご紹介いただきたい。

剣持委員

- 資料 3・4 は、内容が若干かぶっているため、統合してもよい。2 つに分割するのであれば、「初めて制度を利用する人」と「補装具をうまく使用できていない人」等にした方がよい。

竹島座長

- 関係団体への意見照会については、修正したものを展開する予定である。

(3) 報告書（案）について

硯川委員

- 視覚障害者向けの情報提供動画について、先ほどのものが完成版という認識で良いか。

社会システム 高光

- 先ほどの動画は、試作品である。広報ツールの修正等を反映したうえで動画を作成したい。

硯川委員

- 動画は、別の機会に作成しても良い。予算と維持管理の問題がある。必須ではないのではなか。広報の一環としては、マイナスにはならない。

社会システム 高光

- 視覚障害者に向けての周知方法が、悩みどころである。テキスト版も作成する予定である。

厚生労働省 水村

- 厚生労働省において、過去の障害者総合福祉推進事業の成果物は、全て保管している。成果物の完成後、自治体宛に事務連絡を行う。その際に、社会システムと厚生労働省の HP に成

果物が掲載されているため、活用して欲しい旨を周知する。

剣持委員

- 動画について、文章を全て音声で読み上げるのではなく、ハンドブックの広報を目的とした1分半程度のPVにしてもよい。

(4) まとめ

木島委員

- 意思伝達装置を中心とした仙台市重度障害者支援センターの支援員、意思伝達装置・上肢装具を取り扱う事業所という立場から、視覚障害等あまり関わりのない分野のお話を聞くことができ、勉強になった。何か気づいた点があれば意見したい。

剣持委員

- アンケートが、世の中の実態を反映しているかは疑問だが、ハンドブックができることはアンケート協力者にとっても良い恩返しになると思う。

硯川委員

- アンケートによって、基礎的情報の提供ができていないことが分かったことは良かった。
- 更生相談所の処方判定において、専門職のチームがどのような情報を収集しているのか調査をして論文を出した。日本の判定は、「処方」という言葉を用いる。海外においては、福祉用具は使用者が選ぶものという認識であるため、「選択」という言葉を使う。「処方」という言葉は、法律には書いておらず、厚生労働省の事務連絡に書いてある用語がそのまま使われている。世界基準から見ると、遅れているということを実感した。

谷委員

- 積極的にハンドブックを活用し、課題や使い道が見えてきたところで共有したい。

山口委員

- 報告書を熟読できていないが、更生相談所の判定の際にアンケートの意見を参考にしたい。補装具使用者と補装具をつなぐ人が少ない。更生相談所でも、使用者から相談があることは非常に少ない。情報発信やコーディネートできる人が増えていくと良い。

厚生労働省 水村

- 補装具費支給制度を知らずに、古くまで治療用装具を使い続けている人のことを指して、「補装具難民」という言葉が用いられている。ハンドブックによって、そのような人のフォローアップをできるようになれば良いと考える。

V.成果等の公表計画

本事業の成果については、以下の公表を行う。

- 自社ホームページでの公開：社会システム㈱のホームページで報告書及び広報ツールは公表する。広報ツールについては、著作権をフリーとしアクセスする誰もが利用できるものとする。（テキストデータも併せて公表）
- 関係団体等での活用：関係である日本義肢装具学会、日本義肢装具士協会、日本義肢協会やヒアリングを実施した関係団体（仙台市等）のホームページ等でも本事業で作成した広報ツール等についての掲載を要請した。
- 全国自治体（アンケート対象）への広報：アンケート調査を実施した全国自治体に対し、当該ツールを効果的に広報するため、インパクトあるデザインのA4ダイレクトメールを発送し、自社ホームページに掲載する広報ツールへの誘導を促し、自治体の活用を図った。

巻末資料

資料－１.自治体アンケート票

自治体における補装具費支給の実態把握アンケート調査票

※本アンケートは「補装具費支給制度」に関するもので「日常生活用具給付等事業」に関するアンケートではありませんのでご注意ください。

◆ご記入いただく方の市町村名等担当部署の基礎情報についてご記入ください

項 目	回答欄
(1) 都道府県名	
(2) 市区町村名（郡名は不要）	
(3) 担当部署名	
(4) 担当者氏名	
(5) 連絡先（電話番号）	
(6) 連絡先（E-mail アドレス）	

問 1-1 支給制度に係る担当職員の方の人数と不在時の対応方法について教えてください。

項 目	回答欄
窓口等で当該制度について対応している担当職員数（日平均）	人
担当者が不在の場合はどのように対応していますか？	（自由記述）

問 1-2 支給制度について申請者に分かりやすく伝えるために活用しているツールや工夫している事を教えてください。（当てはまるものすべてに○を記入、⑦その他の場合は文章を記載）

項 目	回答欄
①特に使っていない	
②自治体のホームページに掲載している当該制度に関する解説ページ	
③自治体で作成した当該制度に関するリーフレット	
④自治体で作成した障害福祉制度全般に関する「障害者福祉の手引き」等の冊子やホームページ	
⑤更生相談所で作成した説明ツール（リーフレット）を活用	
⑥補装具メーカーや販売代理店の解説資料を使用	
⑦その他工夫していること	（自由記述）

問 1-3 問 1-2 でお答えいただいた独自に作成されている当該制度に係る説明ツール等がある場合、返信に添付ください。

項 目	回答欄
補装具費支給制度に係る説明ツールの媒体の提供	可能 ・ 不可

問 1-4 申請者（障害当事者、関係者含む）から制度に関する項目別の問い合わせの頻度（他項目と比べた相対的な多さ）を教えてください。（項目別に当てはまるものに○を記入、その他の場合は文章を記載。）

問い合わせ項目		問い合わせの頻度		
対象となる用具の種類は何か		全くない	まれにある	よくある
支給される補装具の個数は何個か		全くない	まれにある	よくある
年齢制限はあるのか		全くない	まれにある	よくある
補装具をどこで購入・修理するか		全くない	まれにある	よくある
自分は制度の対象になるのか		全くない	まれにある	よくある
新品に交換できるのは何年後か		全くない	まれにある	よくある
自己負担額はいくらか		全くない	まれにある	よくある
特例補装具とは何か		全くない	まれにある	よくある
医療保険（治療用装具）との違いがわからない		全くない	まれにある	よくある
労災保険との違いがわからない		全くない	まれにある	よくある
介護保険（福祉用具貸与）との違いがわからない		全くない	まれにある	よくある
その他	（自由記述）			

問 1-5 支給制度に関して、対象者への説明の難しさを項目別に教えてください。（当てはまるものすべてに○を記入、その他には文章を記載）

問い合わせ項目		説明の難しさ			
対象となる用具の種類		難しくない	あまり難しくない	やや難しい	難しい
支給される補装具の個数		難しくない	あまり難しくない	やや難しい	難しい
年齢制限		難しくない	あまり難しくない	やや難しい	難しい
補装具を購入・修理する先		難しくない	あまり難しくない	やや難しい	難しい
制度の対象になる障害の状態像		難しくない	あまり難しくない	やや難しい	難しい
修理・再支給決定のプロセス		難しくない	あまり難しくない	やや難しい	難しい
自己負担額		難しくない	あまり難しくない	やや難しい	難しい
特例補装具について		難しくない	あまり難しくない	やや難しい	難しい
医療保険（治療用装具）との違い		難しくない	あまり難しくない	やや難しい	難しい
労災保険との違い		難しくない	あまり難しくない	やや難しい	難しい
介護保険（福祉用具貸与）との違い		難しくない	あまり難しくない	やや難しい	難しい
その他	（自由記述）				

問 2-1-1 貴市区町村で 2019 年度に支給した補装具の支給件数を新規（新規と購入）/修理別、障害児（18 歳未満）/障害者別に記載してください。また合計欄には、合計支給件数の他、そのうち障害者総合支援法に定める難病患者等※3 に対する支給件数、特例補装具の支給件数を記載してください。（数字を記載）

		購入（新規※1）		購入（再支給※2）		修理	
		障害児	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者
義肢							
装具							
座位保持装置							
視覚障害者安全つえ							
義眼							
眼鏡							
補聴器							
車椅子							
電動車椅子							
座位保持椅子（児のみ）							
起立保持具（児のみ）							
歩行器							
頭部保持具（児のみ）							
排便補助具（児のみ）							
歩行補助つえ							
重度障害者用意思伝達装置	文字等走査入力方式						
	生体現象方式						
	その他（入力装置や固定具）						
合計支給件数							
うち障害者手帳未所持の難病患者等への給付件数							
うち特例補装具の給付件数							

※1 新規：初めて補装具費の支給申請をした件数。ここでは、以前は別の補装具で支給決定されていたが、2019 年度は別の補装具での支給が決定した場合も含む。複数の補装具を同時申請した場合もそれぞれ新規件数とする。

※2 再支給：使用中の補装具が修理不能となった場合に、その代わりとして新たに補装具費を支給した件数。

※3 難病患者等：障害者総合支援法第 4 条で定める「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」。令和元年時点で 361 疾病が該当。

※4 人工内耳は 2020 年度から適用のため除く。

問 2-1-2 2019 年度に初めて申請した/決定した人数について記載してください。（数字を記載）

	障害者	障害児
2019 年度に初めて購入申請した人数	人	人
2019 年度に初めて再支給決定した人数	人	人
2019 年度に初めて修理申請した人数	人	人

問 2-2 貴市区町村で 2019 年度に支給した補装具のうち借受けに関する支給件数を記載してください。（数字を記載）

対象種目	借受け件数
義肢（完成用部品）	
装具（完成用部品）	
座位保持装置（完成用部品）	
座位保持椅子（児のみ）	
歩行器	
重度障害者用意思伝達装置（本体）	
合計支給件数	
うち障害者手帳未所持の難病患者等への給付件数	

以上でアンケートは終了です。
ご協力ありがとうございました。

【参考】補装具種目一覧（平成18年厚生労働省告示第528号）

（単位：円）

種目	名 称		R2購入基準	耐用年数	種目	名 称		R2購入基準	耐用年数
義 肢（注1、2）			423,000	1～5	電動 車椅子	普通型（4.5km/h）		314,000	6
装 具（注1、2）			84,000	1～3		普通型（6.0km/h）		329,000	
座位保持装置（注1）			352,000	3		簡易型	A 切替式	157,500	
視 覚 障 害 者 安 全 つ え	普 通 用	グラスファイバー	3,550	2			B アシスト式	212,500	
		木材	1,650			リクライニング式普通型	343,500		
		軽金属	2,200	5		電動リクライニング式普通型	440,000		
	携 帯 用	グラスファイバー	4,400	2		電動リフト式普通型	701,400		
		木材	3,700			電動ティルト式普通型	580,000		
		軽金属	3,550	4	電動リクライニング・ティルト式普通型	982,000			
身体支持併用			3,800	4	座位保持椅子（児のみ）			24,300	3
義 眼	レディメイド		17,000	2	起立保持具（児のみ）			27,400	3
	オーダーメイド		82,500		歩 行 器	六輪型		63,100	5
眼 鏡	矯（ 正注 用3 ）	6D未満	17,600	四輪型（腰掛つき）		39,600			
		6D以上10D未満	20,200	四輪型（腰掛なし）		39,600			
		10D以上20D未満	24,000	三輪型		34,000			
		20D以上	24,000	二輪型		27,000			
	遮 光 用	前掛け式	21,500	固定型		22,000			
		掛けめがね式	30,000	交互型		30,000			
	コンタクトレンズ			15,400		頭部保持具（児のみ）			7,100
	弱 視 用	掛けめがね式	36,700	排便補助具（児のみ）			10,000	2	
焦点調整式		17,900	歩 行 補 助 つ え	松 葉 づ え	木 材	A 普通	3,300	2	
補 聴 （ 注4 ）	軽 金 属	B 伸縮				3,300			
		A 普通		4,000	4				
	B 伸縮	4,500							
	カナディアン・クラッチ			8,000					
	ロフストランド・クラッチ			8,000					
	多点杖			6,600					
	ブラットフォーム杖			24,000					
	意 思 度 伝 達 害 者 用	文字等走査入力方式		5					
簡 易 な もの		簡易なもの			143,000				
		簡易な環境制御機能が付加されたもの			191,000				
		高度な環境制御機能が付加されたもの			450,000				
		通信機能が付加されたもの			450,000				
生体現象方式		450,000							
内 人 耳 工		人工内耳用音声信号処理装置修理		30,000	—				
(注1) 義肢・装具・座位保持装置の基準額については、平成28年度交付実績(購入金額)1件当たり平均単価を記載。(千円未満は四捨五入。平成28年度福祉行政報告例より。)									
(注2) 義肢・装具の耐用年数について、18歳未満の児童の場合は、成長に合わせて4ヶ月～1年6ヶ月の使用年数となっている。									
(注3) 遮光用としての機能が必要な場合は、30,000円とすること。									
(注4) デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し、専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は2,000円を加算すること。									

第11次改正 令和2年3月31日厚生労働省告示第157号

資料－2.障害当事者アンケート票

「補装具費支給制度」に関するアンケート調査

障害者等の失われた身体機能を補完、または代替するための更生用の用具である補装具は、障害者総合支援法に基づいて支給されます。このアンケートは、補装具費支給制度につきまして、障害当事者の皆さまにお伺いするものです。

この制度を皆さまにわかりやすくお伝えする方法を検討するために、皆さまの声をうかがいたいと存じますので、なにとぞ、ご協力を賜りますよう、お願いいたします。

問0 お住いの都道府県名+市区町村名を記入ください

都・道・府・県	市・区・町・村
---------	---------

問1 このアンケートをご記入いただいているのはどなたですか？（どれか一つ）

- ☐ 障害当事者本人
- ☐ 障害当事者の家族
- ☐ 障害当事者の介助者
- ☐ その他（ ）

問2 あなた（障害当事者）のご年齢は？（どれか一つ）

- ☐ 17歳以下 ☐ 18歳～29歳
- ☐ 30～49歳 ☐ 50～69歳
- ☐ 70歳以上

問3 あなた（障害当事者）は障害者手帳をお持ちですか？（どれか一つ）

- ☐ 持っている ☐ 持っていない ☐ 申請を予定している
- ☐ その他（ ）

問4 あなた（障害当事者）の障害は何ですか？（あてはまるもの）

- ☐ 肢体不自由 ☐ 視覚障害 ☐ 聴覚障害 ☐ 言語障害
- ☐ 難病（ ） ☐ その他障害（ ）

問5 あなた（障害当事者）が使用している、または使用したい補装具は以下のうちどれですか？（複数回答可）

- ☐ 義肢 ☐ 装具 ☐ 座位保持装置 ☐ 視覚障害者安全つえ
- ☐ 義眼 ☐ 眼鏡 ☐ 補聴器 ☐ 車椅子
- ☐ 電動車椅子 ☐ 座位保持椅子 ☐ 起立保持具 ☐ 歩行器
- ☐ 頭部保持具 ☐ 排便補助具 ☐ 歩行補助つえ ☐ 重度障害者用意思伝達装置
- ☐ 人工内耳用音声信号処理装置（制度の支給対象は音声信号処理装置修理のみ）
- ☐ その他（ ）

☐はじめで申請した際に、すでに知っていた
⇒制度内容や申請方法についてはご存知でしたか？

☐知らなかった

☐知っていた

☐補装具について、相談にいったときに知った
⇒それはどこに相談しましたか？

☐お住まいの自治体

☐相談支援センター

☐更生相談所

☐病院

☐リハビリテーション病院

☐その他（

☐制度自体知らない

☐利用している ☐以前利用したことがある ☐利用したことがない

☐申請手続きが面倒、困難
☐費用負担が気になる
☐他制度（介護保険等）の対象となった
☐その他（ ）

☐希望の補装具が対象ではない
☐自費購入した
☐使わなくなった

☐ 障害当事者本人
 ☐ 障害当事者の家族
☐ 代行者（病院のケースワーカー、作業療法士、理学療法士など）
☐ わからない・忘れた

☐ 制度全体の仕組み	☐ 申請対象者の要件
☐ 対象補装具	☐ 支給決定の仕組み
☐ 購入の場合の手続き	☐ 給付額、自己負担額等の費用にかかる事項
☐ 修理の場合の手続き	☐ 借受けの場合の手続き
☐ 作り替えの時期の取扱い	☐ 利用者が成長した場合の取扱い
☐ 障害が進行した場合の取扱い	☐ 補装具に不具合が出た場合の取扱い
☐ その他	

問 11 問 7で「利用したことがない」とこたえた方、利用したいと思いますか？（どれか一つ）

- ☐利用したい ☐利用する必要はない ☐わからない

問 12 問 11 で「利用したい」とこたえた方、利用できない理由を教えてください。(複数回答可)

- ☐ 利用方法がわからない
 ☐ 申請手続きが面倒
- ☐ 希望の製品が対象ではない
 ☐ 費用負担が気になる
- ☐ 誰に相談したらよいかわからない
- ☐ その他（

問 13 あなた（障害当事者及びその家族）は、「補装具費支給制度」について説明されている情報を見たことや説明を受けたことがありますか？（どれか一つ）

- ☐ 見た（説明を受けた）ことがある ☐ 見た（説明を受けた）ことがない ☐ わからない

問 14 問 13 で「見た（説明を受けた）ことがある」とこたえた方、それはどんな情報でしたか？（複数回答可）

- ☐自治体のホームページ
- ☐厚生労働省のホームページ
- ☐補装具業者のホームページ
- ☐パンフレット

→ それはどこで手に入れましたか？

- ☐お住まいの自治体
 ☐相談支援センター
 ☐更生相談所
☐病院
 ☐リハビリテーション病院
 ☐その他（ ）

☐ 担当者の説明

→ 説明をされたのは誰ですか？

- ☐自治体担当者
 ☐相談支援専門員
 ☐更生相談所職員
☐ケースワーカー
 ☐医療職(医師、看護師、作業療法士、理学療法士、言語聴覚療法士)
☐補装具事業者
 ☐わからない
 ☐その他 ()

☐ その他の情報

--

問 15 「補装具費支給制度」を利用するとして、相談したいタイミングはいつですか？（複数回答可）

- ☐ 医師によって補装具を使用すべきと診断されたとき
- ☐ 医療機関を利用したときや退院のとき
- ☐ 自治体への身体障害者手帳の申請のとき
- ☐ 相談支援センターにおける利用計画相談のとき
- ☐ 更生相談所における来所相談のとき
- ☐ その他（

問 16 「補装具費支給制度」の情報提供について感じている問題点は何ですか？（複数回答可）

- ☐ 知りたい情報が適切に提供されていない
- ☐ 情報がわかりにくく理解できない
- ☐ どこから情報が提供されているかわからない
- ☐ 適切な手段で情報が提供されていない（例：視覚障害者への配慮が足りない等）
- ☐ 相談窓口がわからない
- ☐ その他（

問 17 「補装具費支給制度」の情報提供を行うには、どんな手段があなたにとって有効ですか？（複数回答可）

- ☐ ホームページへの掲載
 ☐ リーフレットなどの紙媒体
- ☐ 点字リーフレット
 ☐ 説明会の実施
- ☐ その他（

問 18 その他に、「補装具費支給制度」に関する情報提供について、ご意見があればご自由にお書きください。

[illegible]

以上でアンケートは終了です。
ご協力ありがとうございました。